

令和5年2月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(2月20日 【経済対策補正・委員間討議】)

| | |
|--------------------------|----|
| 1、開催日時・場所 | 1 |
| 2、出席者 | 1 |
| 3、経過 | 1 |
| 分科会 | |
| 総務部長予算議案説明 | 2 |
| 教育長予算議案説明 | 4 |
| 福祉保健部長予算議案説明 | 5 |
| こども政策局長予算議案説明 | 6 |
| 予算議案に対する質疑 | 6 |
| 予算議案に対する討論 | 10 |
| 委員会 | |
| 審査内容等に関する委員間討議(協議) | 10 |

(第1日目)

| | |
|-----------------|----|
| 1、開催日時・場所 | 12 |
| 2、出席者 | 12 |
| 3、審査事件 | 12 |
| 4、付託事件 | 12 |
| 5、経過 | |

(総務部)

分科会

| | |
|------------------|----|
| 総務部長予算議案説明 | 13 |
| 予算議案に対する質疑 | 14 |
| 予算議案に対する討論 | 22 |

委員会

| | |
|-----------------------|----|
| 総務部長総括説明 | 22 |
| 学事振興課長補足説明 | 24 |
| 議案に対する質疑 | 26 |
| 議案に対する討論 | 31 |
| 決議に基づく提出資料説明 | 31 |
| 陳情審査 | 32 |
| 議案外所管事務一般に対する質問 | 32 |

(教育委員会)

分科会

| | |
|--------------------|----|
| 教育長予算議案説明 | 34 |
| 決議に基づく提出資料説明 | 37 |
| 予算議案に対する質疑 | 37 |
| 予算議案に対する討論 | 44 |

委員会

| | |
|---------------|----|
| 教育長総括説明 | 44 |
|---------------|----|

| | |
|-----------------------|-----|
| 議案に対する質疑 | 4 6 |
| 議案に対する討論 | 4 9 |
| 決議に基づく提出資料説明 | 4 9 |
| 陳情審査 | 5 0 |
| 議案外所管事務一般に対する質問 | 5 0 |

(第2日目)

| | |
|-----------------|-----|
| 1、開催日時・場所 | 6 4 |
| 2、出席者 | 6 4 |
| 3、経過 | |

(福祉保健部・こども政策局)

分科会

| | |
|---------------------|-------|
| 福祉保健部長予算議案説明 | 6 4 |
| こども政策局長予算議案説明 | 6 7 |
| 決議に基づく提出資料説明 | 7 0 |
| 予算議案に対する質疑 | 7 0 |
| 予算議案に対する討論 | 1 0 4 |

委員会

| | |
|-----------------------|-------|
| 福祉保健部長総括説明 | 1 0 4 |
| こども政策局長総括説明 | 1 0 7 |
| 議案に対する質疑 | 1 0 8 |
| 議案に対する討論 | 1 0 8 |
| 決議に基づく提出資料説明 | 1 0 8 |
| 陳情審査 | 1 0 9 |
| 感染症対策室長 | 1 0 9 |
| 障害福祉課長 | 1 1 2 |
| 原爆被爆者援護課 | 1 1 4 |
| 議案外所管事務一般に対する質問 | 1 1 5 |
| 委員間討議 | 1 2 5 |

| | |
|----------------|-------|
| ・審査結果報告書 | 1 2 8 |
|----------------|-------|

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料(先議) (総務部)
- ・分科会関係議案説明資料(先議) (教育委員会)
- ・分科会関係議案説明資料(先議) (福祉保健部)
- ・分科会関係議案説明資料(先議) (こども政策局)
- ・分科会関係議案説明資料 (総務部)
- ・委員会関係議案説明資料 (総務部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1) (総務部)
- ・分科会関係議案説明資料 (教育委員会)
- ・委員会関係議案説明資料 (教育委員会)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1) (教育委員会)

- ・分科会関係議案説明資料 (福祉保健部)
- ・委員会関係議案説明資料 (福祉保健部)
- ・委員会関係議案説明資料 (追加1) (福祉保健部)
- ・分科会関係議案説明資料 (こども政策局)
- ・委員会関係議案説明資料 (こども政策局)

先議・委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年2月20日

自 午後 1時30分
至 午後 2時23分
於 委員会室2

体育保健課長 松山 度良 君

体育保健課体育指導監 岩橋 英夫 君

福祉保健部長 寺原 朋裕 君

福祉保健部次長 石田 智久 君

福祉保健部次長 中尾美恵子 君

福祉保健課長 安藝雄一朗 君

医療人材対策室長 峰松 妙佳 君

国保・健康増進課長 川内野寿美子 君

長寿社会課長 尾崎 正英 君

障害福祉課長 吉田 稔 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 下条 博文 君
副委員長(副会長) 山口 経正 君
委 員 外間 雅広 君
" 前田 哲也 君
" 松本 洋介 君
" 坂本 浩 君
" 大場 博文 君
" 宮本 法広 君
" 饗庭 敦子 君
" 久保田将誠 君
" 鶴瀬 和博 君

こども政策局長 田中紀久美 君

こども未来課長 徳永 憲達 君

こども未来課企画監 村崎 佳代 君

こども家庭課長 平川 顕作 君

3、欠席委員の氏名

なし

6、付託事件の件名

第47号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第15号）

（関係分）

4、委員外出席議員の氏名

なし

7、審査の経過次のとおり

— 午後1時30分 開会 —

5、県側出席者の氏名

総務部長 大田 圭 君
学事振興課長 門池 好晃 君

教育長 中崎 謙司 君

教育次長 狩野 博臣 君

総務課長 桑宮 直彦 君

教育環境整備課長 山崎 賢一 君

生涯学習課長 山崎 由美 君

【下条委員長】ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、大場委員、宮本委員のご両名にお願いいたします。

本日の議題は、第47号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」のうち関係部

分及び令和5年2月定例会における本委員会の審査内容等についてであります。

審査方法についてお諮りいたします。

本日審査する議案は、明日の予算決算委員会及び本会議で審議する必要があることから、付託議案に限って審査を行い、その後、令和5年2月定例会における本委員会の審査内容等についての委員間討議を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

また、今回、総務部長が総務分科会にも出席する必要がありますことから、配付いたしております審査順序のとおり、まず総務部関係の審査を行い、終了後、他の部局の合同により審査することにしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

なお、理事者の出席範囲につきましては、付託議案に係る範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

【下条分科会長】それでは、分科会による審査を行います。

まず、総務部関係の審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より、予算議案の説明を求めます。

【大田総務部長】総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の「予算決算委員会文教厚生分科会関係説明資料 第47号議案」をお開きいただければと存じます。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第47号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」のうち関係部分でございます。

今回の補正予算は、国において決定されました「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に沿って、令和4年12月2日に成立いたしました国の補正予算等に適切に対処するとともに、本県独自の経済対策を緊急に実施するため、必要な予算を追加しようとするものでございます。

歳出予算といたしましては、合計で1億9,276万4,000円の増を計上しています。

この歳出予算の内容につきましてご説明いたします。

コロナ禍における物価高騰等の影響を受けた低所得者世帯への負担軽減を図るため、経済的に困窮している生徒に対して、県立大学、私立高等学校及び専修学校が行う授業料減免を支援するものであり、県立大学に対する経費として4,072万1,000円の増、私立高等学校及び専修学校に対する経費といたしまして、7,078万5,000円の増を計上しています。

また、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を図るため、私立小・中学校の給食費及び私立中学校・高等学校の寄宿舎運営費を支援する経費といたしまして、8,125万8,000円の増を計上しています。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回計上しております国の補正予算に対応するための事業等につきましては、年度内に適正な事業期間が確保できないことから、大学法人費4,072万1,000円、私立学校助成費1億5,204万3,000円について、繰越明許費を増額しようとするものでございます。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【下条分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 それでは、まず、経済的に困窮している生徒に対しての授業料減免について確認させていただきます。

物価高騰など、本当に厳しい経済状況の中で、ありがたい話なんですけど、どういう方が対象になっているのか、お尋ねいたします。

【門池学事振興課長】 今回、経済的な困窮の関係で高等学校の授業料、県立大学の授業料、それから専修学校の授業料等に対する授業料の減免の上乗せを実施しております。高等学校については、対象者数は全日制が501人、通信制が76人、専攻科について91人を予定しております。県立大学の授業料については228人、専門学校については295人を対象者数としております。

【松本委員】 それはどのような制限で人数を割り出しているのか、お尋ねいたします。

【門池学事振興課長】 今回の補正に上げております授業料減免は、基本的には国の就学支援制度の上限を超したところを県が上乗せをしているという整理になっておまして、高等学校でありましたら国の就学支援金というのがあって、月額3万3,000円を限度として支援をしているんですけども、年収380万円未満の世帯で県内の私立高校で3万3,000円を超える授業料を設定している学校が6校ございます。その分についての上乗せを支援するというところ。

それから、県立大学と専門学校につきましても、高等教育の無償化ということで国が修学支援制度を設けているんですけども、その中で年収380万円未満世帯の学生が対象になっているんですけども、その全額減免にならない

部分ですね、県立大学でありましたら全額減免にならない部分、それから専修学校で59万円という上限がありまして、そこに達しない世帯の学生を対象に算定しております。

【松本委員】 年収380万円未満で免除もされているけど、その部分の上乗せ分ということで理解をしました。大変厳しい状況の中で、大きな補助になると思いますので、速やかに進めていただきたいと思います。

もう一つ、私立の学校の寄宿舎の運営費について確認をいたします。

先日、ある私立高校の校長先生とちょっとお話をした時に、私立高校は市外、県外から来て寄宿舎に入っている方がなかり多い。物価高騰で食料費とか光熱費が上がったために寮費を値上げしたというお話を聞きました。ご家庭の負担が、もともと寄宿舎で寮費がかかるのに、さらに上乗せということで大変厳しいというご相談を受けて、この支援にありがたいと思います。

具体的にどのような支援になっているのか、基準等についてお尋ねします。

【門池学事振興課長】 寄宿舎の支援については、私立の高等学校と中学校の寄宿舎で食事を提供しているんですけども、食品が物価高騰の影響で上昇しているというところで、令和3年度からの上昇分、約25%の部分を県の方で支援をする制度としております。

【松本委員】 やはり食べ盛りの中高生で、物価が上がったからといって食事の質を下げたり、量を減らすことは大変心苦しいと思いますし、この支援をしっかりと活用していただけるように、全ての寄宿舎のあるところに周知していただいて、利活用していただければと思います。以上です。

【下条分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第47号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第47号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 1時40分 休憩 —

— 午後 1時40分 再開 —

【下条分科会長】 分科会を再開します。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、教育委員会及びこども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

しばらく休憩し、13時50分から再開いたします。

— 午後 1時41分 休憩 —

— 午後 1時50分 再開 —

【下条分科会長】 分科会を再開します。

これより、教育委員会及びこども政策局を含む福祉保健部の審査を行います。

教育長より、予算議案の説明を求めます。

【中崎教育長】 それでは、お手元に教育委員会の議案説明資料をよろしくお願いたします。

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第47号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に沿って、令和4年12月2日に成立した国の補正予算等に適切に対処するとともに、本県独自の経済対策を緊急に実施するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、国庫支出金9,366万9,000円の増、歳出予算は、合計2億5,200万1,000円の増となっております。

結果、令和4年度の教育委員会所管の予算総額は、1,310億7,742万6,000円となります。

次に、歳入予算の内容については記載のとおりでございます。

3ページでございます。次に、歳出予算の内容についてご説明いたします。

物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を目的とした県立高校の寄宿舎運営に対する支援に要する経費として3,012万8,000円の増、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を目的とした県立学校に対する給食費及び舎食費の支援に要する経費として2,554万2,000円の増、電気代・燃油高騰の影響を受けている指定管理者の公共サービスの維持・継続のための支援に要する経費として882万2,000円の増、感染者等が発生した県立学校において教育活動を継続するために追加的に必要な保健衛生用品の整備等に要する経費として1億8,180万円の増、

市町が進める休日の部活動の地域移行体制構築に対する支援に要する経費として570万9,000円の増を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回補正予算に計上しております国の補正予算に対処するための事業等については、年度内に適正な事業期間が確保できないことなどから、記載のとおり繰越明許費を増額するとともに、新たに繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【下条分科会長】次に、福祉保健部長より説明を求めます。

【寺原福祉保健部長】福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 福祉保健部」の2ページをごらんください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第47号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に沿って、令和4年12月2日に成立した国の補正予算等に適切に対処するとともに、本県独自の経済対策を緊急に実施するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、福祉保健部合計で2億2,305万7,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で3億5,578万8,000円の増となっております。

なお、科目につきましては2ページに記載のとおりであります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたし

ます。

高齢者及び障害者施設の施設整備及び環境整備について。

社会福祉施設等の利用者等の安全を守るため、高齢者施設等において、災害による長期間の停電にも施設機能を維持するため、非常用自家発電設備の整備に要する経費として4,349万8,000円の増、介護ロボット・ICTの導入や活用を促進するため、機器を活用する職員向けの研修を開催し、介護人材のデジタルリテラシー向上に取り組む介護事業所への支援に要する経費として2,052万2,000円の増、障害者施設等における耐震化対策に要する経費として2億7,590万円の増、障害者支援施設等が介護負担軽減、労働環境の改善、生産性の向上等を図るため介護ロボット等を導入するための支援に要する経費として1,089万6,000円の増、障害福祉現場の業務効率化及び負担軽減を推進するため、モデルとなる障害福祉サービス事業所等がICTを導入するための支援に要する経費として439万5,000円の増を計上しております。

4ページをお開きください。

指定管理者負担金について。

電気代・燃油価格高騰の影響を受けている指定管理者の公共サービスの維持・継続の支援に要する経費として、57万7,000円の増を計上しております。

このほか、4ページ中段、繰越明許費の内容につきましては記載のとおりであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条分科会長】次に、こども政策局長より説明を求めます。

【田中こども政策局長】こども政策局関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」のこども政策局の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第47号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に沿って、令和4年12月2日に成立した国の補正予算等に適切に対処するとともに、本県独自の経済対策を緊急に実施するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、合計で12億7,373万6,000円の増となっております、各科目につきましては記載のとおりであります。

この結果、令和4年度のこども政策局所管の一般会計歳出予算総額は、290億878万9,000円となります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

子育て世帯臨時特別支援事業について。

子育て世帯の家計の負担軽減を図るとともに、子どもたちへの県産米の魅力発信と食育推進のための県産米限定お米券配布に要する経費として、12億5,623万2,000円の増を計上いたしております。

3ページをご覧ください。

学校給食費等への支援について。

物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を図るため、私立幼稚園、認可外保育施設への給食費支援に要する経費として、1,750万4,000円の増を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回補正予算に計上しております国の補正予

算に対処するための事業等については、年度内に適正な事業期間を確保することができないことから、児童福祉費12億6,428万2,000円、私立学校振興費945万4,000円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【松本委員】先ほど説明がありました子育て世帯臨時特別支援事業について質問いたします。

説明資料に「子育て世帯の家計の負担軽減を図る」とありますが、今回の事業がどのような負担軽減になるのか、お尋ねいたします。

【平川こども家庭課長】今回の事業につきましては、長期化しているコロナ禍とか物価高騰の中で、県の独自の経済対策といたしまして、子育て世帯の家計の負担軽減を図るために、県産米限定のお米券を配布したいと思っております。これは、子どもさんがいる世帯ほど食費の負担が大きく、特に育ち盛りの子どもを育てるため、食費はなかなか削れないということもあろうかと思えます。こういった家計の負担軽減のためには、お米を配布するといったものが効果的ではないかということで事業を組み立てさせていただいております。

【松本委員】それでは、12億5,623万円の積算の根拠についてお尋ねいたします。

【平川こども家庭課長】今回、子ども一人当たり10キログラム相当のお米を配布したいと思っております、それが約5,000円としております。令和4年10月現在で子どもの数が約20万

4,000人ということで、1人当たり約5,000円で約10億2,300万円程度となります。残りの差額2億3,300万円程度は、委託業務を行っていただくための委託事務費ということで考えています。

【松本委員】 10キロ5,000円積算で20万4,602人、事務費が2億円ほどということですか。

20万人のお子さんにどうやって届けるのかというところで、お米券を配布するということですが、このお米券の配布方法、申請とか告知とかはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

【平川こども家庭課長】 まず、お米券の申請につきましては、直接子育て世帯の方から、私もが業務を委託する事業者に対して申請を行っていただきます。申請に当たっては、ホームページ等から申請書をダウンロードしていただき、それを利用していただくとか、そういった環境がない方に関しては、受託業者から申請書を送付するというようなことを考えています。

また、告知につきましては、これも委託業務の中に含めたいと考えておりますが、フリーペーパー等への掲載とかSNSによる広告、それから学校等を通じたチラシなどを配布いたしまして、可能な限り周知が行き渡るように工夫してまいりたいと思っております。

【松本委員】 気になったのは、自己申請なんです。お米10キロを1人に、それをまず知っていないと申請もできないし。

家計が大変なものもわかるんですけども、20万人みんなが申請するとは限らないと思うし、大変であれば、なぜ1人10キロなのかなというところも含めて、やはりこの申請、周知、告知というのがすごく大事になってくると思います。

2億円の事務費をかけて委託業者をお願いするわけだから、余った部分はどうするのかとか、

しかし、余ろうが何しようが2億円の事務費はかかるわけであって。

10キロ以上はだめなのか、残った分はどうするのか、その辺は今の段階ではどのようにお考えですか。

【平川こども家庭課長】 お米を受け取らない方が出てきた時の余った費用についてということかと思います。これについては、委託事業者を通じてお米券を配布してもらいますが、その中で余ってまいりますので、それは業者から返還をいただくことになろうかと思っています。

【松本委員】 ですから、ここの部分で一番大事なことは、12億円と結構大きな金額ですし、もちろん困っているご家庭はたくさんあるけれども、大事なものは、行政側から送るわけではなくて自分から自己申告で申請をしなきゃいけない。1人10キロとなっている。そうしたら、たくさんお子さんがいらっしゃる場所は30キロ、40キロあるかもしれないけれども、1人のところは一家庭に10キロというところで。

お困りになっているところは事前にわかっていると思うんですよね。こども食堂の関係とか貧困の問題に関わる施設のところが、恐らくそのような情報を持っていると思うので、そういう困っている方々にしっかりと伝わって、その方々に活用していただけるための周知、告知のための2億円の事務費だと思うんです。そこを、これから契約されるでしょうから、これは税金なので、しっかりと取り組んでいただけないように業者と打ち合わせをしていただきたいと思います。

【下条分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】 幾つか確認させていただきます。

まず、教育委員会関係ですけれども、県立高

校の寄宿舎運営に対する支援ということで約3,000万円ですね、先ほど説明がありました。これは補助対象が県立高校の寄宿舎運営協議会となっているようですけれども、この寄宿舎運営協議会というものがどういうものなのか、教えてくださいいただけますか。

【山崎教育環境整備課長】県立高校に設置をしております寄宿舎運営協議会の構成といたしましては、寄宿舎を設置している学校長、それと教頭とか事務長などの教職員、PTAの役員のほか、寄宿舎に入居している生徒の保護者で構成をしている団体でございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。そうしたら、これは寄宿舎を持っている県立学校に直接支援をする、補助を出すということではなくて、この寄宿舎運営協議会に補助を出して、その中で振り分けるという理解でいいんですか。

【山崎教育環境整備課長】はい、そのとおりでございます。

【坂本(浩)委員】了解いたしました。

次に、福祉保健部関係なんですけれども、高齢者施設の災害による長期間の停電時にも施設機能を維持するための非常用の自家発電の整備を支援ということで、これは非常用自家発電設備が4施設というふうになっているんです。

もともとこれは今度の補正で4,300万円ぐらいですね。それまでの予算が1,500万円ということで、これは今年度に予定をしていたところが4施設で、補正を出して丸々今年度分はカバーできますというふうな理解でよかったですでしょうかね。

【尾崎長寿社会課長】今回お願いしております補正予算につきましては、国の経済対策に基づきまして、非常用自家発電の新たな整備についての補助メニューが出たものですから、改めて

県内の事業所に需要を調査いたしまして、4施設から希望が出たものですから、それについての予算を計上させていただいているところでございます。

既存の予算は特別養護老人ホーム等整備費、特別養護老人ホーム等の整備に関する予算ということですので、今回の予算は、この非常用自家発電設備4施設分を導入する予算となっております。

【坂本(浩)委員】この4施設の希望に基づいて予算化、補正予算を充てたということですね。わかりました。

それから、指定管理者の支援負担金ということで福祉保健部関係と教育委員会とあったと思います。

これは、トータルして公共サービスの維持・継続を支援ということなんですけれども、この公共サービスの維持・継続を支援というのは具体的にどういうものなのかを、それぞれ教えていただいているんですか。それと、できれば負担金を出す施設名がわかれば教えてください。

【松山体育保健課長】体育保健課で所管しております体育施設としましては、県立総合体育館、県営野球場、小江原射撃場、それと佐世保の県立武道館がでございます。いずれも一般県民の方々に利用していただいている施設でございますので、そこをしっかりと維持ができるよう指定管理者に支援を行おうとするものでございます。

【峰松医療人材対策室長】今回、予算要求をお願いしておりますのは、医療人材対策室関係で看護キャリア支援センターの維持のため、電気代高騰分の影響費用29万3,000円を計上しております。こちらは看護職員の離職防止、それから再就業支援のための研修の拠点施設として、県下全域の方にご利用いただく施設となっております。

りますので、こちらの施設の維持のために今回予算要求をお願いしております。

【川内野国保・健康増進課長】国保・健康増進課で所管しております指定管理施設につきましては、難病相談支援センターとなっております。こちらは難病患者からのいろいろな、療養生活とか日常生活上の相談とか就労関係の相談を受ける施設となっております、こちらの施設の維持管理のために必要な経費を計上しております。

【山崎生涯学習課長】生涯学習課が所管しておりますのは青少年教育施設で、佐世保青少年の天地と世知原少年自然の家への支援になります。

【坂本(浩)委員】ありがとうございます。今言われたそれぞれの施設が一般の方も含めて利用しているということで、燃油高騰とかで、その負担金として通常の方よりもプラスアルファという理解でいいんじゃないかなと思いますけれども、そういう理解でよろしかったですかね。

それぞれ所管のところでこういう指定管理者があると思うんですけども、これは、それぞれにどうですかと聞いて、今回の物価・燃油高騰等の中で、希望があったところに負担金として出すということでよかったんでしょうか。

【松山体育保健課長】各指定管理者に実績見込みを出していただきまして、当初に予算設定されている部分の差額というところに今回支援を行おうというものでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。ほかの施設も含めてそうだろうと思います。

合計で、教育委員会関係で6施設と福祉保健部関係で2施設ですかね。それ以外のところは、問題ないということでよかったんですね。わかりました。いいです、結構です。

【下条分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【宮本委員】1点だけ、確認の意味も踏まえて質問をさせていただきます。先ほど松本委員からありました子育て世帯臨時特別支援事業費について、ちょっとお尋ねいたします。

先ほど、対象者20万人、1人当たり5,000円と、なかなか一人当たりの値段を高く設定されているなという印象がありますが、目的は子育て世帯の家計の負担軽減、そして県産米の魅力発信と食育推進とあります。

これは交換の期限は設ける予定でしょうか。そこをまず確認させてください。

【平川こども家庭課長】正確にはまだ、契約前でございますので、今考えておりますのは、使用期限といたしまして年内いっぱいぐらいというところは一つの目安かなと思っております。

【宮本委員】余計なお世話かもしれませんが、市場から県産米がなくなるんじゃないかという懸念はあり得ますか。20万人の方々を対象に配布をして、県産米がなくなってしまっても買えなくて、結局使えなくなったと。20万人分だったら、結構市場から売れていくんだろうなという予想はありますが、そういった懸念はいかがでしょうか。大丈夫ですか。

【平川こども家庭課長】今回の事業を検討するに当たりまして、農林部ともこのお話はさせていただいております。その結果、特にそういった問題はないと伺っております。

【宮本委員】ありがとうございます。安心しました。そういった事態が発生しないような取組をお願いしたいと思います。

併せて県産米の魅力発信ということですが、お米券を配布する際に、県産米はこういったものですよという案内のチラシか何か同封される予定はありますか。県産米の魅力増進というこ

となので、併せてそういったものも一緒にしたほうが、より効果的ではないかなと思ったものですから、それも確認をさせてください。

【平川こども家庭課長】例えば県産米の品種ごとの特徴とか、冷えてもおいしい「なつほのか」はお弁当に最適だとか、それ以外にも、県産米の生産から食卓に届くまでの一連のストーリーをわかりやすく紹介したチラシみたいなものを、お米券を送る際に一緒に同封して送るといったことは、少し考えられるかなと思っております。

【宮本委員】こういった取組はなかなかないことかと考えますので、これを機に、目的に県産米の魅力発信ということであれば、そういったものも併せてすると、より効果的かと思えますので、よろしく願いいたします。

【下条分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第47号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第47号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時16分 休憩 —

— 午後 2時16分 再開 —

【下条分科会長】分科会を再開します。

これもちまして、本分科会関係の予算議案審査を終了いたします。

この後、2月定例会における本委員会での審査内容についての委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時17分 休憩 —

— 午後 2時18分 再開 —

【下条委員長】委員会を再開いたします。

本日の委員会は、3月7日からの本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法についてお諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、委員間を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時19分 休憩 —

— 午後 2時22分 再開 —

【下条委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

これもちまして、本日の文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 2時23分 閉会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年3月7日

自 午前10時 0分
至 午後 4時 0分
於 委員会室 2

| | |
|------------|---------|
| 福利厚生室長 | 市瀬加緒理 君 |
| 教育環境整備課長 | 山崎 賢一 君 |
| 教職員課長 | 高稲 稔也 君 |
| 義務教育課長 | 加藤 盛彦 君 |
| 義務教育課人事管理監 | 谷口 昭文 君 |
| 高校教育課長 | 田川耕太郎 君 |
| 高校教育課人事管理監 | 初村 一郎 君 |
| ICT教育推進室長 | 岩坪 正裕 君 |
| 特別支援教育課長 | 分藤 賢之 君 |
| 児童生徒支援課長 | 大川 周一 君 |
| 生涯学習課長 | 山崎 由美 君 |
| 生涯学習課企画監 | 三好 素子 君 |
| 学芸文化課長 | 日高 真吾 君 |
| 体育保健課長 | 松山 度良 君 |
| 体育保健課体育指導監 | 岩橋 英夫 君 |
| 教育センター所長 | 立木 貴文 君 |

2、出席委員の氏名

| | |
|-----------|---------|
| 委員長(分科会長) | 下条 博文 君 |
| 副委員長(副会長) | 山口 経正 君 |
| 委員 | 外間 雅広 君 |
| " | 前田 哲也 君 |
| " | 松本 洋介 君 |
| " | 坂本 浩 君 |
| " | 大場 博文 君 |
| " | 宮本 法広 君 |
| " | 饗庭 敦子 君 |
| " | 久保田将誠 君 |
| " | 鷓瀬 和博 君 |

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

| | |
|--------|---------|
| 総務部長 | 大田 圭 君 |
| 学事振興課長 | 門池 好晃 君 |

| | |
|------------|---------|
| 教育長 | 中崎 謙司 君 |
| 政策監 | 島村 秀世 君 |
| 教育次長 | 狩野 博臣 君 |
| 総務課長 | 桑宮 直彦 君 |
| 県立学校改革推進室長 | 竹之内 覚 君 |

6、付託事件の件名

第1号議案

令和5年度長崎県一般会計予算（関係分）

第2号議案

令和5年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別
会計予算

第13号議案

令和5年度長崎県国民健康保険特別会計予算

第35号議案

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）
（関係分）

第44号議案

令和4年度長崎県国民健康保険特別会計補正
予算（第2号）

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議案

第17号議案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）

第21号議案

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）

第22号議案

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

第23号議案

県立高等学校等条例の一部を改正する条例

第30号議案

長崎県公立大学法人の中期目標〔第4期〕について

（2）請願

なし

（3）陳情

- ・令和5年度県政に対する要望
- ・令和5年度県政に対する要望
- ・予防接種に関する記録の延長を求める要望書
- ・海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ
- ・子どもたちの生活がより文化的なものとなるよう感染症対策の緩和について長崎県としてのメッセージ発出を求める陳情書

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【下条委員長】おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第

17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分外4件でございます。

そのほか陳情5件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を文教厚生分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分外4件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

【下条分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より、予算議案の説明を求めます。

【大田総務部長】総務部関係の議案についてご説明申し上げます。

総務部の「予算決算委員会文教厚生分科会関係説明資料」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分でございます。

4ページをお願いいたします。

はじめに、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算総額は39億6,078万2,000円、歳出予算総額は128億6,081万6,000円を計上しております。

歳出予算の主な事業についてご説明いたします。

長崎県公立大学法人に対する運営費交付金、県立大学佐世保校の建替えのための施設整備事業費補助金等に要する経費といたしまして、大学法人費36億3,404万3,000円、私立学校の教育条件の維持向上、施設の安全性の確保及び保護者の負担の軽減を図る経費といたしまして、私立学校助成費91億3,614万1,000円を計上しております。

次に、令和6年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

県立大学佐世保校建設整備に伴う建設工事関連経費につきまして、令和6年度に要する経費として、県立大学佐世保校建設整備事業費10億5,730万円、SNS等を活用した相談業務委託について、令和6年度に要する経費といたしまして、私立学校振興事務費105万円を計上しております。

次に、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算額は、歳入予算7,165万4,000円の減、歳出予算3億9,117万5,000円の減を計上しております。

この歳出予算の主なものにつきましては、私立学校振興費に係るものでございます。

次に、令和5年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

県立大学佐世保校建設整備に伴う建設工事関連経費について、令和5年度に要する経費といたしまして、県立大学佐世保校建設整備事業費

4,700万円の増を計上しております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

県立大学佐世保校建設整備事業及び情報セキュリティ産学共同研究センター整備事業におきまして、新型コロナウイルス感染拡大等の影響で、必要な機器の調達に遅延が発生しており、年度内の完成が困難となったことから、大学法人費5,060万円、私立小・中学校の送迎用バス置き去り防止のための安全装置等導入支援において、国の経済対策補正予算を活用する事業であり、年度内に適切な事業期間を確保できないことから、私立学校助成費522万円につきまして繰越明許費を設定しようとするものでございます。

最後に、令和4年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和4年度の予算については、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴いまして調整・整理を行う必要が生じることから、3月末をもって令和4年度の予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【下条分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】おはようございます。

予算議案の中の主要な事業についてお伺いしたいと思います。

3ページの2の私立学校助成事業についてお伺いします。この中に「いじめや不登校などの

問題には、様々な関係機関と連携し取り組む必要があることから、こうした役割を担うスクールソーシャルワーカーの配置に対する支援を拡充し」とあるんですけれども、どのような形で拡充していかれるのか、それによって全私立高校に配置ができるのかというところを確認させてください。

【門池学事振興課長】まず、スクールソーシャルワーカーの拡充の内容ですけれども、現在、スクールソーシャルワーカーを配置している学校が、私立学校41校中7校という現状になっております。未配置の学校の理由としましては、予算面の確保が難しい、人材の確保が難しいというところがございます。今回、この補助金を拡充して、まず予算面の支援を強化したいと考えております。拡充の内容については、これまで1校当たり20万円を補助上限としておりましたけれども、そこを50万円に拡充する内容になっております。

あと、全ての学校に配置ができるかというところは、段階的に考えておまして、来年一斉に全ての学校というわけではなくて、学校の方もいろいろ準備の段階がありますので、年を追って配置を促進していきたいというふうに考えております。

【饗庭委員】年を追ってということですが、最終的に何年度までに全校にというような目標があれば教えてください。

【門池学事振興課長】明確な目標は定めておりません。予算の関係もありますので、いろんな私立学校と協議を重ねて、工夫をしまして配置を進めていきたいと考えています。

【饗庭委員】ぜひ配置していただいて、いじめがなくなるようにしていただきたい。

一般質問でもいじめ撲滅を取り上げたんです

けれども、私立校のところまで聞けなかったので、私立学校においての県内のいじめの状況をお伺いしたいと思います。件数とか推移とかがわかったら教えてください。

【門池学事振興課長】本県の私立学校におけるいじめの認知件数は、令和元年度が76件、令和2年度が100件、令和3年度が110件ということで、若干増加傾向でございます。これはいじめの早期認知が進んでいる結果ではないかと考えております。

【饗庭委員】数字的に増えていると、認知件数ということではございますけれども。

この中で重大事案とかに発展したものがいいのかどうか、教えてください。

【門池学事振興課長】重大事案として報告を受けている事案も、この中にはございます。

【饗庭委員】よければ、それが何件かと、そして、そういう重大事案にならないために、いじめを撲滅するためにどういうふうな未然防止を考えておられるのか、お伺いします。

【門池学事振興課長】件数については、この場で答弁は控えさせていただきたいと思っております。

撲滅に向けての取組については、これまでも私立学校の校長先生とか教頭先生あたりと個別面談を行ったり、県の教育委員会と連携して教員を対象にした研修を実施するなど、いじめ防止対策に取り組んでおります。

今回、教育委員会が実践事例集を作成すると、それを学校に配布するというので、県内の私立学校にも同じものを配布しまして、その事例集の効果的な活用方法についても私学に積極的に紹介をしたいと考えています。

それから、先ほどご質問があったスクールソーシャルワーカーを、令和5年度から拡充して、そこを強化したいというところなんです。

それから、私立学校もそれぞれいじめ防止対策を講じているんですけども、私学全体の問題として捉えていただくように、今、協会の方とお話をしまして、全体で、そういったいじめの防止について何か取組ができないかということを考えているところです。

【饗庭委員】実践事例集をもとに取り組みられるのは非常にいいことかなと思っております。

そういう中でSNSのいじめも深刻化していると思うんです。昨年9月に私が一般質問した時には、多分これは公立の話だったかと思うんですけど、「SNSノート・ながさき」を活用して研修を行っていくということでしたけど、私学も同様にされるのか、お伺いします。

【門池学事振興課長】教育委員会が作成しております「SNSノート・ながさき」、これについても私立学校に配布をしまして、活用を働きかけているところでございます。

【饗庭委員】昨年の9月から始められたかと思うんですけども、その効果がわかるようであれば教えてください。

【門池学事振興課長】県立学校においても、児童生徒の情報モラルへの意識向上に効果があるというふうに聞いております。そういうのを考えると私立学校でも、この活用によって一定の効果が得られるというふうに考えております。

【饗庭委員】一般質問でもちょっと聞かせていただいたんですが、傍観者教育とか、2月22日のピンクシャツデーとか、他県で取り組まれているんです。教育長答弁では検討していくということで何か取り入れるというお話でしたが、私学としては、いじめ未然防止に向けて目に見えるような対策というか、皆さんがいじめをなくさないといけないというような対策も含めてどういうふうにお考えか、教えてください。

【門池学事振興課長】先ほどの傍観者教育、ピンクシャツデー、これについては教育委員会と連携して、もしそういった動きがあれば私立学校にも働きかけを行っていきたくておりますし、先ほどちょっとご答弁さしあげたんですけども、私学の団体全体としてどういった取組ができるかというのは、今、検討させていただいているところでもございます。

【饗庭委員】ぜひいじめを撲滅するために、いろんな取組をしていただいて、一つは加害者に対する指導がもっと必要かなと思っておりますので、ぜひそういう取組をして、いじめをゼロにさせていただきたいというふうに要望して終わりたいと思います。

【下条分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【松本委員】まず、縦長資料の3ページ、県内就職率が高い私立専門学校の教育環境を充実させるため、新たに職業実践専門課程に支援をするという記載があります。

最近、傾向として、大学に行くよりも専門学校で実際のスキルを身につけたいと言う学生が増えているという話をよく聞いております。今回、そういったところも含めて予算計上されていると思うんですが、県内で専門学校は何校あって、何名の方が今いらっしゃるのか、まずお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】専門学校は現在25校ございまして、生徒数につきましては大体3,200名程度が学校に通われています。

【松本委員】県内就職率が高いという記載がありますが、実際の県内就職率は何%でしょうか。

【門池学事振興課長】県内の専門学校の県内就職率は、概ね75%前後となっております。

【松本委員】75%というのは極めて高い数字だと思うんです。恐らくそういったことも含め

た上で、県内企業との実践教育をするための支援金ということで理解したんですけれども、ここはやはりぜひ、県内に75%も残るということです。ですから、支援を今後も拡大していただきたい。

そもそも専門学校を希望して県外に出ている学生もいるというんですけれども、そちらは把握していらっしゃるのでしょうか。

【門池学事振興課長】県内の高校生等で県外の専門学校に進学された生徒が、令和2年度の調査で約1,600名ほどおりまして、そのうち約900名程度は、県内にも同じ学科がある県外の専門学校に進学しているという現状がございます。

【松本委員】今答弁にあったように、専門学校を希望して、せっかく県内にあっても県外の学校に行ってしまうと流出になります。県内の専門学校に入っただけであれば、県内就職率が75%ということであれば、かなり定着すると思うんです。そういったところで今回新たに補助金を設立されたということで、大変期待をしております。

一番大事なことは、県内就職率をさらに上げていくためには、地元の企業との連携をしっかり強化していただく。この補助金を渡して終わりではなくて、どう使っていただくかということも、確実に情報を取って有効に活用していただくようお願いいたします。

それともう一つ、私立高校のいじめとかの問題もこれまで幾つか取り上げられました。今回縦長資料の5ページに、SNS等を活用した相談業務委託で私立学校振興事務費が計上されていますが、この事業概要についてお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】SNSを活用した相談でございますが、県内の中高生に対しては電話とかメールでの相談をやっているんですけれども、

令和元年度から、さらにもっと気軽に相談できるSNSを活用した教育相談を実施しております。

具体的には、臨床心理士などの資格を持った事業者による業務委託をしております。LINEのアプリを通じて県内の中高生から、いじめなどの悩みについて通報とか連絡があって、その内容を委託事業者が確認をしまして、この事業は県の教育委員会と連携してやっていますので県の教育委員会に報告をします。さらに、その中で私立学校に関係する内容であれば学事振興課に連絡があって、その内容を、学校等がわかれば学校にも連絡、あとは関係機関に連絡をして対応に当たるというふうな内容になっております。

【松本委員】これは公立の教育委員会でもやっているということ、私学で実施するのは来年度が初めてになるんですか。実施はいつからですか。

【門池学事振興課長】令和元年度から実施をしている内容でございます。

【松本委員】令和元年度から実施しているといえども、私立高校でもいじめの問題が様々これまでありました。そういった中で、このLINEがどこまで活用されているのかなど、周知も含めてですね。プライバシーもあると思うんですが、このLINEの中で相談できることがしっかりとわかっていれば、そういったいじめの問題に発展する前に手を差し伸べることもできると思いますし、どれだけ活用いただくかが大事だと思うんです。

昨年度の利用実績とか把握していらっしゃいますか。

【門池学事振興課長】令和3年度の相談実績は、公私合わせて100件ございました。令和4年度に

については、1月末で147件の相談がっております。

【松本委員】ぜひ気軽に活用していただけるよう、周知を学校側に協力していただくことも大事だと思います。もちろん委託している業者もありますけれども、現場の学校サイドで、こういうのもあるよと気軽に掲示されて、高校生とかスマホですぐ見られるように周知をしっかりとさせていただきたいと思います。以上です。

【下条分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【宮本委員】私からも、確認の意味を踏まえて数点質問させていただきます。

まず、いただいた横長資料、令和5年度長崎県一般会計予算、各課別総括表4ページの中でちょっと確認をさせていただきます。

前年度、本年度、肉付後とありまして、比較すると、前年より約6億2,000万円程度減になっています。まず、この理由をお聞かせいただければと思います。

【門池学事振興課長】学事振興課全体の予算として、令和5年度の予算については、令和4年度の肉付後と比較しまして約6億2,000万円の減額となっております。その減額の内訳としましては、大学費で約5億5,000万円の減額、私立学校振興費で約7,000万円の減額となっております。

減額の主な要因としましては、大学費で佐世保校の建替えが6億7,000万円、それから運営費交付金で1億6,000万円、合計8億3,000万円増加しているんですけれども、情報セキュリティ産学共同研究センターの建設が令和4年度で終了しまして、その14億円が全部減額となって、差引きとして5億5,000万円の減額となっております。

それから、私学振興費につきましては、1人1

台端末の県補助が令和4年度で終了したことに伴って、約7,000万円の減額になっております。

【宮本委員】情報セキュリティ産学共同研究センターの建設費が大きな要因であるということと、私立学校振興費については、1人1台の端末がなくなったことでの減で、全体的に減にはなっているけれども、何か事業を縮小するとかということはないという認識でいいのか、改めて確認をさせてください。

【門池学事振興課長】事業を縮小するところは、今回の予算にはないと考えております。

【宮本委員】そうしたら、部長説明資料の3ページ、私立学校助成事業について、先ほど饗庭委員からもありましたけれども、私立小・中・高等学校の助成費について、ちょっとお尋ねをいたします。

先ほどご説明あったとおり、スクールソーシャルワーカーの配置を支援するというものであります。50万円に引き上げるという話ですが、そもそも配置が7校ということで、要は金額を上げて人が来るのかというのをちょっと疑問に思っていますね。そもそもスクールソーシャルワーカー、いわゆる人材がいるのかと、予算を上げれば来るのかなとちょっと疑問に思っていますね。

スクールソーシャルワーカー、専門的な知識を持った方であろうと思います。こういった人材確保については、そもそも不足しているんじゃないかと考えるんですけど、その認識はいかがですか。

【門池学事振興課長】先ほどもちょっとお話ししたんですけれども、スクールソーシャルワーカーの未配置の学校では、予算面の課題と人材確保の課題があつてなかなか進まないというふうなところがございました。予算面については、

今回の拡充で一定支援を強化したいと考えているんですけれども、人材確保については、なかなか学校だけで確保するのは難しい現状もございますので、例えば県の社会福祉協議会とか、ほかの関係団体から情報をいただいて、それを私立学校に紹介するなど、人材確保が円滑に進むような支援を考えているところでございます。

【宮本委員】確認ですが、そもそもスクールソーシャルワーカーは、社会福祉士などの資格を持った方でしょうか。無資格の方でもやれるのか。恐らくいじめとか不登校などの問題に対応する方なので、非常に専門的な知識を要すると思いますが、そもそもスクールソーシャルワーカーの要件はどうなっているのか、確認をさせてください。

【門池学事振興課長】要件というのは明確に定まってはいないんですけれども、もちろん社会福祉士とか精神保健福祉士とか、こういった資格を持っていらっしゃる方は当然該当すると思うんですけれども、例えば、過去に福祉分野で勤務経験と実績があって専門的な知識を有していらっしゃる方であったり、そういった方々と同等の能力があると認められる者については、スクールソーシャルワーカーとして働いていただけるものと考えております。

【宮本委員】いずれにしても、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーの役割は今後ますます重要になってきます。県立学校でもそうですし、私立でも人材確保、課題を洗い出して、確保に向けて県も一緒になって尽力していただければと思っております。

もう一点。先ほど、いじめの認知件数がありましたけど、不登校も、私立において年推移で見るとどうなのかなとちょっと感じたところなんです。特色ある教育をされているので、不登

校については少ないのかなというイメージがあるんですが、その数字がわかれば教えていただければと思います。

【門池学事振興課長】令和3年度の県内の私立学校の不登校の生徒数は277名となっております。

【宮本委員】公立と比較しての数字を持ち合わせてあれば、お示しいただければと思います。なければ後で結構ですが、いかがでしょうか。

【門池学事振興課長】今、公立の数字は持ち合わせておりませんので、また後でご報告させていただきたいと思います。

【宮本委員】やっぱり不登校の方の年推移も見ていきたいところです。年々増えてきているんじゃないのかなというイメージもありますので。

こういった予算を使って、いじめとか不登校の方々が少しでも少なくなり、そして学校が楽しいと思ってもらえるような私立学校づくりに、また来年度も尽力していただければと思います。

私も、いろいろ問題、課題を提起して、また様々な施策を提案させていただければと思います。よろしく願いいたします。

【下条分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】少し関連も含めて2点お尋ねいたします。

まず、先ほどありました専門学校の職業実践的専門課程の部分で、先ほどのやりとりで大方理解できたんですが、何点か確認をさせてください。

職業実践専門課程というのは、文部科学大臣が認定をすることになっていて、昨年の3月現在で10校22学科が認定されているということです。

現在、25校の専門学校があって、約3,200人が通っているということで、予算額が550万円

ですから、補助の上限額が1校当たり50万円ということは、単純に計算すれば11校となると思うんです。これは実質的な新規事業のようですから、今ある10校に支援をすることが主眼で、あと残り1が、まだ認定されていないところを認定を促すみたいな形になるのか、そこら辺の状況はどういうふうに考えればいいですか。

【門池学事振興課長】今回計上しております550万円については、坂本委員ご指摘のとおり、10校分の予算に加えて新規で1校程度考えておりました、この認定を受けるためには、専門学校もいろいろと準備が必要というのがありますので、一応1校分だけ新規で確保している状況でございます。

【坂本(浩)委員】ちなみに、今、10校の22学科が認定されていると、この10校はどういった職種を目指す専門学校ですか。

【門池学事振興課長】10校のうち、ほとんどの学校が医療とか福祉系の学校で、1校は美容の学校でございます。ほぼ医療福祉系の学校になっております。

【坂本(浩)委員】医療福祉系がほとんどということは、今後増える可能性としては、同じ医療福祉系が多いという理解でいいですか。

【門池学事振興課長】そこは医療福祉系に限らず増やしていただきたいというふうに私どもは思っております。

教育面の充実を理由に県外の専門学校に進学されている方が多いということもありまして、今回、職業実践専門課程の支援をするのは、企業と連携した実践的な教育を行うところを文部科学省が認定するといった内容で、実学的な教育を充実させて、即戦力となるような教育をやっていただくことを私どもは目的としておりますので、そういったところの支援を充実させて

いきたいと思っております。

【坂本(浩)委員】わかりました。

先ほど、県外の専門学校に1,600人ぐらい行って、そのうちの900人ぐらいは、県内にも同じような学科があるにもかかわらず県外に行っているということで、そういった方を県外に行かずに県内にとどめて県内で就職をとということもあるんだろうと思うんです。

県内で25校3,200人ということですから、既に認定されている10校の人数がどれぐらいかわかりませんが、900人のうちどれぐらいを、この事業によって県外に行かずに県内の専門学校に行ってもらおうというふうに、見込みというか、事業の効果として、そこら辺は何か考えられていますか。

【門池学事振興課長】この10校の令和4年度の定員充足率が大体74%ぐらいです。定員数でいけば大体500名程度の空きがあるような状況になっておりますので、こういった教育内容を充実させて、900人のうちの大体500人ぐらい県内を選んで入って、そこでまた県内就職していただければ県内定着が高まるということで事業を組んでおります。

【坂本(浩)委員】わかりました。

ぜひ、同じ学科があるにもかかわらず県外に行っている方に、県内の専門学校に行き実践を学んで県内で就職してもらおうことが、この事業の大きな目的かなと思いますので、金額的には550万円と、ちょっと私は少ないかなと思ったんですけど、ぜひ来年度の事業を見て拡充していただくようお願いいたします。

次に、県立大学法人の運営費交付金ということで、この間開設されました情報セキュリティ産学共同研究センターを最大限活用するために、産学連携推進マネージャー（仮称）を配置する

ということで450万円の予算がついております。

これについて、金額は450万円ですから1人なのかなと思うんですけど、このマネージャーを何人、そして、どういったスキルを持った方を配置しようとしているのか、そこを教えてください。

【門池学事振興課長】マネージャーの配置人数については1名を想定しております、どういったスキルを持った方かという、例えば、県のOBの方で産業労働部とか財団とかに行っていって、企業情報とか、そういったことに詳しい方とか、あとは民間企業で技術系企業のOBの方、こういったところを想定しております。

【坂本(浩)委員】情報セキュリティ産学共同研究センターについて、もらった資料をみますと、1名配置をするということですが、マネージャーの活動は多岐にわたっていて、共同研究の推進とか人材育成とか産業振興への取組とかいろいろあるわけですね。5つの企業がこの研究センターに入っていて、公も含めて地元、県外を含めて各自治体とも連携体制を構築して、目指す成果の実現ということで、大学の研究力の向上とか高度専門人材の育成、地場企業の技術力の向上、受注機会の創出とか企業誘致の実現とか、ものすごく多岐にわたっているわけです。マネージャーを1人配置するということですが、それだけの活動を1人でやるのかなというのもあって、どういった体制でやるのか、そこら辺についてちょっと教えてください。

【門池学事振興課長】このセンターは組織的に対応するというふうに考えておまして、マネージャーは1人ですが、その上に教員の方が兼務してセンター長という形で配置をされ

ます。それから、このマネージャーの下にはシーボルト校の事務の職員も兼務という形で配置をしまして、組織的に推進をしていくところでございます。

もちろん、このマネージャーの方が旗を振って、産業振興であったり人材育成であったり、共同研究であったり、こういったところの効果を発揮するために、いろんな企画をやっていただくように考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。これだけの事業、情報セキュリティ産学共同研究センターと旗を振るマネージャー、すごい仕事だなと思います。

これは大学総体、県立大の研究センターだけではなくて、シーボルト校を含めて全体のチーム力というか、そういうのが発揮されないとなかなか難しいのではないかなと思いますので、この配置されるマネージャーがその旗振り役ということですから、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

目指す成果の実現の中で地場企業の受注機会の創出とあるんです。情報セキュリティですから、技術力の向上は、いろんな連携をすることによって地場の企業もスキルが上がってくるんじゃないかと思うんですけど、受注機会の創出ということは、具体的に地場の情報セキュリティに関わる企業というのがなかなか私は思い浮かばないものですから、どんな感じで受注が増えると考えられているんですか。

【門池学事振興課長】地場企業の受注機会の創出というふうに書いておりますけれども、実際は、例えば誘致企業であったりラボの入居企業と地場企業が交流する機会を設けまして、誘致企業であったりラボの入居企業が、どういった技術を下請の方に求めているのかといったとこ

ろを交流会の中で情報を得て、そういったところにマッチするようスキルの向上をしていただくことで受注機会が増えることを想定しているところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。そういう交流の機会というか、いろんな場をつくることによってお互いの情報とかをやりとりしながら、それぞれの会社が持っている強いところとか、いろいろあると思いますので、そういうのをお互いに共有してお互いを高め合っていくというふうなイメージで考えてよるしいですかね。

【門池学事振興課長】はい。そういうふうに考えているところでございます。

【下条分科会長】ほかに質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第35号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【下条委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

総務部長より、総括説明を求めます。

【大田総務部長】総務部関係の議案についてご説明いたします。

総務部の「文教厚生委員会関係説明資料」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第30号議案「長崎県公立大学法人の中期目標〔第4期〕について」でございます。

この中期目標〔第4期〕につきましては、昨年12月の本委員会におきまして素案をお示したところでございますが、その際の議論と、その後、1月19日に開催されました長崎県公立大学法人評価委員会におけるご意見を踏まえた上で、このほど取りまとめを行いました。

新たな中期目標におきましては、これまで以上に地域から期待される大学といたしまして、教育・研究機能の一層の向上や教育環境の整備・充実、地域貢献等を着実に推進していくため、地域に根差した実践的な教育やグローバル化・デジタル化に対応した教育の推進、県内就職率の向上などの個別目標により、「高校生のみならず県内企業など多様な主体から『選ばれる大学』」、「地方創生や地域活性化に資する『長崎の核となる大学』」を目指すことといたしております。

さらに、行政、産業界、地域、県内大学等と継続的に意思疎通を行い、緊密な連携を図ることによりまして、「新しい長崎県づくり」の実現を目指し、県立大学としての使命・役割を果たしてまいります。

なお、この議案につきましては、後ほど学事振興課長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

損害賠償額の決定についてでございますが、

これは、第5回長崎県公立大学法人評価委員会の開催日程を再調整したことによる委員の航空券等の取消しに伴う旅行代金の損害賠償金を支払うため、去る2月8日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、県立大学の卒業予定者の就職内定状況について、県立大学の一般入試志願倍率について、私立高等学校新規卒業者の就職状況について、情報セキュリティ産学共同研究センターの完成記念式典についてであります。

まず、県立大学の卒業予定者の就職内定状況についてであります。令和5年3月卒業予定者の1月末現在の就職内定率につきましては、89.2%で前年同期比1.0ポイントの増となっております。学部別の就職内定率につきましては記載のとおりでございます。

一方、就職内定者のうち県内企業の割合は31.4%で、前年同期比0.8ポイントの増となっております。学部別につきましては記載のとおりでございます。

県立大学におきましては、県内企業の採用情報を様々な媒体を活用して学生に提供するとともに、令和4年度から新たに県内就職支援員を配置するなど、県内就職の取組を強化してまいりました。

また、これまで看護学科や情報システム学部のみ、県内企業等から依頼のあった求人に対し学生を推薦しておりましたが、文系学部の学生に対しましても県内企業に推薦求人枠を設けていただき、県内就職につなげているところでございます。

そうしたことから、県内生の県内就職率が

61.4%と前年同期と比較して5.2ポイント上昇したことに加えまして、特に公共政策学科で県内公務員の就職者が増加し、国際社会学科において県内就職率が大幅に上昇したことから、1月時点では前年同期を上回る県内内定率となっております。

今後も、未内定者に対する就職支援に当たっては県内企業を中心に紹介しながら、県内就職率向上への取組を推進するとともに、1人でも多くの学生が就職できるよう、大学と一体となって最後まできめ細かな支援に取り組んでまいります。

次に、「文教厚生委員会関係説明資料（追加1）」をお開き願います。

県立大学の一般入試志願倍率についてであります。長崎県立大学においては、課題発見力などの社会人基礎力、社会のグローバル化や情報化に対応する能力を有する人材育成を目指して、英語教育の強化や課題解決型学習を取り入れた実践的な教育を実践するとともに、高校訪問や様々な媒体を活用した大学のPRなどを実施し、魅力ある、選ばれる大学となるための取組を進めております。

その結果、令和5年度一般入試における最終志願倍率は、大学全体で前年度比0.7ポイント減の6.2倍となっております。学部別の志願倍率につきましては記載のとおりでございます。

大学全体の志願倍率は昨年度より低下しておりますが、これは大学入学共通テスト志願者の全体的な減少などにより、県立大学におきましても県外生志願者が減少したことが主な原因となっております。

次に、「文教厚生委員会関係説明資料」にお戻りいただき、4ページをお願いいたします。

私立高等学校新規卒業者の就職状況について

であります。私立高等学校においては、県内就職推進員の配置を支援するとともに、産業労働部や長崎労働局とも連携して、学校ごとの県内企業説明会や県内企業見学会を推進するなど、私立高校生の県内就職率の向上を図ってまいりました。

さらに、県内高等学校と県工業会との意見交換会をそれぞれ継続的に開催するなど、関係機関の連携強化にも取り組んでおります。

本県の1月末現在における私立高等学校の就職希望者の就職内定率は、90.6%で前年同期比2.5ポイントの増加となっており、このうち県内就職希望者の内定率は89.8%、県外就職希望者の内定率は93.1%となっております。

また、県内就職内定者の割合は、76.4%と前年同期比2.0ポイントの減少となっております。

一方で、1月末現在の未内定者数は72名となっているため、県といたしましては、県内企業等の充足・未充足情報の提供を行った上で、未内定者の多い学校に対しまして、生徒の状況把握と継続的な支援に取り組むよう指導をしております。

今後も引き続き県内就職支援員の配置を支援するとともに、産業労働部などと連携しながら高校生の県内就職の促進に取り組み、若者の地元定着を図ってまいります。

最後に、「文教厚生委員会関係説明資料（追加2）」をお開き願います。

情報セキュリティ産学共同研究センターの完成記念式典についてであります。去る3月4日、長崎県立大学シーボルト校に整備を進めておりました情報セキュリティ産学共同研究センターの完成に伴いまして、多くの来賓の皆様にご出席いただき、完成記念式典が盛大に執り行われました。

県議会からも、中島県議会議長、下条文教厚生委員長をはじめ多くの議員の皆様にご参加いただき感謝申し上げます。

式典におきましては、来賓の方々からご祝辞をいただいたほか、趣向を凝らした演出のもと、サーバー室除幕式や施設の紹介などが行われました。

また、ご出席の来賓の皆様からは、当センターへの期待の声を多くいただいたところであります。今後、こうしたご期待に応えられるよう、県立大学と一体となって、共同研究の推進や人材の育成、地元産業の振興への貢献に努めてまいります。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【下条委員長】次に、学事振興課長より補足説明を求めます。

【門池学事振興課長】長崎県公立大学法人の中期目標〔第4期〕の案について、お手元に配付しております補足説明資料に沿ってご説明いたします。

中期目標につきましては、素案の段階で、11月定例会の文教厚生委員会において一度お示ししているところでございますが、委員会におけるご議論や、1月19日に開催いたしました長崎県公立大学法人評価委員会の意見等を踏まえ、案を取りまとめ、今回議事に議案として上程しております。

資料の1ページをご覧ください。

中期目標とは、地方独立行政法人法の規定に基づき、長崎県公立大学法人の設立団体の長である知事が、法人に対して指示をする6年間で達成すべき業務運営に関する目標であり、議会

の議決を経て策定するもので、第4期は令和5年4月1日から令和11年3月31日までの期間となっております。

「2. 中期目標〔第4期〕策定にあたっての基本的な考え方」でございます。平成28年度に学部・学科再編、令和2年度には大学院の再編を行うとともに、教育においてもクォーター制の導入とか、卒業要件の設定等による学習成果の可視化、本県の地域特性を生かした「しまなびプログラム」や、企業インターンシップをはじめとした実学を重視した実践的な教育の導入など、これまでの取組を踏まえまして、さらに魅力ある大学となるべく、記載をしております3点を基本としております。

次に、「3. 中期目標〔第4期〕のポイント」でございます。

「（2）重点的に取り組む主な目標」としましては、教育においては実践的な教育、グローバル化・デジタル化に対応した教育のさらなる推進、地元が求める人材の育成、県内就職率の向上としているほか、研究、地域貢献、大学運営においてそれぞれ目標を掲げており、これらに取り組むことにより、（1）に示します「選ばれる大学」、「長崎の核となる大学」を目指すこととしております。

2ページをお開きください。

第4期中期目標（案）のポイントについてご説明いたします。

左から、策定に当たり基本的な考え方、第4期中期目標の柱、重点項目を記載しており、右端にあります目指す大学像の実現に向けて、個別目標として全体で21項目の目標を策定しております。

3ページをお開きください。

個別21項目のうち、主なものについてご説明

します。

「大学の教育研究の質の向上及び地域貢献に関する目標」ですが、まず、教育に関しましては、「1 実践的な教育のさらなる推進」におきまして、第3期において実践的な教育を推進し、課題発見力などの社会人基礎力を有する人材の育成に取り組みできましたけれども、第4期においては、さらに推進していくという観点から、実践的な教育により地域課題解決につながる取組を提案することで、地域社会形成を担うリーダーとなる人材や行政人材を育成することに取り組むこととしております。

「3 専門的知識・技術の修得及び外国語運用能力の向上並びにそれを下支えする基盤教育の充実」におきましては、第3期で課題となっております卒業要件の早期取得に向けた取組のほか、数理・データサイエンス・AI教育を全学的に行いまして、デジタル社会に必要な知識・技術の修得に取り組むこととしております。

それから、「5 学生支援と県内就職向上のための取組の推進」においては、第3期で課題となっております県内就職率の目標達成に向けて引き続き取り組むこととしております。

次に、研究について主なものとしましては、「8 産学官連携の共同研究の推進」においては、令和5年度から供用開始する情報セキュリティ産学共同研究センターを活用した先進的な教育に取り組むこととしております。

次に地域貢献については、「10 地域との連携の強化」でございますけれども、情報セキュリティ産学共同研究センターの活用による人材育成や地域産業の振興への貢献、それから、「11 教育研究成果等の地域への積極的な還元及び県民への学びの機会の提供」においては、佐世保

校新校舎の整備を契機として、大学一体となった地域に開かれた大学としての取組やリカレント教育の強化に取り組むこととしております。

その他、「業務の運営の改善及び効率化に関する目標」について6項目、「財務内容の改善に関する目標」において1項目、「自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標」において2項目、「その他業務運営に関する目標」において1項目の個別目標を設定しており、「財務内容の改善に関する目標」においては、費用対効果を意識した業務の効果的かつ効率的な大学運営を目指すこととしております。

なお、1月に開催しました公立大学法人の評価委員会では、中期目標に関しては「概ね適当」という意見をいただいております。11月文教委員会にお示しした素案からは、一部表現の修正等は行っておりますが、目標内容について特段の変更はございません。

4ページをお開きください。

次に、県の中期目標の策定と並行して、法人においても検討を進めております「中期計画〔第4期〕（案）」のポイントについてご説明します。

中期計画は中期目標を達成するための具体的な計画であり、全体で29項目の計画案となっております。個別項目については分野ごとに整理をしておりまして、概要を記載しておりますが、可能な限り達成年度や数値目標を盛り込み、具体的な取組となるように設定することとしております。詳細の説明については省略させていただきます。

1ページにお戻りください。

「4. 今後の策定スケジュール」についてですが、今議会において中期目標の議決をいただ

いた後、県は、法人に対して中期目標を指示することとしております。その後、年度内に法人が県に対して中期計画の認可申請を行いまして、それを受けて県が認可することとなります。

5ページ以降は、第3期の中期目標、中期計画の主な成果を添付しておりますけれども、説明は省略させていただきます。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条委員長】以上で説明が終わりましたので、これより質疑を行います。1時間たちましたので、一旦休憩をいたします。11時10分から再開いたします。

しばらく休憩します。

午前 11時 00分 休憩

午前 11時 09分 再開

【下条委員長】委員会を再開いたします。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

【饗庭委員】中期目標について、1点お尋ねさせていただきます。

具体的な中期目標の14ページ、29番の安全管理の強化のところ、学生や教職員の安全と健康を確保するため、各種ハラスメント防止対策を実施するとあります。

今、学生間であったり、学生と教職員、教職員間であっても、ハラスメントが起こる状況が結構あるかというふうに思っておりますので、その防止の内容を教えてください。

【門池学事振興課長】大学においては、ハラスメントの防止の研修、学生とか教職員に対する相談体制の周知などに取り組んでおりまして、第4期においても引き続き取り組むことにして

おります。

それから、令和5年度から、組織としてハラスメントに対応するという形で相談室を設けまして、相談室長みたいな方を置いた上で相談室を設けまして、体制を強化することも考えているところでございます。

【饗庭委員】その相談室は、学生がいる間ずっと開いているのか、週に何回とか、もしわかっていれば教えてください。

【門池学事振興課長】相談室という形ですので、学生が通っていらっしゃる間は開けておいて、相談に応じるような形になっております。

【饗庭委員】そうすると、その相談員は常駐と理解してよろしいでしょうか。

【門池学事振興課長】令和5年度からとなっておりますので、そういったところも含めて大学の方では検討しているところでございます。

【饗庭委員】令和5年度から相談室を置くということですがけれども、令和4年度で、まだ全部終わっていませんので令和3年度でもいいですがけれども、相談の実績みたいなのがあったら教えてください。

【門池学事振興課長】相談があっているというお話は聞いておりますけれども、件数については持ち合わせておりません。

【饗庭委員】わかりました。

今後も、ぜひハラスメント防止に取り組んでいただいて、ハラスメントがないようにしていただきたいと思います。終わります。

【下条委員長】ほかに質疑はありませんか。

【松本委員】前日も議会で質疑させていただきました。もう一遍、確認の意味で幾つか質問させていただきます。

中期目標ということで、令和5年から令和11年にかけて、県立大学をこういうふうにして

いくよという大事な目標であります。その中で、これから県立大学として大事なのは目指す大学像ですね。地域のニーズを踏まえ、地方創生や地域活性化に資する「長崎の核となる大学」と、まさに県立大学としての大学像だと思うんです。

現時点で、来年度から5年間かけて、この大学像を目指すために具体的に何をするのか、そのことでどうやって核となるのか、現状で答えられる範囲で構いませんので、答弁をお願いします。

【門池学事振興課長】第4期中期目標においては、第3期の成果、それから課題を踏まえて、さらなる飛躍を図るために、これまでずっと実施してきました実践的教育をさらに進めていって、教育の質の向上に努めるということ。それから、地元が求める人材育成を推進していくというところ。それから、令和5年度から開設します情報セキュリティ産学共同研究センターを活用した共同研究や人材育成、産業振興への貢献、それから、佐世保の新しいキャンパスを今整備しておりますが、そこを契機とした生涯学習、それからリカレント教育の推進に取り組んで、目指す大学像に近づけていきたいと思っております。

【松本委員】平成28年度の学部・学科再編は非常に大きな意味があって、大変好評をいただいて、成果も上がっていると思うんです。

令和5年からアフターコロナで、これから令和11年まで、どういうところを新たに何かやっていくかというところで、先日オープンした情報セキュリティ産学共同研究センターの活用は非常に大きな役割があると思います。

先ほど、予算でも産業連携推進マネージャーの予算が計上されておりました。やはりここが大きなポイントになると思うんです。先ほども

質疑がありましたが、今、5社がラボという形で入っていますが、やはり大事になってくるのは、いかに地元企業との連携を促していけるのかということ。地域も含めて長崎に資するという意味で、どうやってこの情報セキュリティ産学共同研究センターを地元産業に生かしているかと思っているのか、お尋ねいたします。

【門池学事振興課長】地元企業の振興という点については、一つは、ラボの入居企業と共同研究をやっているのです、そこに学生、地元の企業が参画できればということで、そういったところを促すための交流会を考えているところでございます。

それから、地元産業振興という観点でいけば、例えばサイバーセキュリティ関係の勉強会などもやっておりますので、そういったところをまた取り組んでいくように考えているところでございます。

【松本委員】実は私も開所式に参加して、見せていただきました。本当にすばらしい建物で、予算もかなりかかっております。そういった意味でも、一般の企業とか県民の方々が気軽に入っていけるような仕組みづくりというか、機会をどんどん創出しないと、県立大学の中の内々だけで完結してしまわないように、広げていく具体的な活動をお願いしたいと思います。

それと、コロナ禍の中でここ何年かは、前回も質問しましたが、図書館の利用がゼロになっていましたが、アフターコロナで令和5年度以降は、そういうところが求められると思います。

特に佐世保校が新キャンパスになります。これはやはり佐世保地区にとっても大きな期待になりますし、いいきっかけになると思うんです。県民の生涯学習、リカレント教育、こういったものもニーズが上がってくると思いますし、こ

れが地域に根差すという意味で大きな役割があると思うんですが、具体的な計画とか手法についてお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】佐世保校の新キャンパスにおいては、地域の方の利用を想定しました地域交流棟を設けておりまして、もう完成はしているんです。その中に茶室や音楽の演奏室といった施設も設けておりまして、そういうところを利用していただいて、地域の住民の生涯学習の場としての活用を考えているところでございます。

それから、令和5年度から新たに地域のニーズを踏まえたリカレント教育向けの公開講座を予定しておりまして、年間5回程度を目標に、そういった講座について県民の利用を促していきたいと考えているところです。

【松本委員】答弁にありました地域交流棟、それと公開講座、非常に大きな役割もあると思いますし、大変期待をしておりますので、この計画案を、県立大学と話し合っってしっかり進めていただきたいと思います。以上です。

【下条委員長】ほかに質疑はありませんか。

【宮本委員】私も第30号議案「長崎県公立大学法人の中期目標〔第4期〕について」質疑をさせていただきます。先ほど、饗庭委員、そして松本委員からもありまして、ちょっと重複になるかもしれませんが、大事な中期目標の議案なので質問をさせていただきます。

部長説明、そして課長からも追加で説明がありました。地域というキーワードが出てきたかなと思います。「これまで以上に地域から期待される」とか、「地域貢献」とか、「地域に根差した」ということ、取組がより一層強くなると考えております。

先ほども松本委員からもありましたが、地域

との関わり合いを深くしてほしいと願うところですが、今、地域のコミュニティが非常に脆弱になってきている現状があります。実際、私もPTAとかやっていますけど、今後どうやって発展していくんだろうと悩むところなんです。

先ほど、市民公開講座とカリカレント教育というお話はありましたが、それよりももっともっと細かい単位で地域コミュニティ、例えば町内会とか地元の自治会、自治協議会、PTA、老人クラブ、そういったところとの関わり合い、佐世保校は新しくなりますので、地元の期待も大きいかと思います。先日もちょっとお話をしたら、そういった声もありました。一方では、どういった教育をされているのか、なかなか入りにくいというお声もいただいたところです。

よって、今後、中期目標に掲げる地域に根差したということであるならば、地域のコミュニティをもっと深くしていただきたいという思いもあります。

先ほど言った地元の自治会、町内会、PTA、老人クラブ、そういったところとの関わり合いは今後強くしていけるのかというのを改めて確認をさせていただければと思います。

【門池学事振興課長】県立大学では、地域の近隣の自治会とか連合自治会とかと定期的に意見交換をする機会を設けておりまして、地域交流棟に関しても、住民に利用していただくということで内容の説明も実施をしております。

委員ご指摘のとおり、地域のコミュニティの活性化というのは重要な視点だと思いますので、この地域交流棟を活用して、住民の方々もそこで交流を深めて、強めていただければと思います。

【宮本委員】これは重複であれば申し訳ないんですけど、小さい頃から県立大学を知ってもら

うということで、新キャンパスになった暁には、小学生、中学生、高校生の方々へのお披露目会みたいなものは、計画されているのかもしれませんが、そういったものを、ぜひしていただければという思いはあります。こういった大学が近くにあるんだということをもっともっと知っていただく機会があればと思うんですが、そういったものを考えていられればお聞かせいただきたいと思います。

【門池学事振興課長】現在、かっちり決まったものはございませんが、今回、情報セキュリティ産学共同研究センターも記念式典を実施していることを考えますと、今のところ令和7年度の完成を目指しておりますので、その段階で一定、そういったお披露目会みたいなものができないか検討していきたいと思っております。

【宮本委員】ぜひとも、そういった親しみやすい開かれた大学を目指していただきたいと思えます。

一方、これもされていたらなんですが、現役の高校生を対象に、もっと交流ができないのかなと思います。新聞紙上では、大学生が地元の商店街といろいろな取組をされていると、すばらしい取組をされているんだなと感じているんですけど、現役の高校生についても、なかなか時間的な余裕もなく難しいのかもしれませんが、中期目標の中で、現役高校生との関わり合いは、今まで以上に深くするというのがあれば教えていただければと思います。

【門池学事振興課長】現在、高校生との高大連携という形の取組として、高校生向けの公開講座を実施しておりまして、ここ何年かはコロナの関係で開催できていなかったんですけども、そこは引き続き取り組んでいきたいと考えております。

それから、今、高校の中で課題探求学習をこの学校も大体やっていらっしゃると思うんですけども、県立大学も「しまなび」とか、地域の課題を見つけて、それに対して学生が取り組んでいくような取組もしております。そういったところでの高校と大学の連携も、今後進めていくように考えているところでございます。

【宮本委員】そういった取組も非常に大事なと考えます。県立大学ならではの、そういったところは強くできることであり、それをすることによって、高校生に県立大学ってこういった大学なんだともっともっと知ってもらう機会になるんじゃないかなと考えますので、地域と、そしてまた高校生との結びつきを、中期目標の中でも計画の中でもしっかり落とし込んで、より一層、地域との関わり合いを深くしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【下条委員長】ほかに質疑はありませんか。

【坂本(浩)委員】2点質問します。

第3期中期目標の横長資料で、中期目標と中期計画、それから令和3年度までの主な成果と、途中評価ということで達成ないしは達成見込み、それから未達成とありまして、未達成が2か所あります。

一つは、5ページの3番目、3年修了時に9割以上に卒業要件を修得させると、この達成率が目標にっていないということなんです。特に経営学科と情報システム学科。情報システム学科は令和3年度に84.8%まで引き上がっていますが、その前の2年間は41.3%、35.0%ということでありまして、それから経営学科の方は下がり続けている状況かなというのがありまして、そこら辺をどういうふうに総括して第4期の中期目標に対応するというか、そこら辺はどういうふうに考えられていますか。

【門池学事振興課長】卒業要件の早期取得ということで、3年次までに卒業要件を9割の学生に取得をさせていくと目標に掲げているところでございますけれども、委員ご指摘のとおり、そこについては今回の期間では達成することができなかつたところでございます。

これまでも目標を達成するために、学生との面談指導とか、補習授業であったり対策講座を実施したりして進めているところですが、全体としては徐々に改善しつつあるところですが、まだまだというところもございます。

そのため学生に対して、改めて卒業要件の早期取得の意義を認識していただくように説明会の開催とか、卒業要件の資格を取るための関連カリキュラムの前倒しを行って改善をしているところでございます。

今後、こういった取組を検証しながら、目標達成に向けて取り組んでいくように考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。

なかなか達成できていないということなんですけれども、多分、今の答弁は前期の、今の目標といたしますか、計画とあまり変わらないんじゃないかなという気がしているんですけども、そこはぜひ大学に頑張っていたきたいと思えます。

二つ目が、7ページの県内就職率の向上の関係です。目標を44%としていて、第3期までは毎年未達成ということ。これは大学の評価委員会というのがありますか。評価委員会の中で、そもそも44%というのが少し高いのではないかなというふうな指摘が前にあっていたんじゃないかなと思うんです。

これは第4期でも目標44%ですよね。そこら辺は、計画を立てるに当たって考察の一つにさ

れたのかどうか、そこら辺の経過を教えてください。できればと思います。

【門池学事振興課長】今、坂本(浩)委員がお話しされたように、評価委員会の中でも、そもそも44%というのは高過ぎるんじゃないかというふうなお話をいただいたところではあります。

ただ、この目標は県の総合計画に掲げている目標でありまして、そこは現時点で変更は考えていないところでございます。

今後、目標値の見直しとかがあれば、そこについては当然高く目指さなければいけないと思うんですけども、例えば副次的に別の数値目標あたりを定めて、総合的に判断するようなこともできないかなと考えているところがございます。

【坂本(浩)委員】県立大学ですから、県の総合計画に基づいてというのは十分理解いたしますけれども、なかなか目標の数字にいかないということですから、ぜひ先ほどありましたような。

特に今、大学の機構改革で、情報セキュリティだとか、そういうところにかなり力を入れるんだろうと思いますので、ぜひ県内の就職率向上につながるように、改めて取組を要望いたします。以上です。

【下条委員長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第30号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第30号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【門池学事振興課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しました総務部関係の資料についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、令和4年11月から令和5年1月までに県議会議長宛にも同様の要望が行われたものは、長崎県私立中学・高等学校協会ほか7名からの私立学校等に対する助成制度の充実についての1件となっております。

具体的な要望項目及び県の対応については、資料2ページから6ページにお示ししております。

7ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございますが、令和4年11月から令和5年1月の実績は、11月1日及び1月19日に開催しました長崎県立大学法人評価委員会2件となっております。会議の結果につきましては、資料の8ページから9ページに記載のとおりでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【下条委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は9番となっております。

陳情書について何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【松本委員】それでは、関係説明資料の3ページの県内就職に係るところから質問させていただきます。

先ほどの報告のとおり、就職内定者のうち県内企業の割合は31.4%ということで、昨年が30.6%ですから微増はしていますが、目標の44%にはまだほど遠い状況です。ただ、資料をいただいた中で、前回は質問したんですけれども、県内生の県内就職率は非常に上がっていて61.4%、前回56.2%から増加をしております。

ちょっと確認ですけど、県立大学の中での県内生の割合は、大体何対何ぐらいの割合になっているのか、まずお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】令和4年度の県内・県外別の学生の状況は、県内生が48.4%、県外生が51.6%ということで、令和3年度、令和2年度は50%を超えるような状況であったんですけれども、今回ちょっと低下している状況でございます。

ます。

【松本委員】県内生の県内就職が60%超えたのは非常にありがたいことだと思いますが、しかし、実際の割合は半々になっているということで、やはり県内の高校生に対して、県立大学を選んでいただくようにオープンキャンパス等もしっかりしていかなければいけないし、これから情報セキュリティ産学共同研究センターやキャンパスも新しくなりますから、アピールしていただきたいです。

その中でちょっと注目しているのが、後段に書かれている「看護学科や情報システム学部のみ、県内企業等から依頼のあった求人に対し学生を推薦しておりましたが、文系学部の学生に対しても県内企業に推薦求人枠を設けていただき、県内就職につなげているところであります」と、要するに推薦入試と同じような形で県内企業の推薦求人があるということですが、令和4年度の推薦企業の実績についてお尋ねいたします。

【門池学事振興課長】推薦の求人の実績については、大学全体で募集枠が大体50名弱ぐらいあるんですけれども、実際に内定をしたのが33名程度となっております。

【松本委員】推薦求人の場合はメリットがあると思うんですが、具体的にどういう過程で推薦求人が内定につながっているのか、お尋ねいたします。

【門池学事振興課長】企業の推薦枠のメリットについては、学生にとっては、希望する企業の採用手続において書類審査の免除とか、最終面接のみで採用の可否が決まるなど、採用手続の優遇措置が設けられております。企業にとっては、大学が選考した優秀な人材が採用できるといったところがメリットというふうに考えてお

ります。

【松本委員】これは県内就職につながる大きなシステムだと思うんです。しかも学生側にとっても、書類審査の免除や最終面接のみというのは大きいと思います。求人が50近く出ていて内定が33名ということですが、これこそ企業と連携をして、もちろん大学側もちゃんと推薦できる人材を育てなきゃいけないけれども、この推薦求人枠を増やしていく取組が具体的な県内就職につながっていくと思います。

もちろん推薦を求められる以上は、想定される教育もしていかなきゃいけない。そこで相互連携ができると思うんですが、これを増やしていく計画は具体的にどうあるんでしょうか。

【門池学事振興課長】県内企業の推薦枠については、今年度から県内就職支援員を配置しておりまして、その方を中心に推薦枠を設けていただく企業を開拓しているところでございます。

令和5年度、来年度についても既に3社が、この推薦枠を設けていただくように予定されておりまして、今後もこういった開拓を続けていきたいと考えております。

【松本委員】こちらは県立大だからこそ、できるネットワークとか人脈とか、そして支援員がせっかく入っていますから、その部分が大きいと思うんです。そういったところの実績というもの、そういう制度があることを学生に周知することも大事だと思います。積極的に県内就職向上、44%という目標は高いかもしれませんが、具体的にこういう形で動いていただきたいと思います。以上です。

【下条委員長】ほかに質問はありませんか。

【宮本委員】1点だけ確認させていただきます。先ほど、松本委員からもありましたけれども、県立大学の卒業予定者の就職内定状況について

で、前回の委員会、その以前の委員会でも確認したことがありまして。

国際社会学科は、ものすごく英語にたけていらっしゃる方々が多いと。県内には語学力を必要とする企業が少ないという現状があって、前回、たしか長崎倉庫という企業名が出てきて、そのほかはなかったんです。前回は16.3%で、今回36.8%、大幅にアップしています。これは、先ほどあった県内の推薦枠というのがつながるんでしょう。ここまで大幅に増えるんだなと改めて思ったんです。

国際社会学科がアップしたのは、要は県内にそういった人材を欲している企業が、探せばあったという話なんですか。これについて詳しく教えてください。

【門池学事振興課長】今回、国際社会学科の県内就職率が高まった理由は、就職希望者に占める県内生の割合が、昨年が大体49%ぐらいだったんですけれども、今年は67%に上がったと。県内生は県内就職率が高いので、そこが一つの要因ということ。

それから、オフィス系の誘致企業への就職が増加をしていまして、これが昨年4名だったのが7名に増えた、それから県内の官公庁への就職者も昨年はゼロだったのが3名に増えたといったところが、今回向上した要因ではないかと考えているところです。

【宮本委員】やはり県内生が増えれば県内の就職も増えるというのが、目に見えて数字に出てくるということですね。

それと、企業誘致ができたことでオフィス系が増えて、そこに就職された方も多いと、こういった相乗効果が出ていると改めて確認をさせていただきました。これが次年度も引き続きできるように、また取組もしていただきたいと思

います。

特に公共政策学科で県内公務員の就職者が増加したということであります。これも前ページに書いてある県内の推薦求人が増えたことが要因なのか、確認をさせていただければ幸いです。

【門池学事振興課長】公共政策学科は、先ほど委員からもお話があったとおり、県内の官公庁の内定者が今回7名増加をしております、うち県庁に合格された方も4名増加していると、主にはこういったところが公共政策学科の増加の要因となっております。

【宮本委員】ありがとうございました。引き続き、県内就職の増加に向けて対策を講じていただきたいと考えます。以上です。

【下条委員長】しばらく休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午前11時46分 再開

【下条委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】それでは、総務部関係の審査結果について整理いたしたいと思えます。

しばらく休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時47分 再開

【下条委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から委員会を再開し、教育委員会関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時30分 再開

【下条委員長】それでは、委員会及び分科会を再開いたします。

ただいまから、教育委員会の審査を行います。

【下条分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

教育長より、予算議案の説明を求めます。

【中崎教育長】それでは、予算決算委員会の議案説明資料、教育委員会をよろしくお願ひします。2ページでございます。

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分であります。

まず、令和5年度教育行政の基本方針につきましては、2ページに記載のとおりでございます。

それでは、3ページから、令和5年度の主要事業について、新規・拡充事業を中心にご説明いたします。

まず、ふるさと・職業教育の推進といたしまして、令和5年度から、ふるさと教育のさらなる推進を図るために、「小中高が一体となったふるさと教育推進事業」を実施いたします。これまで中学生を中心にモデル校での研究を進めてまいりましたが、新たに指定する5つのモデル地区において、校種間や関係団体等との連携体制を強化しながら、小中高の発達段階に応じた一貫性・系統性のあるカリキュラムを構築し、

その取組を発信することにより、県全体のふるさと教育の充実を図ってまいります。

4ページでございます。

グローバル化に対応した教育の推進といたしまして、小・中学校においては、令和5年度から「『Believe You Can』英語発信力強化事業」として、グローバル化する社会に必要な児童生徒の英語発信力強化に主眼を置いた事業を展開してまいります。本事業においては、先進モデル校での実践研究や、世界で活躍する方をゲストに招いた特別授業の実施、小中学校教員を対象とした研修会等を行うことにより、児童生徒の英語発信力や教員の指導力の向上を図ってまいります。

5ページでございます。

情報教育の推進といたしまして、離島半島地域の小規模高校における学びの充実を図るため、令和7年度に大村市の県教育センター内に「遠隔授業配信センター」を開設し、学校のニーズに応じた授業の配信を行うよう準備を進めてまいります。

加えて、1人1台端末の環境を最大限に活用し、教員の指導力と生徒の学力の向上を図るため、AIドリル等の機能を搭載したエドテックサービスを指定校において導入し、学習データを分析・活用することにより、個別最適な学びと教員の働き方改革を推進してまいります。

特別支援教育の推進といたしまして、特別支援学校の環境整備については、「県立鶴南特別支援学校時津分校」を本校化し、「県立時和^{ときわ}特別支援学校」を設置することに伴い、令和6年4月の開校に向けて準備を進めてまいります。

また、令和5年度から「障害のある子供の活躍応援事業」を実施し、特別支援学校生徒向けのキャリア教育に取り組むとともに、スポーツ

のイベントや体験活動を通して企業等との相互理解を深め、新たな職域への就労の可能性を広げる取組を推進してまいります。

少しめくっていただいて、8ページの中ほどでございます。

子どもたちが学ぶ教育環境の整備といたしまして、志願者数が減少する背景には、教職に対し激務というイメージが広まり、本来のやりがいや魅力が社会に十分伝わっていないことなどがあり、教職の魅力を高めるため、各分野で活躍している有識者を招いた教職の魅力化作戦会議を設置し、具体的な提言や支援をいただくこととしております。

併せて、学校スタッフマッチングシステムを構築し、臨時的任用教員や部活動指導員など学校に関わる多様な人材の掘り起こしにつなげてまいります。

さらに、これらの取組について各種広報媒体を積極的に活用することにより、学校を応援する気運を県内に広げ、本県教育の担い手の確保に努めてまいります。

いじめ不登校対策の充実といたしまして、9ページの6行目でございます。

不登校児童生徒の支援に当たっては、学校復帰という結果のみを目標にするのではなく、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、将来の社会的自立を目指す必要があります。そのため、令和5年度から新たに「未来につなぐ『確かな一歩』推進事業」として、市町教育委員会とともに、美術館や博物館、青少年教育施設、地元プロスポーツ等民間の施設や団体と連携した取組を通して、不登校児童生徒の自己肯定感を育み、家の外や学校に確かな一歩を踏み出し、いけるよう支援を充実してまいります。

10ページの中ほどでございます。

地域に必要とされる高等学校の魅力化の推進といたしまして、「地域の子どもを地域で育てる」気運を地域と高校が一体となって醸成し、地元県立学校が担う役割を地域と共有し、魅力ある学校づくりを目指してまいります。

また、生徒の主体性や創造性、実践力を基盤とした教育活動により、入学者の増加と、生徒の郷土に対する愛着を高め、将来的には地域への人材の還流を生み出すように努めてまいります。

そのため、令和5年度から、高校・地域連携コンソーシアムを形成するなどして、県、市町、学校、地域企業、地域団体等と一緒に、高校の機能強化や地域創生等について協議し、取組を進めてまいります。

地域で育む文化・スポーツ活動の推進としまして、学校部活動においては、少子化に伴う部員不足等の加速化により、持続可能な文化・スポーツ活動の機会の確保が大きな課題となっております。中学校における休日の部活動地域移行に関する国の方針に基づき、本県においても地域の実情に応じて、段階的に地域へ移行することとしております。

特に、部活動の地域移行に伴う新たな体制整備や指導者の確保などについて、市町及び関係団体と連携を図り、円滑な部活動の地域移行の推進に取り組んでまいります。

ちょっとめくっていただきまして13ページでございます。

競技スポーツの推進としまして、昨年の栃木国体においては、総合成績45位と大きく順位を落とす結果となりました。このため、各競技団体とのヒアリングや課題整理を踏まえ、「一貫指導システム」のさらなる強化・充実を図り、中学・高校生のジュニア選手の重点的な強化及

び指導者の資質向上に努めてまいります。

次に、これまで申し上げました主要事業を含め、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明します。

教育委員会所管の歳出予算総額は1,243億2,311万9,000円となっており、内訳は記載のとおりでございます。

14ページでございます。

歳入予算額は269億1,641万円で、内訳は記載のとおりでございます。

歳出予算の主なものについては、記載のとおりでございます。

16ページの下段で、債務負担行為につきましては記載のとおりでございます。

17ページ中ほどでございます。

次に、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、歳入予算では合計3億4,915万3,000円の減、歳出予算では合計13億398万8,000円の減であります。この結果、令和4年度の教育委員会所管の歳出予算総額は1,308億2,542万5,000円となります。

歳入予算の主な内容につきましては記載のとおりでございます。

19ページ中ほど、歳出予算の主な内容については記載のとおりでございます。

20ページ下の方、繰越明許費につきましては記載のとおりでございます。

最後、22ページでございます。

令和4年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和4年度の予算については、今議会に補正をお願いしておりますが、今後、年間の執行額の確定を行い、調整・整理を行う必要が生じて

まいりますので、3月末をもって、令和4年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【下条分科会長】次に、提出がありました、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料、政策的新規事業の計上状況について、説明を求めます。

【桑宮総務課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました政策的新規事業の計上状況のうち、教育委員会関係についてご説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

教育委員会関係では、上から2つ目の長崎っ子が輝く学校応援プロジェクト事業費以下、8事業を新規事業として要求を行い、事業内容等の精査が6件、事務費の精査が1件、要求額どおりが1件でございます。

説明は以上です。

【下条分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】それでは、教育委員会は今回、特に新規事業の予算がたくさん出ておりますので、それを中心に質問させていただきます。

まず、未来へつなぐ「確かな一歩」推進事業について質問いたします。

これまで不登校生徒児童数が過去最高で令和3年度では2,784人となっている状況で、コロナ禍の影響もあり非常に大きな問題になっている中で、今回新規事業として不登校対策に取り

組まれたことは評価をいたします。

ただ、一つ気になるのが「確かな一歩」というところで、今回は、説明によると市町教育委員会と連携をして、不登校児童生徒に対して文化施設や青少年教育施設、地元プロスポーツ等と連携をして不登校を解消していくというスキームになっているんですが、実際、不登校のお子さんが文化施設に行って、それが不登校の解消につながる根拠についてお尋ねいたします。

【大川児童生徒支援課長】今、委員からお尋ねがありました「未来へつなぐ『確かな一歩』推進事業」は、学校復帰を含め、不登校の子どもたちが将来、社会的に自立していけるように、まずはそういった子どもたちが「行ってみようかな」と思えるような学校以外の学びの場を提供し、様々な体験活動を通して最初の第一歩を踏み出すきっかけをつくっていこうという事業でございます。

不登校の子どもたちが、文字どおり一歩を踏み出すことにより体験活動に参加できたという自信につながり、「楽しかった」、あるいは「褒められた」、「認められた」といった体験の積み重ねが次への意欲を育むものと理解しております。

この小さな一歩を積み重ねることで、学校に行ってみようかなという心のエネルギーの充填につながり、学校への復帰、あるいは社会的な自立へ向けて確かな一歩が踏み出せるというふうに考えております。

今、ご質問がありました、子どもが学校に行けるようになるのかという根拠ですが、実は令和2年度に文部科学省から出されました「青少年の体験活動の推進に関する調査研究報告書」によりますと、体験活動を経験することが、子どもたちにとってとても良い影響が見られると

という報告がなされております。

例えばキャンプ、登山、川遊び等々の自然体験では自尊感情が高まり、外向性、外に向けて活発に動く、そういった良い影響が見られている。あるいは職業体験、農業体験、ボランティア体験などの社会体験につきましては、学習意欲の向上につながっていると。さらに美術館、博物館、あるいはスポーツ観戦等、こういった体験活動においては、自尊感情や外向性、精神的な回復力など、全てにおいて意識に良い影響が見られているという検証結果がございます。

このことを踏まえまして、本課としましては、美術館、博物館などの文化施設、自然体験を行う青少年教育施設、あるいはVファーレン長崎、長崎ヴェルカなど地元プロスポーツ団体等における体験活動を3本の柱とし、「未来へつなぐ『確かな一歩』推進事業」を進めてまいり、不登校児童生徒が人や社会とつながる良さを実感し、そして自己肯定感など心のエネルギーを醸成していくというふうに考えております。

【松本委員】わかりました。ご丁寧にありがとうございます。

ここでの一番大きなポイントは体験、社会とのつながりだと思っております。もう家から出たくない、学校に行きたくないという孤立してしまうところを、文化施設や青少年施設やプロスポーツ等との関わりがきっかけになればということだと思っておりますが、そこで一番大事になってくるのは、「やればできる」といった自己肯定感を感じられるかどうかは、その体験の中身にもよると思っております。美術館に行って、ただ絵を観るだけであつたら何の意味もないし、ただプロスポーツを観るだけではなくて、そこにつながるまでの過程。そのお子さんがどれに興味があるかという事前の調査も必要ですし、そこを誘

導していくための取組も必要だと思っております。

そうすると、県教委で上げているけど、実際は市町教育委員会の協力も必要ですし、それぞれ受け入れる施設の理解と協力も要すると思います。

今回、新規で事業を上げていますけど、これは県教委だけでできるものではないので、これからモデル校をつくって実際にやっていく上でのすり合わせ、それと体験の中身、そういったものも含めてしっかり計画を詰めておられるのが、お尋ねいたします。

【大川児童生徒支援課長】松本委員がおっしゃったように、子どもたちの不登校の理由・背景は実に様々で、それぞれ興味・関心も個々に違います。ですから、民間団体あるいは公共施設のいろんなメニューをできるだけたくさんつくって個別に対応できる部分、あるいは少しエネルギーの高い教育支援センター等に通級できている子どもたちに対してはグループで参加できる部分、そういった子どもの実態に合わせたプログラムをこれから作成していくことが大事かというふうに思っています。

現在、各基幹施設の団体等と調整しながら、こういったメニューが有効なのかということも含めまして、すり合わせをしているところでございます。

また、実施主体は21市町になりますので、昨年9月13日に各市町の担当指導主事を対象とした概要説明会を行っております。

それから10月24日には、各市町の教育長を対象といたしまして事業内容等の説明を行っております。その中で一定の理解と協力を得られておりまして、次年度、各市町と連携を密に図りながら「確かな一歩」推進事業に取り組むこととしております。

現在、プログラムを作成中でございますが、ある程度固まりまして、今後のスケジュールで申しますと、3月22日に各市町担当者への本事業の説明と、協議を行う予定としております。

【松本委員】非常に新しい取組でもありますし、小さな一歩が大きな一歩につながると期待をしております。

ただ、一步の後のフォロー体制も大事であって、これを体験して、また元に戻るのではなくて、これをきっかけに学校までどうつなげるかというところ、そこまでがゴールになりますので、一步で終わらないように、そこもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、新規の小中高が一体となったふるさと教育推進事業について質問いたします。

ふるさと教育は、令和元年から4年間実施していただいて、私も今まで質問しましたけれども、非常に成果が上がっていますし、新聞報道等でもたくさん取り上げられております。

まず、これまで4年間のふるさと教育の成果、通常の教育との違いについてお尋ねいたします。

【加藤義務教育課長】小中学校におきましては、これまで特に中学校の研究指定を行いまして、その研究校を中心にふるさと教育の実践を進めてまいりました。

幾つもの成果がございますが、まず、これまでの教育との大きな違いとしまして、今回はモデル校において、これからの教育が目指す新たな学びの姿をつくっていくことができたというふうに思っております。

具体的には、中学生が地元企業の方々と関わりながら、子どもたちが自分で考え、自分で行動する、探究的な学びを実践していきました。その中で、地域課題の解決や、ふるさとの魅力をつくり出す活動を展開していきまして、中学

生の活躍ぶりは、私たち大人の予想をはるかに超えていたなというふうに感じております。

ある研究指定校の教員は、「地域に貢献する活動に中学生が取り組んで、生徒は地域の声に大きな喜びを感じながら、また前に進んでいった」という声や、また、地域の方からは、「こんなにも地域の未来を考えている中学生と出会うことができた、このことが大きな喜びであった」と、このような声をいただいております。

【松本委員】本当にいろんな成果の報告を受けましたが、主体的に地域の課題を学習するという姿勢は、教育現場だけじゃなくて地域にも大きなプラスの要素があると思いますし、県内に就職することのきっかけにもなるかもしれませんし、大変大きなものだと思います。

逆に、これまで4年間やった中で課題は何かなかったのか、お尋ねいたします。

【加藤義務教育課長】私どもの課題といたしましては、これまでの成果をさらに広げていくことが大変重要なことではないかというふうに考えております。

特に小中学校におきましては、中学校を中心に取り組んでまいったのですが、小学校の早い段階から中学校にかけて、さらに高等学校におけるふるさと教育まで想定しながら、学校の枠を超えて地域と一体となりながらふるさと教育を展開していく、このことが今後の大きな課題だと考えております。

【松本委員】報告があったのは、中学生が主体になっているということで、小学生、高校生まで一貫的に取り組む必要があるという意味合いで、今回、新規で小中高が一体となったふるさと教育推進事業になったというふうに理解をしました。

小中高を一体とすることによるメリットはど

というものがあるのか、お尋ねします。

【加藤義務教育課長】今回の新規事業におきましては、県内5つのモデル地区を指定して、その中に小中高の関係者、市町の教育委員会や関係課、地元企業や商工会の方々、またPTAの方々に参加していただきながら、それぞれの発達段階を踏まえたカリキュラムとはどのようなものなのか、また、学校の枠を超えてできることは何なのか、こういうことを一体となって考えていきたいというふうに思っております。

このことを通してふるさと教育のモデルカリキュラムを開発してまいります。併せてふるさと子どもを一体として育ていく体制づくり、さらには子どもたちが先輩の姿にあこがれながら学ぶ環境、こういうものをつくってきたいというふうに考えております。

【松本委員】一つのテーマで小中高一体となって取り組むのは大変素晴らしいことだと思いますし、あとは情報の共有化。ですから、小学校でふるさと教育をしているけれども、中高生の先輩たちはこういうこともしているんだよと、それぞれ小中高で取り組んでいることを情報共有して、それを見ることで先輩方の動き、また小学生たちがこういうことをやっているんだと知ること一つ大事だと思う。

もう一つ大事なことは、そういった素晴らしい教育を発信していかないと一過性のもので終わってしまう。地域の方々に、自分たちが研究したことを発表していく、社会に向けて発信していく取組まですることで完結すると思うんですが、そちらに対してはどうでしょうか。

【加藤義務教育課長】これまでモデル校の取組の発信といたしましては、通常の研究指定校と同様に、研究発表会などで主に教育関係者を中心に発信を行ってまいりました。

今回の新規事業におきましては、例えば地域におけるシンポジウムなどを開催して、実際に子どもたちが自分たちの言葉で地域の方々に語りかけたり、また、自分たちの取組について提案をしたり、このような発表の場を設けまして、多くの方にふるさと教育の取組についてお伝えしていきたいと考えております。

【松本委員】非常に大事なことだと思うんです。このことを例えば行政の関係者やまちづくりの方々にも見ていただいて、行政の関係者が、子どもたちが提案したことを取り入れるかもしれないし、そういうことによって主体的な教育にもつながっていきますし、幼少期から社会に参加する意識というのも変わってくると思うんです。ぜひ、そこまで含めてお願いしたいと思います。

次に、一般質問で北村議員から質問がありました。県立図書館の電子書籍サービスについて質問いたします。

今月25日から電子書籍サービスが開始され、要するにアプリをダウンロードして登録をすれば、離島や市外の方も電子書籍を県立図書館から借りられるサービスと伺いました。

この利便性が向上するのは大変大きいことだと思いますが、実際、電子書籍は現状何冊あるのか、全体の書籍の数に比べてどれくらいあるのか、全体の書籍と電子書籍の数をお尋ねいたします。

【三好生涯学習課企画監】現在、ミライオン図書館、県立図書館における蔵書は約133万冊あります。今回導入いたします電子書籍が約1,900タイトルありまして、全体に占める割合としては約0.1%程度となります。

【松本委員】133万冊の中の1,900と、0.1%とは実にもったいないと思います。これだけ便利

性が上がるのであれば、電子書籍をこれから増やしていく必要があると思います。

今回上がっている予算の中に電子書籍の購入費もあると思います。確認ですが、電子書籍の購入予算と紙の書籍の購入予算をそれぞれお尋ねいたします。

【三好生涯学習課企画監】紙の書籍の図書購入費は、新聞雑誌等も含めまして約5,400万円を計上しております。電子書籍の購入費は、ながさきデジタルライブラリー事業において、約173万円を計上しております。

【松本委員】5,400万円と173万円だと、かなり大きな開きがあると思います。紙の書籍もちろん大事ではありますが、管理とか利便性から考えれば、やはり今後は電子書籍の予算を増やしていくことこそが、市外の方々、離島の方々も、今まで来られなかった方が、このアプリを使って見ることもできるわけですから、今後、電子書籍に対してもしっかり予算をつけていく必要があると思いますが、教育長はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

【中崎教育長】これからの時代を考えれば、まさに図書館DXということで、多くの方に書籍のサービスを展開していくことは必要だと考えております。

ただ、電子書籍は、どうしても紙の媒体と比べて一定の制限があって、幅広く読まれるということで、かなり単価が高く設定されております。そこは限られた予算の中ですので、どのようなタイトルであれば多くの方に読んでいただけるか、あるいは電子書籍ならではの特徴を生かした書籍であるかというようなこともありますので、そこはしっかり見極めたいと思います。図書館に来て見ていただくという紙のサービスも重要ですし、両方のバランスをとりながら多

くの方に楽しんでいただけるような図書館を目指してまいりたいと思っています。

【松本委員】県民の方々にアプリのダウンロードをしていただくことが、まず最優先だと思っております。アプリのダウンロードをしていただくには、やっぱりめぼしい本がないと、わざわざアプリをダウンロードしようと思わないわけです。ですから、今おっしゃったように、電子書籍でも人気書籍とか、皆さんが興味のある書籍を電子書籍で購入して、それを告知して、実はこのアプリからダウンロードできますとなれば、利用者は上がっていくと思うんですね。それは確かに膨大な数をいきなり買うことはできないけれども、有名な本であったり興味のある本をぜひとも購入していただき、そして発信をですね。皆さんが便利になるものですから、ぜひ活用していただきたいと思います。

最後に、新規の長崎っ子が輝く学校応援プロジェクト事業費について質問いたします。

この実施の背景としては、スタッフのマッチングシステムの構築が目的となっておりますが、なり手不足が背景になっていると思います。こちらの事業概要と効果について、お尋ねいたします。

【谷口義務教育課人事管理監】まず、本事業の背景につきましては、本事業の立ち上げに当たりまして、教員採用試験倍率の低下や、代替教員など臨時的任用教員の不足、教員の長時間労働や教職に対するブラックなイメージの拡大などがあり、教員のなり手不足が深刻な課題となっております。先ほどおっしゃったとおりでございます。

事業の概要としましては、大きく3つございまして、教職の魅力化作戦会議、学校スタッフマッチングシステム、学校教職の魅力発信、理

解促進というものがございます。

こういった内容を計画しておりますが、これらの取組を通して教職の魅力を高めるとともに、学校を応援する気運を県内に広め、教員免許を持っている方をはじめ、学校を支援して下さる方など学校が必要としている多くの人材を掘り起こすことができるものと考えているところでございます。

【松本委員】この後、議案でも定数の件が出ていますが、なり手不足、そして教員が足りないという現場の声の中で、例えば臨時的任用職員であったり学習支援員という方々が増えることで、さらに教育の充実、負担軽減にもなると思うんです。

特に、免許の更新制度が廃止になっているわけですから、潜在教員という方がかなりいらっしゃると思うんです。私、このマッチングシステムの時に思ったのが、私も学習塾をしていたから感じるんですけども、学習塾の民間の方々は夜が仕事なんです。教員免許を持っている方もいらっしゃるんで、昼間、学習支援員とか臨採の対象になるスキルはあるんです。ですから、今後、民間との連携という意味でも、足りない部分を補完し合うといった意味でも、マッチングシステムで登録して手伝っていただくことも可能ではないかと思えます。

そういった幅広い人材を活用するという観点から、ご見解をお尋ねいたします。

【谷口義務教育課人事管理監】学校スタッフマッチングシステムにつきましては、先ほどお話がありましたように潜在的な教員免許所有者とか、学校業務のサポートなど学校で働くことに興味がある方がスマートフォンなどで気軽に登録できるシステムを構築し、登録者のニーズにマッチする有用な情報を電子メール等で配信す

ることにより、教員であるとかスクールサポートスタッフ、部活動指導員などの教育現場で勤務する多様な人材の掘り起こしにつなげていこうとするものでございます。

先ほどお話にありました民間の方のお力もお借りしながら、学校現場は今、人材が不足をしておりますので、その指導體制の充実に当たることができればと考えております。

【松本委員】まずは、マッチングシステムにしても魅力発信にしても、この事業自体を知ってもらって登録をしてもらわないことには広がっていきませんので、この新規事業をぜひ県内に広めていただいて、しっかりと教員の魅力発信と、スタッフをそろえて人材をしっかり固めることができるように取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。

【下条分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【宮本委員】1点質問をさせていただきます。先ほど教育長より説明がありました来年度の新しい事業について、1点お尋ねいたします。新規事業で重点であります「『Believe You Can』英語発信力強化事業」、4ページにあります。これについてちょっとお尋ねいたします。

非常に興味深い内容になっておりまして、予算規模でいうと、そこまで大きな予算ではないんですが、グローバル化する社会で英語発信力の強化に主眼を置いたということです。これ、もう少し具体的にご説明をいただければと思います。

【加藤義務教育課長】本県の児童生徒の学力学習調査の状況といたしまして、例えば英語の4技能、読む、聞く、話す、書くという部分におきまして、読む、聞くという技能については高い状況を示しているんですが、発信力、話す、書くという部分についての弱さが見られるとこ

るがございます。

これからのグローバル社会を考えた時に、積極的に自分のことを発信していく、このような子どもたちを育てていくことは大変重要だというふうに考えております。そういった中で、子どもたちに対するグローバル教育の改善を考えながら、「Believe You Can」というのは、「できると信じて」という言葉でございます。子どもたちの「できる」という自信を膨らませていく、このような取組を進めていきたいというふうに考えております。

【宮本委員】「できると信じて」って、いいですね。自分自身にも言い聞かせながら頑張っていきたいと思いますが。

これは、先進モデル校での実践研究とか、ゲスト講師とかあります。先進モデル校というのは、こういったものを先んじてされているところがあって、そこに行くということ。これはちなみにどちらですか。

【加藤義務教育課長】このモデル校につきましては、現在選定をしているところでございます。これまでの指定校と異なるところは、従来は英語教育の研究指定は行ってきたんですが、今回はもっと広く、学校経営として、例えば地域素材の国際的な内容を活かしながら、実際に子どもたちが英語を使いながら体験したり、交流したり、こういう取組を学校経営全般としてグローバル教育を展開していく、そういうモデル校を実施していきたいと考えております。

【宮本委員】ちょっと大幅なイメージですね。

それと、小中学校の教員を対象とした研修会と、児童生徒の英語発信力とか、教員の指導力の向上ということでも予算をつけています。

実際、小学校でも始まりまして、先生方からすると、教えるのにちょっと苦労している教員

もいらっしゃるんじゃないかと思います。これは英語専科教員の強化にもつながるのかということを確認させてください。

【加藤義務教育課長】特に中学校については、英語科教員を対象とした研修会を行っていきたいと思っております。

小学校に関しましては、専科指導を行っている教員や、担任で英語の授業を行っている教員がおりますので、少し段階を分けながら、その先生方に即した研修を提供していくことを考えております。

【宮本委員】ちなみに、小学校における英語専科教員は、県内でどれくらいいらっしゃるのかわかりますか。

実は、小学校の英語専科教員の数が非常に少なく、現場で教えていらっしゃる先生方は非常に苦慮しているというお話をお聞きしたことがあって、まずは人材を育てていく、先生たちを強化していくことが大事ではないかと思うんですが、現在、どれくらいいらっしゃるかを教えてください。

【加藤義務教育課長】小学校で専科指導を行う場合には、例えば学校の中で教科を入れ替えて、自分は算数を教えるから、もう一方の方が外国語を教えるという場合がございます。または、以前よくあった音楽科の先生が音楽を教えるような形で、英語を専門として教えている場合がございます。専科で授業をしているのが、県内では約20%という状況でございます。

【宮本委員】これはやっぱり少ないということでしょうね。他県と比べてどうなのかというのは、私もつぶさに見たことがないんですが。

こういう専門の先生を育成するのも、この事業の中に入るのかを教えてください。

【加藤義務教育課長】特に専科で指導をされて

いる先生方をターゲットにした研修も行っていきますし、また、専科指導をするには少し自信がないというような先生に対しても研修を提供していきたいと思っておりますので、あらゆる段階の方々に対応できるような研修にしていきたいと考えております。

【宮本委員】 トータルで考えた時に、まずは教える先生、教員の指導力の強化をして、いかにわかりやすく児童生徒にお伝えするかが大事になってくるんだろうと考えております。そういったことを踏まえて、児童生徒の英語の発信力強化につながっていくと考えますので、ぜひとも英語専科教員の技術力の向上に努めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【下条分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】 討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分及び第35号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【下条委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

教育長より総括説明を求めます。

【中崎教育長】 それでは、文教厚生委員会関係議案説明資料、教育委員会をよろしくお願いいたします。

2ページでございます。

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第22号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」、第23号議案「県立高等学校等条例の一部を改正する条例」であります。

第22号議案は、児童生徒数等により算定される教職員定数の増加に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

第23号議案は、令和6年4月に「県立鶴南特別支援学校時津分校」を本校化し、「県立^{ときわ}特別支援学校」を設置することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案外の報告事項についてご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

令和4年9月に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条の規定に基づく軽微な事項として専決処分をさせていただいたものであります。

内容は、大村市久原において、台風の影響により県所有建造物の一部が飛散し、隣接する民家の外壁等に損害を与えたものであり、相手方へ支払った賠償金は76万1,850円であります。

所管する建物については、引き続き定期的な点検等を行い、再発の防止に努めてまいります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明

いたします。

新規高等学校卒業者の就職内定状況については、記載のとおりでございます。

長崎県立中学校入学者選抜について。

これまで長崎県立中学校の募集定員は「男女同数」を基本としておりましたが、その規定を令和6年度入学者選抜検査より撤廃することといたしました。

県立中学校では、高い教育効果を実現する観点から、募集定員を「男女同数」としてきましたが、近年の志願状況では男女の倍率に差異が見られ、難易度にも差が生じていることを踏まえ、男女を区別せず、より適性や能力を重視した選抜を実施することとしております。

一方で、著しく入学者の男女数が不均衡となることも想定されることから、当面の間は男女のどちらかが60%を超えないという条件をつけ、教育活動に与える影響等を鑑みながら、教育効果のさらなる深化と公正な入学者選抜制度の検証を進めてまいります。

特別支援教育の推進について。

令和7年4月に西海市立大瀬戸中学校内に県立鶴南特別支援学校の小・中学部西彼杵分教室を設置し、西彼杵高校内に設置されております高等部と併せて分校化することといたしました。西海地区に特別支援学校の小・中学校分教室を設置することにより、障害のある児童生徒が地域で専門的な教育を受けるための教育環境が充実することに加えて、小学部から高等部の一貫した教育の充実につながるものと考えております。

長崎県立世知原少年自然の家のあり方について。

長崎県立世知原少年自然の家につきましては、令和元年12月の廃止表明後、今後のあり方につ

いて様々な検討を重ねてまいりましたが、利用形態の変化や不登校児童生徒の増加等、近年の学校教育を取り巻く状況を踏まえ、宿泊の機能を地理的に比較的近い佐世保青少年の天地に集約し、新たなニーズに対応する日帰り施設として運営を行うことといたしました。

なお、運営開始時期は、利用者への周知及び宿泊予約の調整等を考慮し、令和6年4月からとし、沢登り等特色ある活動や世知原の自然を生かした事業を引き続き展開していくとともに、自然体験等を活用した不登校児童生徒支援や地域の賑わいにもつながるような様々な取組を進め、今後も地元の皆様に愛されるような施設になるように努めてまいりたいと考えております。

ながさきデジタルライブラリー事業の実施については、記載のとおりでございます。

長崎県読書バリアフリー推進計画の策定について。

視覚障害等の読書環境の整備の推進に向け、本県における基本的な施策の方向性を示し、教育と福祉が連携して、国が定めた「読書バリアフリー法」の理念の具現化を目指すため、令和5年度から9年度を計画期間とする長崎県読書バリアフリー推進計画を令和5年1月に策定いたしました。

本計画では、3つの基本的な方針、「誰もが利用しやすい本をそろえる、増やす」「誰もが利用しやすい読書環境をつくる」「みんなに開かれた読書環境があることを伝える」に基づき、読書支援サービスの活用促進や読書バリアフリーの取組の周知等の具体的な施策に取り組んでいくこととしております。

今後、本計画で定めた取組を着実に実行しながら、視覚障害者等の読書環境の整備の推進を図ってまいります。

第2回長崎県中学校ビブリオバトル大会について、子ども県展の開催について、7ページのスポーツにおける活躍については、記載のとおりでございます。

教職員の不祥事につきましては、追加1をお願いいたします。2ページの下の方です。

中学校事務主幹が、令和3年7月から令和4年7月までの約1年にわたり、校長、教頭及び同僚職員の計6名に対し、学校事務職員として、業務上豊富な知識や経験を有し、当該教員の協力を得られなければ業務の円滑な遂行が困難な状況下にあるという優位性を背景に、適正な業務や指導の範囲を超えて、暴言・侮辱、威圧的な行為、執拗な避難、無駄な業務の強要及び仕事をしない業務妨害などのハラスメントを繰り返して行いました。そのうち校長及び教頭の2名が、精神的な苦痛を受けたことにより勤務できなくなり病気休職となっております。このようなことから、令和5年2月17日付で、停職6月の懲戒処分及び事務主任への降任とする分限処分いたしました。

さらに、令和5年2月11日に、雲仙市内の中学校教頭が過失運転致傷と道路交通法違反の疑いで逮捕され、その後、被害者の方が亡くなったため、容疑が過失運転致死に切り替わりました。当該案件については、今後、事実関係を慎重に確認の上、厳正に対処してまいります。

本文の7ページ、下3行目からでございます。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶に向けて取り組んでいるさなか、また、本委員会において厳しいご指摘を受けたにもかかわらず、このような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

今後も、全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、不祥事を我が身に引き寄せて考えさせ、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、全ての教育関係者と連携し、不祥事根絶と信頼回復に向けた実効性のある取組の推進に全力を傾けてまいります。

以上をもちまして、教育関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【下条委員長】以上で説明が終わりましたので、これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】第22号議案の職員定数条例の一部を改正する条例について質問いたします。

事前にいただいた資料で、増減について、小学校、中学校で33人、中学校、高等学校で16人、特別支援学校で6人、計55人の定員を増加するということでした。

増加の主な理由としては、小中学校における特別支援学級数の増加及び小学4年生における35人学級の編成の実施、また、高等学校における文理探究科の新設、特別支援学校における児童生徒数の増加という背景がございます。

この中で、ちょっと確認したいことがあるんです。要するに小学校でも33人、教員が足りないから増員するということですが、事前に公立学校の採用選考試験の状況を確認しました。そうすると、小学校の教員の志願倍率が一番低くて、受験者数323人に対して合格者が254人ということで、倍率が最も低い1.3倍、先ほど言いました教員のなり手不足、特に小学校が深刻化していると思います。

定員を仮に増やしたとしても、なる人がいな

ければ意味がないことでありまして、今後、なり手不足対策として取り組んでいることについてお尋ねいたします。

【初村高校教育課人事管理監】採用試験につきましては年々志願倍率が減少してきておりまして、5年ほど前から比べますと約3.1倍から2.0倍と落ち込んできております。

採用試験につきましては、その志願者の確保に向けまして、県外での試験会場の設置、免許状を持たなくても専門的な知識・技能を有する、特に社会人を対象に特別免許状による採用、それから年齢制限を撤廃しまして59歳まで拡大をするといった取組をしているところです。

今後、教職の身にありながら育児とか介護のために途中で退職された方を対象に、特別採用選考という形で実施をしていきたいと考えております。

【松本委員】いろいろ手を打っていかないと、定数を増やしたはいいが、なり手がいない。もしくは、倍率が極めて低いと質が低下をするのではないかという懸念の声も伺っております。

そういった中でもう一つ確認したいのは、本県出身者で他県で教員に従事されている方に、Uターン就職という形で戻ってきていただく、そうしたら人口減少対策にもなるし、もともとキャリアがある、長崎県出身の教員をされている方に呼びかけて、長崎県の教員になっていただく取組も必要だと思っておりますが、その辺についての見解をお尋ねいたします。

【谷口義務教育課人事管理監】採用試験におきましては、過去、採用が厳しく少なかった時期に関東・関西方面で教職について本県出身者を主なターゲットに、関東・関西会場にて採用試験を実施しております。ここ数年、コロナ禍においてオンラインによる試験を実施してまいり

ましたが、優秀な教員のUターンやIターンにつなげることができているところであります。これまでの3年間で、小学校教諭27名、中学校教諭7名の採用を得ることができておりますし、それに関わって家族も一緒に帰って来ている状況もございます。

【松本委員】もともとキャリアがある、経験がある、新人とは違いますから即戦力にもなるし、家族も来てくだされば人口減対策にもなりますし、非常に大きな意味合いがあります。

せっかくですから、メリットというか、戻ってくる上で前の職場を辞めて帰って来られるわけですから、その部分で何かインセンティブ的なものも検討していただきたいと思います。

もう一つ気になっているのが、病気休職者の数が減っていません。令和3年度に病気で休職されている教員が104名、そのうち精神的な理由で休職されている方が71名もおられると聞いています。

こちらの方々は、休職なのでもちろん給与も発生します、8割ですね。この方々が戻ってきてくだされば現場も助かると思っておりますし、復職していただくために取り組む責任は教育委員会にあると思うんですが、具体的にどういうことをされているのかお尋ねいたします。

【初村高校教育課人事管理監】例年、休職者につきましては、全校種合わせて100名前後で推移しております。そのうち精神疾患が60名前後いるところです。

復職につきましては、特に精神疾患の休職者に対して、復職前の6週間から2か月程度の期間をとりまして復職訓練を実施しております。それを経てスムーズに職場復帰できるようにということで取り組んでおります。

その復職訓練の後、専門の医師を交えまして、

教育委員会で復職審査会を開催しております。この復職審査会におきましては、特に本人の意思、気持ち、家族の支え、学校の支援体制、主治医の見立て等も総合的に判断をしまして、復職の可否を決めることとなります。

【松本委員】 少子化ではありますけれども、55人の定員を増やすという議案でございます。併せて、先ほど申しました受験者数や、なり手不足、また休職者への対応も併せて取り組んでいただくことを要望して質問を終わります。

【下条委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【宮本委員】 私も、第22号議案について質問をさせていただきます。

先ほど松本委員からもあったとおり、55名ということで、私もいただいた資料で確認をさせていただきまして、その主な理由で、高等学校における文理探究科の新設ということでありませぬ。

文理探究科ができて、全体的な学級数は変わらないんじゃないかと思えます。今まで普通科が6あったのを、文理探究科2、普通科を4という形で、全体的な学級数は変わらないけれども先生を増やすと。

ということは、文理探究科に関する先生を普通科よりも強くする、もしくは専門性の高い先生を配置するという認識でいいのかを教えてください。

【田川高校教育課長】 今お尋ねのありました文理探究科につきましては、令和5年度から5校に設置をいたします。これまで普通科だったところに文理探究科を、学科を新設する学校もございます。

文理探究科は専門学科でございますので、国の標準法によりますと、教員の加配措置が認められております。標準法に従いまして増員する

形になります。

【宮本委員】 もう一回確認ですけど、1クラスに先生を配置するのが普通科よりも多いということになりますか。例えば、今まで普通科には担任と副担任がいます。しかしながら文理探究科には、担任、副担任ともう一人、専門の先生がつく、そういった加配が認められるということですか。そこをもう少し教えてください。

【田川高校教育課長】 例えば、普通科のみの5クラスの学校と、文理探究科を2クラス設置して普通科が3クラスと、クラス数の合計は5クラスで変わりませんが、文理探究科を設置した場合は、その学校に対しての若干の加配が認められるという形になります。

文理探究科に対して増員ということではなくて、学校全体に増員されるという形ですので、例えば専門的な教育を手厚く少人数でできるとか、そういう体制が充実していく形になります。

【宮本委員】 わかりました。文理探究科だけではなくて、全体的に加配が認められるということですね。

となれば、来年度から文理探究科が新設される5校には非常に喜ばしいことと申しますか、より一層、教育の充実が図られると認識をさせていただきました。

それでは、文理探究科に特化した先生を配置する、通常の先生とは違って特別に教育を受けた先生が配置されるということはあるんでしょうか。そこを確認させてください。

【田川高校教育課長】 文理探究科につきましては、新しい学習指導要領で重要視されております、いわゆる探究的な学びといったものがその根幹になってまいります。したがって、課題解決型の学習ということに力を有している教員を重点的に文理探究科に配置する、そういう

人事上の工夫もやっているところでございます。

【宮本委員】松浦高校では、文理探究ではありませんけど、比較的早く地域科学科が始まっていて、普通科とは違う取組がなされています。

来年度から文理探究科という新しい取組になりますので、非常に注目するところでありまして、そういった探究の教育が始まるということでは生徒たちも楽しみにしていらっしゃるんじゃないかなと思います。

改めて学校に配置される先生方には、わくわくできるような学びをできるように、県教委としてもしっかりご指導いただければと思います。以上です。

【下条委員長】 暫時休憩します。

午後 2時29分 休憩

午後 2時29分 再開

【下条委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第22号議案及び第23号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

ここで少し休憩をいたします。再開を14時40分からいたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時41分 再開

【下条委員長】 委員会を再開いたします。

義務教育課長より、先ほどの発言の訂正の申し出がっておりますので、許可します。

【加藤義務教育課長】 先ほど、宮本委員から、英語についてのお尋ねがあった際に、専科や交換授業を含めて、担任以外が小学校で指導している割合を約20%とお答えをしておりましたが、35%の間違いでございました。申し訳ございません。よろしくお願ひいたします。

【下条委員長】 それでは、次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【桑宮総務課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました教育委員会関係の資料についてご説明を申し上げます。

対象期間は、令和4年11月から令和5年1月まででございます。

まず、提出資料の2ページをご覧ください。これは、県が箇所づけを行って市町等に対し内示を行った補助金についての実績でございます。直接補助金として、市立高等学校就学支援金事務費交付金など計3件となっております。

次に、3ページをご覧ください。3ページは1,000万円以上の契約案件の実績でございます。競争入札の結果につきましては4ページに記載のとおりでございます。

次に、5ページをご覧ください。5ページから7ページは、知事及び部局長等に対する陳情・

要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたもので、内容は、島原半島振興対策協議会からの要望1件となっております。

最後に8ページをご覧いただきたいと思えます。8ページから11ページは、附属機関等会議結果の報告であり、長崎県文化財保護審議会及び第6期長崎県教育振興懇話会、計2件の会議結果を掲載しております。説明は以上です。

【下条委員長】次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、5番、9番になります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】質問がないようですので、陳情書につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、生涯学習課長より補足説明を求めます。

【山崎生涯学習課長】教育長から説明がありました、県立世知原少年自然の家のあり方について、補足説明をいたします。

まず、補足説明資料の2ページ「別紙」で、これまでの経緯の概要を説明いたします。

令和元年11月定例会の文教厚生委員会で、佐世保青少年の天地に世知原青少年自然の家の機能を集約することとし、令和2年度末での世知原少年自然の家の廃止の方向性を表明いたしました。

理由といたしましては、青少年教育施設の老朽化に伴い、今後、大規模改修を行う時期を迎える現状、そして、本県の厳しい財政状況や少子化等を踏まえ、限られた予算や人員を集中するためであります。

しかし、その後、廃止について、関係の自治体や教育委員会等から様々なご意見をいただきました。

佐世保青少年の天地への機能集約後の体制等について、関係の方々に一層ご理解をいただくには一定の時間が必要であると判断し、令和2年2月定例会で、施設の廃止時期を延期いたしました。

延期後、世知原の地元の方々や県北の各市町教育委員会へ説明していく中で、右側に書いておりますように、廃止により体験活動の場がなくなること、特に沢登り等、世知原の特色ある自然体験活動の機会が失われることへの不安や、いろいろな施設がなくなると地域の衰退につながるのではないかと危惧する意見をいただきました。

また、学校教育を取り巻く状況において、県立学校における宿泊を伴う新入生研修の廃止や、コロナ禍の影響を受けて宿泊を伴わない形態での活動への対応が求められているほか、不登校児童生徒の増加やゲーム・スマホ依存等の今日的な課題への対応も必要となっているところであります。

このような点を踏まえ、今後の施設運営について様々な可能性を検討した結果、中央一番下のところになりますけれども、宿泊機能については、当初の方針どおり、限られた予算や人員を集中するため佐世保青少年の天地に集約するとともに、その右側に書いておりますけれども、新たなニーズにも対応した日帰り施設として運営を行うことといたしました。

日帰り施設としての運営につきましては、1ページにお戻りいただきまして、2の今後の方向性の2番目の丸の活用例をご覧ください。

沢登りや茶摘み体験、ホタル鑑賞など、世知

原の自然を生かした活動を実施するとともに、佐世保青少年の天地の集団宿泊活動の一部として世知原の沢登り活動を位置づけ、宿泊活動の初日や、あるいは最終日に実施するなどの活用も想定しております。さらに、不登校児童生徒の支援事業など市町の教育支援センターとも連携を図りながら、新たな取組を行っていくことを考えております。

最後になりますが、日帰り施設としての運営開始時期は、令和6年度4月からを予定しております。今後、地元の方々や佐世保市とも連携を図り、地域の活性化にもつながるような魅力的な施設となるよう努めてまいります。

補足説明は以上でございます。

【下条委員長】 ありがとうございます。

それでは、まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】 何点が質問させていただきたいと思います。

まず、中学校事務主幹のハラズメントについて、お伺いをさせていただきます。この事例は、令和3年7月から令和4年7月までと1年間、長きにわたっているようなんですが、この間に途中で何か対策をとられたのかどうか、お伺いします。

【高稲教職員課長】 この事務主幹によりますハラズメントの事案につきましては、委員おっしゃいましたように令和3年7月から約1年間行われていたものでございます。

今回処分に至るに当たりまして、県教委でパ

ワハラของ疑いがあると把握をしましたのが令和4年6月でございました。その時に情報提供がございました。その内容については、情報提供者の保護の観点から差し控えますが、内容としてはパワハラของ疑いがあると思われるような事案でありまして、まずもって県教委と市教委で、当該校においてその事実確認をする必要があるということで伺いまして、その後、現在の状況に至ったということでございます。

【饗庭委員】 令和4年6月に、パワハラของ疑いがあるということで、そこから調査をされた。パワハラを受けた方が6名と結構多いのと、精神的な苦痛で休職されている状況を見ると、もっと早めの対策が必要ではなかったかと思うんですが、なぜこんなに遅れていったのかをお伺いします。

【高稲教職員課長】 今、委員がおっしゃいましたように、当該校は校長が精神疾患により休職となっております。体調を崩されたのが令和4年3月下旬から4月上旬にかけてとなっております。

この際に、実際にいろいろな職務に関して、服務に関しての指導権者である西海市教委が校長先生といろいろお話をされまして、校長先生からは、当該事務職員との人間関係に非常に苦慮されているといった旨のお話はあったということですが、具体的にパワハラと疑われるような行為についての言及がなかったということでありまして、その段階での把握には至っておりませんでした。

【饗庭委員】 学校として、ハラズメント行為に対する対策はどのようになっているのか、お伺いします。

【高稲教職員課長】 西海市教委におきましては、ハラズメントの防止等に関する要綱を定めてお

りまして、それに基づき、各学校においてもハラスメントの防止等に努めておられるところでございます。

ただ、現実的にこういった事案が生じたことで、要綱に基づく対応が十分なされていなかったことがわかったという面もありますので、県教委からは西海市教委に、西海市教委が定めている要綱に基づく対応の徹底について改めて指導を行ったところでございます。

【饗庭委員】ぜひ、こういうハラスメントが起こらないようにしていただきたいと思うんです。

あと、この校長先生と教頭先生のフォローと申しますか、その後、県として、精神的な苦痛を受けた方へのフォローはどんな形でされているのか、お伺いします。

【谷口義務教育課人事管理監】先ほども復職訓練の話がありましたけれども、管理職につきましても、西海市教委において適切に復職訓練を行っているところでございます。

【饗庭委員】復職のめどが、もう立っているというふうに理解してよろしいでしょうか。

【谷口義務教育課人事管理監】そのめどでございます。

【饗庭委員】復職ができるということであれば、復職された後のメンタル的なケアもしていただき、再発する可能性もあろうかと思っておりますので、ぜひその辺は対策を強化していただければと思います。

では、もう1点です。4ページの特別支援教育の推進について、先ほど説明がありましたけど、新しく特別支援学校ができるのは非常にいいことかなと思っております。

その一方で、インクルーシブということと一緒に教育を受けることも必要かと思うんですけれども、そのあたりで県の考え方をお伺いしま

す。

【分藤特別支援教育課長】委員ご指摘のとおり、本県においても、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育を推進していくことは大変重要だと考えております。

もう一つは、障害のある子どもを、その段階でいかに成長、発達をさせていくかということが非常に大事かと思っております。

今、特別支援学校が地域で通えるようなところにできたり、また、小中学校に特別支援学級が設置されたり、充実されたり、高校にも通級指導教室ができたりと、地域でそれぞれの子どもたちがそれぞれの時期に合わせた特別支援教育を学ぶ多様な学びの場、また学びの場が連続していく形ができつつあります。

また、長崎県は大変特徴的で、例えば小学校の中に特別支援学校の分校があったり、高校の中に分校があったり、自然と交流ができる。全国でもいち早く、そういった設置形態を図っております。こういったところで今後もインクルーシブ教育を充実させ、推進していきたいというふうに思っております。

【饗庭委員】ぜひ充実していただきたい。

親御さんが普通校に行かせたい場合に、校長先生との協議であったり、県教委、市教委、町教委での協議が必要で、行きたいと言われてから行くまでに何年かかかるという状況なんです。障害がある方もない方も、できれば行きたいところに行けたらいいかと思うんですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

【分藤特別支援教育課長】委員ご指摘のとおり、就学先を決めるのは、小学校入学前の1年間で学びの場を短期間で決めなければならないという状況が法律上あります。

しかしながら本県におきましては、今後、も

っと早い段階から保護者と保健師や市教委、いろんな方と一緒に、子どもがこれができるようになった、これはもう少し教育が必要だという成長の足跡を確認しながら、就学前の段階になって、その子はどこの学びの場が適切なのかということをもみんなで考えられるようなツールあたりを、少し充実して考えていきたいというふうに思っております。

【饗庭委員】ぜひ、いろんな面から考えていただいて、子どもが成長できる場で学ぶことができるようにしていただければと思います。以上で終わります。

【下条委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】先ほど、県立世知原少年自然の家のあり方に係る経過の概要説明を受けました。わかりやすい形で資料を作っていただいておりますけれども、これはそもそも、令和2年2月定例会での廃止時期の延期というのは、教育委員会として決定したことに理解をいただくために一定の時間が必要ということで、当時、議会からも慎重な意見は出ていたと思いますし、そういう理由で時間をかけて、結論としてそれが全部ひっくり返ったことについては、そもそも入り口から間違っていたという認識をしているんですか。

説明に対する意見ということで、沢登り等世知原の特色ある自然体験の維持とか、体験活動の場の減少とか、世知原地区の衰退に対する危惧というのは、当時、委員からも指摘されましたからわかっていたことで、そこも踏まえた上で、当初の理由からして廃止ということにしたんじゃないかなんかですかね。

【山崎生涯学習課長】様々なご意見をいただいたということもありますし、先ほど申し上げましたけれども、不登校児童生徒の数が増えてき

たり、日帰りでの体験活動を行うような場面も出てきておりますので、そういったところをぜひ生かしたいというような思いがありますので、限られた予算や人員を集中というところは、宿泊機能を集約をいたしまして財政的なところも考えていきたいと考えております。

【前田委員】世知原少年自然の家をこういう形で残すことについて反対ということではなくて、指摘させていただきたいのは、当初のこういった理由をもって廃止という方針を打ち出したことに対する教育委員会としての判断がどうだったのかという指摘をさせていただいていて、利用形態の変化とか不登校児童生徒の増加は、私から見ると、それは後づけですよ、正直言って、そんな気がします。

そういうことであるならば、当初の理由はどういうふうに解消されるんですか。利用者数の減少は、令和6年から始めて利用者数をどの程度で見ているのかということと、施設の老朽化の大規模改修の時期を迎えるというのは、令和6年から引続き使うんだったら改修するんですか。改修するとすれば、財源はどの程度かかるんですか。それとランニングコストを含めて、令和6年4月からはどういう体制で維持しようとしているのか、少し説明をしていただきたいと思います。そういうことを含めて令和5年度に検討すると理解すればいいんですか。

【山崎生涯学習課長】まず、ランニングコスト等経費につきましては、宿泊機能を集約することで人件費や基本的な電気・水道料が使用減になりますので、現在の経費よりも減少すると考えております。また、修理や修繕の費用が支出をしなくてよくなりますので、その部分でかなり経費が節減されるというふうに思っております。

それから少子化につきましては、現在、県立の施設が5施設ありますが、この5施設が設立された昭和50年当時、15歳未満の人口は40万と少しでした。令和4年度現在で15歳未満の人口が15万9,000人となっております。ですから、5施設をそのまま維持していくことが難しいところがあります。こういうふうに宿泊機能を集約することで、限られた予算、人員等を集中することが可能になってくるというふうに考えております。

そして、様々意見がありました世知原の特色ある自然体験の機会を、併せて維持することができるというふうに考えております。

【前田委員】教育長か教育次長にお尋ねしたいです、縷々ご説明いただいたんですけども。

何度も言いますが、令和元年の時の廃止の理由、ここに並べている理由をもって廃止という方針を立てた、当時はそれでいいですよ。いいけれども、結果こういうふうに地域の方からいろんな声があって、環境の変化も含めて新たなニーズに対応するために方向性を変えることに対しては、多分、この施設だけに限らず、学校も含めて地域から教育的な施設がなくなるということは、まさしく地域コミュニティを著しく低下させるわけじゃないですか。

そういうことを考えた時に、最初の方針を出す視点とか判断の材料が、教育委員会として、人口減少とか少子化という流れの中で何を守らなきゃいけないかといった視点が足りていなかったんだと思いますよ、私は。

結果、これでオーライ、これでいいですけども、そう考えた時に、今後もこのような変遷で施策の変更があっちゃいかんと思う。根本的にこれから人口減少とか少子化に向かう中で、教育委員会として、こういう施設の統廃合につ

いて、もしくは方向性について、どういう視点を持って臨むかというのは、改めてこれを一つの反省材料として、少し考えを述べていただきたいと私は思うんです。はい、わかりましたという話じゃなくて。

これはこれでいいです。ただ、本当に何度も言いますが、原点に返った時に、こんな理由でこういう方向性を出したことに對して、いま一度、そこは謙虚な反省とは言わないけれども、新たな課題認識というものがあるんだろうと思いますので、その点については教育長からご答弁いただきたいと思います。

【中崎教育長】私も、今、議会の中で方針転換を検討しているという中で、過去の経緯もしっかり検証させてもらいました。

当時も、佐世保市あるいは佐世保市の教育委員会とも丁寧に議論しながら、当初の方向を定めたというようなことでございました。

我々も、行政として地域のニーズを把握するには、地元の市町あるいは教育委員会を通じることが地元の総意であるというようなことで進めてきたわけですが、実際にこういった方針が出た時に、直接の地域の皆さんからは、そういった地域衰退等をはじめ地元からの切実な声が上がってきたところでございます。

当時の策定の中に間違いがあったということではないとは思っているんですけども、今ご指摘があったように、このように地域に関わるようなことであれば、我々としても直接地域の方の声に真摯に耳を傾ける、そういった声をくみ上げるというような姿勢が大事だと思っております。

今回、私も現地にも行って、地域の皆さんともお話をまいりました。そういったところ

の声から、当時把握しきれなかったような地域の切実な思いというのは伝わってきましたし、また先ほど課長が申し述べたように、ここ何年間かの状況の変化もございます。そういったことを総合的に勘案しながら、今回の方針ということになったわけでございます。

今ご指摘がございましたように、今後、教育行政の中で、地域に関わるような案件につきましてはしっかりと地元と向き合いながら、そして方向性を探る中に、地元の声をしっかり取り込むというような姿勢で臨みたいと考えているところでございます。

【下条委員長】ほかに質問はありませんか。

【松本委員】それでは、メディア教育の現状について質問いたします。

最近では、小・中学生、高校生のスマートフォンの所持率も上がっておりまして、それに伴ってSNSモラルのことやトラブル等も出ております。

実際に教育現場においては、そういったトラブルの事例を把握しているのか、現状についてお尋ねいたします。

【大川児童生徒支援課長】今の松本委員のお尋ねでございますが、県では、隔年で携帯電話等利用状況調査を実施しております。

令和3年度に、小学校、中学校、そして高校生の携帯電話あるいはスマートフォンを所持している児童生徒のうち、嫌なこと、あるいは危ないことを経験したと回答した児童生徒が全体の約20%となっております。前回の令和元年度の調査からは3ポイントほど減少していますが、やはりSNSを介したトラブルは増えていく方向に向かっているのではないかと危惧をしております。

具体的な事例については、例えばインターネ

ットの掲示板、あるいはSNS等で悪口を書かれた、他人からしつこくメール等を送られたりつきまとわれたりした、あるいは自分の個人情報や写真等を無断で流された、などが多く散見されております。

【松本委員】併せて、スマートフォンの所持率は、小中高でどのようになっているのでしょうか。

【大川児童生徒支援課長】令和3年度の調査で、携帯電話等の所持率は小学生で37.5%、中学生で67.1%、高校生で97.7%となっております。次第に低年齢化している傾向にございますし、携帯電話よりスマートフォンの所持率が少しずつ、毎年上がってきているというふうな状況でございます。

【松本委員】私も実際に高校1年生と小学5年生の娘がおりまして、高校生になった時にスマートフォンを持たせたんですけど、小学5年生の娘が、もう持ちたいと言う。友達はみんなLINEでやっている、仲間外れにされると。親としても、どう対応していいか。確かに便利ではあります、やはりまだ早いのかなというのと、使い方を間違えればいろんなトラブルにも巻き込まれるし、どういう教育をしていったらいいのかなと、ちょっと最近考えたんです。

もちろん家庭でしっかりとしつけはしていかなきゃいけないと思いますが、学校現場でも、道徳の一環としてメディア教育の対応は必要になってくると思うんですが、現状はどのような指導をされているのか、お尋ねします。

【大川児童生徒支援課長】確かにスマートフォン、携帯電話等は、非常に利便性もあって、使い方によっては非常に有効なアイテムになるうかと思っております。その反面、いろんな危険性もはらんでおりまして、負の面もしっかり教育していく必要もあろうかと考えております。

そういうことを受けまして、平成30年度に県がLINE社と協定を結び作成いたしました情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」を、全ての学校に配布しております。これはインターネットでダウンロードもできますので、現在、1人1台タブレットで見ることも可能となっております。

こういった教材を活用し、まずはSNSやインターネットの特性をしっかりと理解させた上で、人により認識の違いがあるんだということに気づかせ、誹謗中傷や写真・画像の安易な投稿は絶対にしない。当事者意識を持って考えを深めさせたり、また、長時間の使用による生活の乱れであったり、あるいは健康被害など、こういった負の部分もしっかり触れながら、情報モラル等の学びの充実に努めているところでございます。

【松本委員】長時間の使用というのも、結局、1人1台タブレットが小中高あるわけで、家に持ち帰っているわけですから、もちろん目的外で使わないかもしれないけど、家のスマートフォンでずっとTik Tokを見たりとか。それがまた社会問題になって、今、Tik Tokは18歳未満の視聴制限の時間が規定されるようになったという報道がありました。

事前にお話したら、先ほどお話があった「SNSノート・ながさき」という教材を拝見しました。非常によくできていて、学年ごとにそれぞれつくられて、実際にみんなで話し合いながら、何がよくて何がだめなのかというのを自分で学習できる。道徳の授業でされていることはすごく効果があると思います。

保護者用というのもありまして、保護者としてどう対応するかという教材、これは非常に具体的にできていると思います。

こういったことをしっかり浸透させることによって、社会に出てもトラブルに巻き込まれることもないと思います。また、犯罪等もですね。SNS等で犯罪の被害者になったり加害者になったりということもあります。最近でも、海外からのそういった犯罪に巻き込まれた人もいます。

今後、こういう内容もどんどん変わってくると思うんです。これがつくられたのが大分前ですから、実際の事例も挙げて、こういうことがあっているよとか、こういうことで問題が起きたよというふうに、この内容も変えていく必要があると思うんですが、そちらの対応についてお尋ねします。

【大川児童生徒支援課長】松本委員におかれましては、「SNSノート・ながさき」をご覧いただきまして、本当にありがとうございます。

このノートは、児童生徒の発達段階に応じて主体的、対話的に活用できる教材となっており、小学校から高等学校まで5段階に分けてつくっています。今、松本委員からもございましたように、教師用の手引き、あるいは保護者用の資料もございまして、家庭でのルールづくり、あるいはフィルタリングの重要性、そういったものを子どもたちが保護者と一緒に学べるような教材にもなっております。

このノートは平成30年度に策定いたしまして、活用開始から既に4年が経過しております。加えてこの間、1人1台端末が整備されるなど社会的にもメディア環境が大きく変化していますので、その改訂の必要性が高まっているものと認識しております。

このため、今後、LINE社と協議しながら、まずは内容の見直し、そして、委員からもございましたように本県におけるSNSに係るトラ

ブル事例も盛り込むことで、より実践的な教材となるよう、改訂版の策定作業を進めていく予定としております。

【松本委員】 以前、報道で、小学生でしたが、親からスマートフォンを取り上げられて、トラブルになって包丁で刺したというショッキングな事件もございました。

スマートフォンというのは、包丁も一緒に、ちゃんと使えば料理を作ったりと便利なものであるけど、人を傷つけることもある、使い方一つで大変大きな影響を与えたいと思います。その使い方を幼い時から間違ってしまったたり、また悪意のあるトラブルに巻き込まれるようなことから回避していく、そういうしっかりとした道徳教育をしていただくことに大変感謝申し上げますし、やはりこれは親もちゃんと考えなきゃいけないなと、自分も親として改めて思いました。

ですから、PTAとか健全協とか、そういった周りの大人たちも一緒に社会全体でそういったものから守っていく、もちろん知識も高めていくというような連携も必要だと思うんですが、そちらに対してはどのようにお考えでしょうか。

【大川児童生徒支援課長】 ネット、電子メディアの利用につきましては、長崎っ子のためのメディア環境協議会というのがございまして、そこで関係各課が集まりまして、長崎ならではの基準、例えば夜9時から使わないようにしようと、いわゆる長崎基準と呼ばれておりますけれども、そういったことをPTA等も通じて保護者にしっかり啓発をしていくことも必要でありますし、まずは、SNSを子どもから取り上げることは不可能に近いので、正しく怖がり、どうやったら将来的にわたって有効に活用できるか、そういった教育に切り替えていく必要が

あると。「だめだ、だめだ」と言うことよりも、どう正しく使うのか、そこにしっかりスポットを当てて教育していく。

そのためには、まずは保護者、PTA等の協力、連携が必要かと思っておりますので、今後も保護者やPTAとも連携しながら、子どもたちが安全にSNS等メディアを使えるように指導してまいりたいというふうに考えております。

【下条委員長】 暫時休憩します。

午後 3時17分 休憩

午後 3時17分 再開

【下条委員長】 委員会を再開いたします。

しばらく休憩いたします。再開を3時30分といたします。

午後 3時18分 休憩

午後 3時30分 再開

【下条委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

【宮本委員】 それでは、議案外の質問をさせていただきます。私も、まずは県立世知原少年自然の家のあり方について質問をさせていただきます。

これは令和元年の時、私も存続の方向性ということで委員会で質問をし、そして佐世保市の要望にも同席をさせていただいて声を出してきました。

いろいろな経緯を踏まえて存続となったことは、私としては、地元の意見も、そしていろいろな関係の方のご意見も取り入れていただいたんだなということで一定評価はするものであります。しかしながら、先ほど前田委員からもあったとおり、県教委の立場として、改めて考え直すところもあるのではないかなというふうに

感じたところであります。

先ほど課長から説明がありました。2ページ、別紙でいろいろ経過を書いていただいて、こういった経過をたどってきたのだなということを変更して確認をさせていただきました。

その中で、令和4年、昨年11月の世知原の地元住民説明会で、地元住民からは、こういった形で存続していくとした時にどういったご意見があったのか、教えてください。

【山崎生涯学習課長】昨年11月に世知原において、地元の方々に対して説明会を実施いたしました。様々ご意見はいただいたところですが、概ねご理解をいただいたというふうに思っております。

また、今後、地元と連携した活動、取組等も行っていきたいと考えておりますので、その内容等については、また引き続き協議、意見交換等を行っていきたいと思っております。

【宮本委員】そうするならば、新たなニーズへの対応ということでもいろいろ書いてありますが、こういったことをやりたいということについても、地元としては一定理解があったということでもよろしいでしょうか。

【山崎生涯学習課長】そうです。そのように思っております。

【宮本委員】この間、世知原少年自然の家は、ずっと休館になっていましたか。令和元年から今に至るまで、休館ではなくて使われていたかと思いますが、その状況についても教えてください。

【山崎生涯学習課長】この間、廃止時期を延期としましても、ずっと普通どおりに開館をしておりました。コロナの関係で制限がありましたけれども、それもほかの施設と同じでございます。

【宮本委員】一定のニーズは、使用の可能性はあるということも私も認識をしております。

佐世保青少年の天地は、継続で宿泊もする。例えば世知原少年自然の家でいろんな体験をした後に、青少年の天地で宿泊をする、もしくは、青少年の天地で宿泊をして、その後に世知原に来て、沢登りなど様々な体験をして学習をする、そういった連携を今後は取っていくという理解でよろしいでしょうか。

【山崎生涯学習課長】学校によって様々だとは思いますが、いろいろなところからお声として、世知原の沢登りはほかのところではなかなかできないこと、世知原の特色ある活動だというご意見をいただきました。ですから、それを実際に行うために、日帰りももちろんできますし、宿泊をされる学校で可能なところはおっしゃったように青少年の天地で宿泊をして最終日に沢登りを実施するとか、初日に実施して青少年の天地に向かうというパターンも可能性としてはあると思っております。

【宮本委員】「現代的、今日的な課題に対応するプログラムを実施する」と1ページにあるんです。自然体験等を活用した不登校児童生徒支援事業と、不登校児童生徒に対する対策としてここを利用するということですね。

不登校児童生徒支援事業についてはこういったものなのか、もうちょっと詳しく教えてください。

【山崎生涯学習課長】先ほど、児童生徒支援課長からお話がありましたように、例えば不登校の子どもたちが、自然の中での体験活動を通して達成感や自己肯定感を感じ、新たな活動へのきっかけ、あるいは意欲等を自分の中にまた生み出していけるようになればというふうに考えております。

自然の家ですと、もちろん沢登りだとか火起こし体験だとか炊飯活動とか、様々な体験活動ができますので、そういったことを通じて達成感や自己肯定感、あるいは職員やほかの子どもたちと関わりを持つことで交流することの楽しさ等を感じて、次のステップに進んでいけるというようなことを期待しております。

【宮本委員】学校教育を取り巻く状況が変化していて、新たなニーズに対応するということとで利用するのは一定理解をいたしまして、存続ということでも非常にありがたく思っているところであります。

引き続き、この施設が日帰り施設という形で運営となることで、地域との結びつきを深くしていただいて、午前中の学事振興課でも言いましたけど、地域コミュニティが今は薄れていますので、地域コミュニティの活性化にも資するような施設であってほしいと考えております。

この点については教育長、今後の世知原少年自然の家のあり方について、再度ご意見をいただければと思います。

【中崎教育長】私も実際に現地を訪れて、周辺の地域も含めて、いろいろ皆さんのお声も聞いてきたところです。

先ほども申しましたように、佐世保青少年の天地と組み合わせた教育施設としての提供もございます。あるいは不登校対策というのは、諫早市の少年自然の家で先行した事例があるというお話を聞いたので、そういったところにも可能性があるかと思っています。

ただ、一つ思っていますのは、地域コミュニティを活かしたまちづくりというような可能性もあるんじゃないかと思っております、特に私は文化観光国際部長の時に、地域と連携した観光まちづくりという事業に取り組んでまいり

ました。

この周辺は、今回は宿泊施設をなくしますが、近くに「山暖簾」、すばらしい宿泊施設がございます。今、コロナ後の観光需要という形で、多くの方が自然体験を求めていますので、宿泊は「山暖簾」でやってもらう、少し足を伸ばして沢登りを含めた自然体験をこちらで提供すると。そこには地元の方がおもてなしを組み合わせ、域外から来られた方に、地域の特色である、いろんな素材を使った地域の料理を提供するとか、歴史を語るとか、多分、そういった組み合わせの中で一つ可能性があるんじゃないかと思っております。

具体的には観光連盟の方にもそういう話をして、この地域一体としたまちづくりをできないかというようなお話をしておりますので、様々な可能性の中で、この地域の新たなニーズに沿った一つの拠点となるようなことについても、しっかりと後押しをしてまいりたいと考えております。

【宮本委員】教育長、ありがとうございました。教育施設ということで、教育と観光とかけて、地域の活性化につなげていただければ幸いです。思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

もう1点です。これは一般質問でしようと思っておりますが、委員会ですさせていただきます。

スポーツ振興対策なんですけど、eスポーツの振興、県立高校へのeスポーツの部活動の導入ということです。eスポーツ全体的に捉えて質疑をしようかと考えておりましたが、この場で質問をさせていただきます。

eスポーツ、一般質問でもあり、私も2年前に取り上げさせていただきましたけど、いろん

なポテンシャルを含んでいると。不登校対策とか子どもの居場所づくり、あるいは県立学校の魅力化、今から入学してくる方が少なくなる現状を踏まえて、県立学校の魅力づくりにもつながっていくのではないかとというふうに考えます。

そういった観点から、eスポーツを部活動に取り入れることによって県立学校の魅力づくり、不登校対策、あるいは居場所づくりのような感じで取り入れることはできないかと考えますが、これについて見解をお聞かせいただければと思います。

【日高学芸文化課長】県内の公立高校では大村工業高校が、3年前からeスポーツの教育効果について実証するプロジェクトに取り組んでおりました。その中で生徒たちは、互いに目標を持って取り組むことで成長し、コミュニケーション能力の向上や基本的な生活習慣の改善などが見られるとの報告があります。先日開催されました大村工業高校の職員会議において、来年度からの部活動への正式移行が決定されております。また、他の県立工業高校におきましても、eスポーツに関する民間のセミナーとか研究会へ教職員が参加するなど関心が高いので、引き続き、各学校の動きについて注視してまいりたいと考えております。

【宮本委員】私も大村工業高校に視察に行きまして、非常に良かったです。ゲームばかりするかというと、そうではなくて、きちんと決まりをつくって、学校もきちんと来る、勉強もする、テストも何点か、たしかラインがあったのかな、これまで取るように頑張ろうみたいな、そういったチームの意気込みを感じたところで、非常にいい取組だなと感じたところです。

私立高校では県内でも結構取り入れるところが多くて、私立では、特色ある取組でeスポー

ツを取り入れて、さらに特色を上げる学校教育をされているところがある。よって、県立学校にもそういったものができればと考えていたところですので、引き続き、こういった形でできるか、対応を注視していただきたいと思ひますし、いい事例は事例として広げていただきたいと。一方ではゲーム依存症みたいなことも承知しておりますが、昨年、この県庁であったeスポーツのセミナーでもそういう点もあったので、セミナーを県立学校に対してされてもいいのかなと考えているところでもあります。

eスポーツを県立学校に取り入れることは、ハードルは結構高いかと感じていますが、現時点で教育長は、eスポーツを県立学校の部活に導入することについて、どういったお考えがあるのか、教育長のお考えをお聞きできればと思います。

【中崎教育委員会教育長】大村工業高校で実際に今、部活動でeスポーツをやっておりまして、その活動を通じながら生徒は、ものづくりも含めて、また外の世界との接触の中で自己肯定感も育んでいるというようなお話も聞いているところでございます。

実際、そういった大村工業高校の取組を見て、ほかの工業高校も、自分たちのところでもできないかというような動きもあっております。今後のものづくりというような人材育成を考えますと、いろんな経験、いろんな関心を育みながら、より起業家精神も学ぶような中に、もしかしたらeスポーツというのも、人材育成の中で一定の役割を果たすようなコンテンツになり得るのではないかと考えているところでございます。

大村工業高校の取組をほかの高校にもしっかりとお知らせをして、またその中で実際にクラブ

活動、あるいは教育の中に取り組むようなことがあれば、バックアップできないかと考えているところでございます。

【宮本委員】引き続き、どういったことができるのか、そしてどういった要素をもっているのか、しっかり検討していただければと思います。よろしくお願いたします。以上です。

【下条委員長】ほかに質問はありませんか。

【坂本(浩)委員】私も関連で、世知原少年自然の家のあり方について、ちょっと確認をさせていただきます。

前田委員とか宮本委員とのやり取りで、大体理解はできました。令和元年に廃止を表明して、廃止を延期したまま議論をして、結果的には今回のこのあり方ということで提起をされていると理解しております。

そうすると、もちろん共通理解だと思うんですけども、廃止の延期という立場できたのを、今回のこの内容であれば、廃止をせずに、このような形で存続をして運営をしていくというふうに理解をしました。まずはそれでよかですよ。

【山崎生涯学習課長】宿泊機能は青少年の天地に集約をいたしますけれども、日帰りでの運営は行います。

【坂本(浩)委員】わかりました。その上で、今後の運営について幾つかお尋ねをいたします。

世知原の一番の特徴である、先ほどから出ている沢登りとか、そういったものが中心になるのかなと思うんですけども、向こうの人とか職員とも話をしたんですけども、今まではそういうのを含めて宿泊とセットにしてやっていたと、近場といえども青少年の天地も佐世保の山の上ですから、結構な距離があると思うんです。そうすると、宿泊を青少年の天地にするこ

とについて、セットにするのはどうなのかなというふうな声もあっているようなんです。

今5つある施設の中で、世知原少年自然の家は非常に稼働率がいいというか、利用者数は多いですね。こういうふうな形で今後運営するというだけけれども、だんだん利用者も少なくなっていくふうな、地域の声とか地元の学校だとか、心配もあるようです。そこら辺の方向性がなかなか見えないということで、働いている職員も、少しモチベーションの問題とか含めであるようなんです。そういう懸念があるのではないかと考えています。そこら辺の方向性が、今後具体的にどういうふうになっていくのか。

令和6年度からということですから、来年4月ですよ。あと1年ぐらいですから、その間にそこら辺の展望がきちんと見えるよう整理ができるのかどうかという懸念が、まだ今もやもやしているんじゃないかという気がしてですね。そこら辺はいかがですか。

【山崎生涯学習課長】現在も主催事業として、地域と連携した、先ほど申し上げたようないろいろな取組も行っております。学校、教育関係だけではなくて家族で利用されたり、来ていただいていますので、今後また地域と連携した主催事業であるとか、今日的な課題に対応するプログラム、支援事業、あるいはまた日帰りでの学びを实践するようなプログラムを幅広く開発していきまして、そしてまた多くの方に、小さな子どもたちからお年寄りまで多くの方々に来ていただけるような施設を目指していきたいと思っております。

【坂本(浩)委員】今後、そこはきちんとしてもらいたいと思うんです。

それで、ここは佐世保の青少年の天地を含めて指定管理ですよ。青少年育成施設協会に指

定管理で委託していると思うんです。指定管理が5年1回更新ということで、この話があった時に、令和7年度に今の指定管理期間が終わりますので、このままだんだん少なくなっていって、廃止の方向にまた向かうんじゃないかというふうな声もちょっと聞いていました。

先ほどからのやり取りで、地元に着して地元とのコミュニティというのも非常に大事だと思います。宿泊を青少年の天地に移転することになって、職員の移動かれこれもどうしても出てくるんじゃないか。先ほど人件費というふうに課長が言われましたので、そういうのも出てくるんじゃないかと思うんです。

地元の人と密着している職員の皆さん方のモチベーションって、ものすごく大事だと思うんですよ。指定管理制度の中で、こういうことをやろうとか、先ほど言ったプログラムかれこれが、なかなか県と直接やりとりができないもどかしさもあるというふうに聞いています。

職員の皆さんも、指定管理で委託を受けながらも、青少年育成施設で働いているという使命感を持って頑張っているわけなんです。こういうふうな状況になってきて、当初は廃止でしたから、今回はこういう状況になって、今はたしか世知原に7人いらっしゃると思うんですけれども、その中でどうなるんだろうという不安もあるというふうに聞いております。そういう意味でいけば、地元と密着して、部長説明資料にも書いてあるように地元の皆様に愛されるような施設として長く運営するためにも、今後の運営内容といいますか、職員配置等々も含めて、そこはきちんと。

県の方針で運営方法を変えるわけですからね。だから県として、担当課として、きちんと現地の皆さん方と、職員の皆さん方を含めてきちん

と話し合いをしていただきたいというふうに思っているんですけども、そこら辺についてはいかがですか。

【山崎生涯学習課長】先ほどおっしゃいましたように、職員は現在7名おります。宿泊を集約しますので、業務量は確実に減ると思いますので、職員数も減となるとは考えております。

ただ、天地と世知原の両施設の運営において、それぞれ利用者の活動に支障がないように、指定管理者としっかり協議しながら進めていきたいと考えております。

【坂本(浩)委員】宿泊をなくすから人は減るんだと、それは確かにそうかもしれませんが、今までやってきたとおりであれば。ただ、宿泊を天地に移しながらも、ここが地元に着して、いろんな人たちができるように、あるいは不登校の子どもたちも含めて利用できるように、今からもプログラムとかいろんな活動はたくさんせにゃいかんと思うんです。宿泊だけぼんとなくすと当然、利用者がどうしても減ってくるわけですよ。減らないように、いろんなプログラムを構築したいというふうな思いがあるみたいなんです。私は、そういうのをきちんと話し合いをしてほしいと思っているわけです。機械的に、宿泊施設はもうなくすから、職員は当然減るんですよとポンと切るんじゃないんですね。そういう人たちを含めて、当然雇用なんかも切れるわけないと思うんですけどね。そういうのを含めて、きちんと話し合いを今後やってほしいということなんです。いかがですか。

【中崎教育委員会教育長】冒頭に話がありましたように、方針を決める時に地元の意見をしっかりとくみ上げてというような話をしました。一定方向は出たんですけど、今後どういうふうな施設をつくっていくか、これも全く同じであり

ます。

先ほど、説明会でどういう意見がありましたかというお尋ねがありました。方針は理解されましたけれども、皆さんが言われたのは、今後いろいろな活用例をつくり上げる時に、しっかり自分たちの意見も、また協議しながら継続的にやってほしいということは言われました。地元の話は地元の皆さんが一番わかっておられると思います。

議会で方針を出すまでにとということで、ちょっと時間があいておりましたけれども、ここでこういう方向で皆さんのご理解が得られれば、今後、地元をしっかり入って、今からの活用例の中で、本当にこういう方向がいいのか、じゃあ、これをするためにはどんなサービスを皆さんと一緒に提供したらいいかというのは、しっかり話し合いたいと思っています。

そうしますと、例えばこういうサービスをとる時に、沢登りであるとか、キャンプ場とかございますので、宿泊をやめることによって管理が要らなくなる部分もございますけれども、地域外の人を呼び込むようなことがあれば、少し魅力を増すような施設も必要だと思っていますし、地元のことをしっかりお伝えするのがニーズになるということであれば、職員の皆さんは地域のことをよくご存じだと思いますので、佐世保の青少年の天地とも連携させていこうと思っているんですけど、私も実際、車で走りましたが、距離が一定離れているのでなかなか、両方を組み合わせのサービスというのは、これはかなり難しいと思います。

そうすると、日帰りという中で地域と連動して施設の魅力をどう出していくかというのは、新たなニーズに沿った継続した運営につながると思いますので、そこはしっかりと地元の皆様

と連携しながら、メニュー等を組み立てていきたいと思っております。

【坂本(浩)委員】ぜひ、そういったところでもよろしくお願いいたします。

特に、職員のことばかり言って申し訳ないんですけども、指定管理という状況で、限られた予算の中でやっていて、2年前に、一部、最低賃金を割っている方がいらっしゃって、それを法に触れないようにカバーすることもせざるを得なかったというような状況でありますので、ぜひ、運営する皆さん方の、そこで働いている皆さん方の声も含めてしっかり聞いていただいて、今後、地元でちゃんと愛されるような施設にしていきたいということを最後に要望として申し上げます。

【下条委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ほかに質問がないようですので、それでは、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時57分 休憩

午後 3時59分 再開

【下条委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

明日は、午前10時から委員会を再開し、子ども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 4時 0分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年3月8日

自 午前10時 0分
至 午後 5時32分
於 委員会室 2

感染症対策室企画監 林田 直浩 君
(ワクチン接種担当)
医療人材対策室長 峰松 妙佳 君
薬務行政室長 斉宮 広知 君
国保・健康増進課長 川内野寿美子 君
国保・健康増進課医療監 宗 陽子 君
(健康づくり担当)
長寿社会課長 尾崎 正英 君
長寿社会課企画監 山口 香織 君
(地域包括ケア担当)
障害福祉課長 吉田 稔 君
原爆被爆者援護課長 犬塚 尚志 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 下条 博文 君
副委員長（副会長） 山口 経正 君
委 員 外間 雅広 君
" 前田 哲也 君
" 松本 洋介 君
" 坂本 浩 君
" 大場 博文 君
" 宮本 法広 君
" 饗庭 敦子 君
" 久保田将誠 君
" 鵜瀬 和博 君

こども政策局長 田中紀久美 君
こども未来課長 徳永 憲達 君
こども未来課企画監 村崎 佳代 君
こども家庭課長 平川 顕作 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 寺原 朋裕 君
福祉保健部次長 石田 智久 君
福祉保健部次長 中尾美恵子 君
福祉保健課長 安藝雄一郎 君
監査指導課長 松尾 実 君
医療政策課長 加藤 一征 君
感染症対策室長 長谷川麻衣子 君
感染症対策室企画監 本土 靖 君
(宿泊自宅療養・検査体制担当)

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【下条委員長】 おはようございます。

文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を再開します。

これより、こども政策局を含む福祉保健部の審査を行います。

【下条分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算議案の説明を求めます。

【寺原福祉保健部長】 おはようございます。

福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の福祉保健部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第13号議案「令和5年度長崎県国民健康保険特別会計予算」、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分、第44号議案「令和4年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の4件であります。

はじめに、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和5年度は、「新しい長崎県づくり」を推進するに当たり、長崎県福祉保健総合計画の基本理念「県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる持続可能な地域共生社会の実現を目指す」を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等も活用し、施策の充実・強化と、新たな事業展開を図ってまいります。

歳入予算は、福祉保健部合計で329億6,098万2,000円、歳出予算は、福祉保健部合計で1,234億3,152万4,000円となっており、各科目につきましては、2ページから3ページに記載のとおりであります。

はじめに、臨時的コロナ対策事業を除く当初予算の主な内容についてご説明いたします。

持続可能な医療提供体制の整備・充実について。

診療科の地域偏在など課題が特に顕在化している「周産期医療」及び「救急医療」について、将来にわたり持続可能な医療提供体制の構築を図るため、実態調査や人材育成・活用の検討等に要する経費として、1,839万4,000円を計上いたしております。

4ページ上段をご覧ください。

高齢、障害または疾病等により援助を必要と

する家族等への支援等について。

誰もが安心して介護や看護、日常生活上の世話その他の支援を受けることができる社会の実現に向け、医療的ケア児の病院受診や通学等、外出先への付添いのほか、医療保険の対象外となる訪問看護の費用及び医療機関で実施する短期入所サービスに要する経費として、1,890万2,000円。令和5年4月の長崎県ケアラー支援条例の施行に合わせ、実態調査やケアラー支援推進計画の策定及び広報啓発に要する経費として、1,790万7,000円などを計上いたしております。

医療・看護・福祉・介護サービスの提供体制を支える人材の確保等について。

地域の需要に応じた医療人材を確保するとともに、地域包括ケアシステム構築の実現を支える介護人材を確保するため、離島の住民が地域の基幹病院において専門医療を受けられるよう、長崎大学病院が設置する遠隔医療センターの運営費を支援する経費として960万円、看護師等養成所（民間立養成所）の安定的運営を図るとともに、改正カリキュラムにより増加した看護職員養成に係る経費の支援など県内看護職員の確保に要する経費として1億1,881万1,000円、中高生向けに介護のやりがいや魅力を伝える講話を実施するとともに、介護事業所の魅力発信力の向上を支援するために必要な経費として3,843万7,000円などを計上いたしております。

健康寿命延伸を目指した取組について。

県民誰もがより長く元気に活躍できるよう、県民自らが主体的に生活習慣の改善や健診受診などの健康づくりに取り組むため、長崎健康革命の周知・啓発や、イベントの開催、市町や企業・団体と連携した「ながさき健康づくりアプリ」の登録・利用促進に要する経費として3,792万7,000円などを計上いたしております。

6ページの生活困窮者等の支援についてから、12ページ上段の債務負担行為について、その内容につきましては記載のとおりであります。

12ページ中段をご覧ください。

当初予算のうち、主な新型コロナウイルス感染症対策事業についてご説明いたします。

保健医療提供体制の確保について。

新型コロナウイルス感染症対策につきまして、必要な保健・医療体制を確保するため、重点医療機関等における病床の確保や帰宅困難な医療従事者の宿泊施設確保を行う医療機関に対する支援に要する経費として89億7,270万1,000円、発熱等の症状を有している新型コロナウイルス感染症の疑い患者が感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療機関の設備整備等の支援に要する経費として8億1,638万5,000円、重点医療機関等において新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備の助成に要する経費として4億5,316万7,000円などを計上いたしております。

14ページ上段をご覧ください。

ワクチン接種体制の確保・推進について。

新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を図るため、流通調整や接種実施の体制確保を図るとともに、市町で対応が困難な専門的相談体制の整備に要する経費として4,284万8,000円、新型コロナウイルスワクチンの診療所や病院における個別接種及び中小企業や大学等における職域接種の支援等に要する経費として8億7,616万9,000円を計上いたしております。

このほか14ページ下段のPCR等検査無料化事業についてから、15ページ中段の新型コロナウイルス感染症に対するセーフティネットの

強化について、その内容につきましては記載のとおりであります。

16ページをご覧ください。

次に、第13号議案「令和5年度長崎県国民健康保険特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに、合計で1,525億3,479万9,000円となっており、各科目につきましては、16ページに記載のとおりであります。

長崎県国民健康保険特別会計は、国民健康保険法の改正により、平成30年度から県も国民健康保険の保険者となり、国保財政運営の中心的な役割を担っております。

県全体で必要となる保険給付費等の支出の額を見込み、その財源の一部を市町から納付金として徴収し、市町には保険給付費等に必要な額を交付金として支払うものであります。

また、被保険者の健康の保持増進や医療費適正化等の取組を促進するため、市町の保健事業への支援など、予防・健康づくりに関する事業を実施してまいります。

債務負担行為については、総務管理費について計上しており、内容につきましては記載のとおりであります。

次に、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で33億4,333万9,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で33億3,509万9,000円の増となっており、各科目につきましては、17ページから18ページに記載のとおりであります。

補正予算の主な内容につきましては、18ページから19ページに記載の年間所要見込みに基づくものであり、このほか19ページ下段の繰越

明許費、20ページ上段の債務負担行為について、その内容につきましては記載のとおりであります。

20ページ中段をご覧ください。

次に、第44号議案「令和4年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに、合計で28億9,049万9,000円の増となっております。これは、国民健康保険給付費等交付金の増など、年間所要見込みに基づくものであります。

最後に、歳入歳出予算の確定に伴う整理等を行うため、3月末をもって、令和4年度予算の補正を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条分科会長】次に、こども政策局長より、予算議案の説明を求めます。

【田中こども政策局長】こども政策局関係の議案についてご説明いたします。「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」のこども政策局の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第2号議案「令和5年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算」、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分の3件であります。

はじめに、第1号議案「令和5年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和5年度は、「新しい長崎県づくり」を推進するに当たり、最重要テーマである「子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる社会の実現」に向けて、結婚、妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援や、きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援など、各種施策の充実・強化と新たな事業展開を図ってまいります。

歳入予算は、こども政策局合計で32億480万6,000円、歳出予算は、こども政策局合計で261億2,577万1,000円となっており、各科目につきましては、2ページから3ページに記載のとおりであります。

3ページ中段をご覧ください。

当初予算の主な内容についてご説明いたします。

結婚、妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援について。

県民が希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てできる社会の実現に向け、未婚化・晩婚化に歯止めをかけるための結婚支援の強化と、県民の皆様が安心して子育てできる環境の充実を両輪として取り組んでまいります。

1、18歳までの全ての子どもたちが安心して医療を受けることができるよう、本県独自の医療費助成制度を創設するために要する経費として3億5,475万8,000円。

2、県・市町連携のもと、結婚支援、子育て支援、地域づくり等に係る各種団体との連携を図り、企業や地域コミュニティなどによる主体的な結婚・子育て応援の取組を促進するとともに、効果的な情報発信やセミナー等による機運醸成、意識啓発を推進するために要する経費として3,419万8,000円。

3、長崎県婚活サポートセンターにおける相談業務、「お見合いシステム」の改修をはじめ、

婚活サポーターによる縁結び活動の推進、各種セミナー・イベントの充実等、結婚を望む独身男女の婚活への支援に要する経費として5,033万7,000円。

4、県内各市町における婚活イベントやセミナー、お見合いシステム窓口設置などの少子化対策の取組への支援に要する経費として1億46万7,000円。

5、ポータルサイトやLINE等を活用し、子育てに関する相談支援を強化するとともに、若者、企業・団体、地域、市町等と連携した子育て応援の取組や効率的・効果的な情報発信により、社会全体で子育てを応援する機運醸成に要する経費として2,028万5,000円。

6、新卒者向け合同面談会、オンライン面談会や修学資金貸付の実施などによる新卒保育士の県内定着の促進、保育人材求人・求職サイト「保いっぷ」の活用や、資金貸付のメニュー拡充による潜在保育士の再就職支援、保育現場の働き方改革などによる保育士離職防止対策の推進に要する経費として3,596万2,000円。

7、出産を希望しながらも不妊に悩む夫婦等の負担を軽減するため、不妊治療に係る先進医療に要した費用の一部助成に要する経費として1,440万円を計上いたしております。

次に、4ページ下段をご覧ください。

きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援について。

生まれた状況や育った環境に関わらず、全ての子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる社会の実現に向け、きめ細やかな対応が必要な子どもや親への支援、居場所づくりに取り組んでまいります。

1、小児慢性特定疾病児童等及びその家族に対する支援体制の強化や、発達障害児の保護者

に対するペアレントメンターを活用した家族支援等に要する経費として1,308万1,000円。

2、子ども食堂や学習支援等の子どもの居場所づくりに関心のある団体等に対する研修会や交流の場の提供による居場所づくりの推進等に要する経費として8,452万4,000円。

3、児童相談所の補完的な役割や、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする児童家庭支援センターの新設等に要する経費として4,341万5,000円を計上いたしております。

次に、5ページ中段をご覧ください。

子どもの教育環境の充実について。

幼児教育・保育の質の向上を図るため、幼児教育センターを設置し、保育者への研修や施設への訪問支援等の各種施策を総合的に推進するために要する経費として1,285万2,000円を計上いたしております。

このほか新型コロナウイルス感染症への対応についてから債務負担行為について、その内容につきましては、5ページ下段から10ページに記載のとおりであります。

次に、11ページをご覧ください。

第2号議案「令和5年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに、合計で1億4,058万5,000円となっており、各科目につきましては記載のとおりであります。これは母子及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立等を図り、併せてその扶養している児童の福祉を推進するために、修学資金、就学支度資金等を貸し付けるものであります。

次に、第35号議案「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第14号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、こども政策局合計で5億7,304万2,000円の増、歳出予算は、こども政策局合計で3億6,624万7,000円の減となっており、各科目につきましては11ページから12ページに記載のとおりであります。

補正予算の主な内容につきましては、年間所要見込みに基づくもので、その内容につきましては12ページから13ページに、このほか繰越明許費について、債務負担行為について、その内容につきましては13ページ中段から15ページに記載のとおりであります。

15ページ中段をご覧ください。

最後に、令和4年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和4年度予算につきましては、今議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして国庫補助金等に未確定のものがあり、また、歳出におきましても年間の執行額の確定に伴い整理を要するものがあります。

したがいまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和4年度予算の補正を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条分科会長】次に、こども家庭課長より補足説明を求めます。

【平川こども家庭課長】私からは、予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料、こども政策局の3ページに記載しています、子どもの医療費助成制度について補足してご説明をいたします。

表題に「子どもの医療費助成制度について」と記載いたしました資料がございますので、ご覧いただきたいと思います。

本制度は、18歳までの全ての子どもたちが安心して医療を受けることができるよう、本県独自の医療費助成制度として創設しようとするものでございます。これは、乳幼児医療費助成制度と同様、市町が実施する事業に対し、県がその費用を助成するものでございます。

事業内容等でございますが、事業名は子ども医療費助成事業、事業主体は市町でございます。

次に、給付対象でございますが、児童年齢は、15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者、いわゆる高校生世代でございます。所得制限は設けていません。

助成内容は、入院・通院に係る国民健康保険及び社会保険の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額から、保健医療機関ごとに1日800円、月上限1,600円、これを控除した額となります。支給方法は償還払いとしております。

医療費につきましては、市町が助成した費用の全額を県が負担することとしております。なお、現物給付で行う市町に対しましては、償還払い相当額といったものを計算いたしまして負担をすることとしております。また、事務費として、市町における制度導入、事業実施に要する経費につきましても県が負担をすることとしております。

次に、事業開始時期でございますが、県から市町に対する費用助成は令和5年度4月分から対象としておりますが、市町におきましては、システム改修や住民への制度周知に一定の期間を要するため、住民に対して医療費助成制度を開始する時期は異なりますけれども、いずれの

市町におきましても、令和5年4月分の医療費から助成対象とすると伺っているところでございます。

最後に予算計上額でございますが、令和5年度当初予算3億5,475万8,000円のうち、医療費分といたしまして2億6,067万8,000円、市町の事務費9,408万円でございます。

また、令和4年度から事業実施に係る準備を行う市町に対して事務費を助成するため、令和4年度2月補正予算234万6,000円を計上いたしております。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【下条分科会長】次に、提出がありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料、政策的新規事業の計上状況について説明を求めます。

【安藝福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました福祉保健部関係の資料についてご説明いたします。

今回、ご報告しますのは、政策的新規事業の計上状況についてであります。

文教厚生委員会提出資料の2ページをお開きください。

一番上の持続可能な周産期・救急医療体制確保事業費から、下から5つ目の医療的ケア児等レスパイト支援事業費までの6事業であり、内容につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【徳永こども未来課長】引き続き、こども政策局の政策的新規事業の計上状況についてご説明いたします。

同じく資料2ページ中段、ながさきハッピー子育て環境づくり事業費から、資料3ページ上段、不妊治療費助成事業費までの合計5事業でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

【下条分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】おはようございます。

何点か質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、横長資料の92ページ、一般会計予算概要の中のひきこもり対策推進事業費と自殺総合対策事業費についてお伺いしたいと思っております。

この分で前年度より予算が下がっていますけれども、その理由を教えてください。

【吉田障害福祉課長】まず、ひきこもりの方でございます。前年度160万円を計上してございまして、令和5年度につきましては96万2,000円を計上してございまして、主にひきこもり地域支援センターの設置、各市町、保健所への指導を行う支援コーディネーターの配置、家族教室や家族会の運営支援、各団体・機関に集まっていた協賛等を行いますひきこもり地域連絡協議会の開催、ひきこもり支援のガイドブック等の作成をしているところでございます。

今回減額している原因でございますが、本来、各保健所8か所において家族教室の運営等をしているところでございまして、なかなか家族教室の参加が少なくなってきてございまして、実態に沿って8か所が4か所に減った形での計上で、この部分が減額の大きな要因となっております。

あと、ひきこもり地域支援職員の研修が東京でございますが、これもオンラインに変わりました、その分の減額をしております。

ちなみに家族教室は今、4保健所での開催でございますが、今閉鎖しているほかの保健所で今後、家族教室へ参加したいという場合には、オンライン等による開催も検討していくよう考えているところでございます。ひきこもりについては以上でございます。

自殺対策につきましては、令和4年度が2,500万円、令和5年度が2,200万円となっております。主なものとしましては、令和4年度に、今回議会にも上程させていただいております自殺対策総合計画の改定に伴いまして、それに要する経費として非常勤の職員を1名配置しております、そこが120万円。計画の改定に伴いましてご議論いただく協議会を、通常1回開いているところを3回開いております、委員が30名いらっしゃいますが、それに対する謝金であったり旅費であったり、その分の減額ということがございます。

あと、各市町でも自殺対策を実施されておりました、これは県の継ぎ足しなしにトンネルで国から県を通過して市町に行くわけですが、それが昨年900万円だったのが800万円、合計で300万円の減という状況になっているところでございます。

コロナ対策の自殺対策につきまして、2,900万円が1,900万円、約1,000万円減っているところでございます。これにつきましては、もともと国の補助率が4分の3ということで、今までも有効に活用したところでございますが、令和5年度の予算から国庫の上限額が2,000万円ということで通知がございました。その範囲の中で事業を組み立てる必要がありまして、現在、

2,000万円を上限に計上しているところでございます。

中身につきましては、昨年、SNSの相談を開始いたしました。8月から開始する中で、夕方の5時45分から夜中の12時までを相談時間としておりましたが、その対象時間を22時までに変更しております。そのことによって影響があるかどうか、委託機関に確認したんですが、相談が集中するのが大体17時から21時までということで、特に影響はないと伺っているところでございます。

減額の状況については以上でございます。

【饗庭委員】 ご説明ありがとうございました。

ひきこもりの分で、家族教室が減っていくというお話だったかと思うんですが、これからコロナも収束まではいきませんが、落ち着いてきた中で、やはり家族教室は必要かなと思うんです、いろんなことで不安を抱えておられるので。オンラインも必要かと思うんですけど、今、8050問題として、ご家族の方は結構高齢者の方が多いかと思しますので、そのあたりを必要なときは補正とかでされるのか、お伺いします。

【吉田障害福祉課長】 今、委員おっしゃいましたように、今、コロナ収束はしておりますが、一方で孤独・孤立の方というのは社会問題にされているところでございます。

本県におきましても、孤独・孤立の対策と併せて8050、特にひきこもりの方の高齢化というのが言われておりました、これにつきましては令和3年度から調査を行っております、今年度、事例集を作成しております。そういうのを活用したところで支援者の養成、また関係機関の連携ということで取り組んでいきたいと思っております。

家族教室、やはり直接お会いして、医師の話や同じ境遇にある方の話を聞くことで、ご家族の不安もかなり解消されると思っております。今後、家族教室の参加者の方が増える状況に従いまして、直接お会いできるような教室の開催方法についても検討していきたいと思っております。

【饗庭委員】ぜひ家族の方に寄り添った教室を開いていただきたいと思っております。

もう一点、今度はSNS相談のところで、時間が短くなったけれども、それで十分だということご判断かとは思いますが、これまでの相談件数とか、時間帯によるとどのあたりが一番多いとかというのがわかれば教えてください。

【吉田障害福祉課長】令和4年の8月から1月までの数字で、約2,000件のご相談がっております。もともと公表相談の時間帯としても17時45分から24時までとしており、委託業者に分析いただく中で、特に17時から19時までの間が多いと報告を受けています。

ちょっと参考までにですが、我々としても時間を延ばすことについて一度検討した経過がございますが、委託業者の方に確認したところでは、例えば24時以降、朝方までですと、相談者の方の健康を害するとか、いろんなデメリットもあると、あまりお勧めできないという話も聞いております。

今回時間を短くしたことに對してですけど、各県、SNS相談を進められている中で、ほとんどが実績に応じたところで午後10時までが多く対応しているとお聞きしているところでございます。

【饗庭委員】理解しました。

その中で1点ちょっとわからなかったのが、相談者の方が、その時間にかけてと体調を崩す

というのはどういう意味でしょうか。

【吉田障害福祉課長】24時間対応とした時に、例えば朝方4時とか5時とか、そういう時間帯を狙って相談される方もまれにいらっしゃるということで、24時間対応することによって、相談者の方々の健康面への弊害ということも懸念されるというお話は委託業者の方からもお聞きしたところでございます。一概に24時間対応がいいとは言えないという話を聞いているところでございます。

【饗庭委員】ちょっと理解できないところなんですけれども。

相談者の方は、困っておられるから、4時だか5時だか、思いがこみ上げてきて自殺念慮があるから電話するのかなと思うので、相談者にとってはやっぱり24時間がいいのではないかなと思うんですが、そのあたりを再度お願いします。

【吉田障害福祉課長】希死念慮の強い方は何時でもかけてこられる状況がございます。これはいのちの電話にしてもそうなんですけど、結構リピートといいますか、ちょっとお話だけを聞いてもらいたいということでかけてくる方が6割、7割ぐらいいらっしゃるという状況がございます。そういう方々が、24時間対応することによって3時であったりとか4時であったりとか、そこを狙ってすることによってご本人の健康がさらに悪くなることも考えられると、業者の方からはご意見をいただいているところでございます。

【饗庭委員】ぜひ24時間を再度考えていただければと要望して、次に移りたいと思っております。

次に、不妊治療助成事業費についてお伺いしたいと思います。

先ほどご説明がありました政策的新規事業の

計上状況によりますと、要求額がゼロですけれども、予算的には1,440万円ということです。

要求がなくて計上された経緯を教えてください。

【平川子ども家庭課長】不妊治療費の助成でございますが、私どもが予算要求をした段階におきましては、こういったところへの支援が必要かというところの十分な議論と申しますか、組立てといったものができていない部分もございまして、要求の段階では数字を出していなかったんですが、その後、検討、査定等の作業の中で必要性が指摘されまして、中身もしっかり組み立てることが一定できまして、予算案として1,440万円を計上することができたということでございます。

【饗庭委員】子育て支援の観点からは、予算計上していただいてよかったかなと思っております。

不妊治療費助成事業費で、5万円を限度として助成となっているんですけれども、いろんなメニューがあって、保険適用とか自費の分とありまして、今まで助成してもらった分より負担が増えている方もいるというふうに聞いております。そのあたりで、もっと助成の仕方考えた方がいいんじゃないかというご意見もいただいているんですけれども、どのようにお考えなのか教えてください。

【平川子ども家庭課長】令和4年度からの保険適用によりまして、窓口で3割負担があることから、従来の助成制度に比べて負担が増える方が一部いらっしゃるの、確かにおっしゃるとおりかと思えます。

今回、私どもが助成制度として出しておりますのは、こういった不妊治療を行う上で保険の適用がない先進医療を使った方に対するもので

ございまして、こちらについては保険の適用がないものですから、全て自己負担になるものでございます。先進医療によって治療効果が上がる方々がこれをお使いになるわけで、自己負担になる部分について支援をしていこうと考えております。

保険の3割負担での負担増がある方もいらっしゃるんですけども、先進医療を使って治療に臨まれる方々に支援を行おうとしたものでございます。

【饗庭委員】これまでより負担増になる方には何らかの支援をお考えなのか、お伺いします。

【平川子ども家庭課長】今回、先進医療についての助成制度を出しましたけれども、今後、様々な要望とか、費用負担が過大になっているとか、そういったお話等ございましたら、当然そこは検討すべきものだというふうに思っております。

【饗庭委員】ぜひ検討していただいてですね。

種類がたくさんあって、どれがというのがわかりづらいかとは思いますが、県で把握している中で、先進医療と保険適用で利用される方の割合、県の中では病院も少ないと聞いておりますが、そういう内容がわかれば教えてください。

【平川子ども家庭課長】こういった部分でお困りになっているかというところの割合は、はっきりはわからないんですけれども、先進医療をお使いになる方が大体どれくらいいらっしゃるのかを、令和3年度の実績をもとに各医療機関に調査をさせていただきました。その中で、先進医療をお使いになった方が18%くらいいらっしゃるということがわかりまして、それに見合う件数をはじきまして今回予算を計上させていただいたところでございます。

【饗庭委員】わかりました。

次に、説明資料の4ページ、小児慢性特定疾病児童等及びその家族に対する支援体制の強化や、発達障害児の保護者に対するペアレントメンターを活用した家族支援に要する経費ということで上げられているんですけども、この具体的な支援の方法はどのような形でされるのか教えてください。

【平川こども家庭課長】まず、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業は、小児慢性特定疾患に罹患している児童に対しまして、その対象児童の自立促進とか保護者の負担軽減のために、関係機関との連絡調整、相談、情報提供、こういったものを提供する体制を強化したいといったものでございます。

ペアレントメンターにつきましては発達障害の関係になります。ペアレントメンターと申しますのは、発達障害のお子さんを養育した経験をお持ちの方に研修等を受けていただき、ペアレントメンターとして認定をいたしまして、こういった方々を地域の方に派遣をいたしまして研修会とかで、実際に発達障害を抱えるお子さんを持つ保護者の方々と交流、話をいろいろしてもらって、精神的な安定を図ろうとするものでございます。ペアレントメンターに関しましては、県内をエリアごとに分けましてメンターさんを派遣して、少しリラックスした雰囲気と申しますか、ペアレントメンターカフェというふうに私たちは言っているんですけども、そうしたものを開催して、気楽にペアレントメンターさんと発達障害のお子さんを持つ保護者の方が交流できるような場を設定したいと思っております。

【饗庭委員】ペアレントメンターさんは何人ぐらいを予定しているのか、教えてください。

【平川こども家庭課長】現在、県が認定してお

りますペアレントメンターは21名おりまして、こういった方々を派遣したいと考えております。

【饗庭委員】その21名で発達障害児の保護者の方だと。その人数で足りると理解してよろしいでしょうか。

【平川こども家庭課長】この人数で、まずはやってみたいと思っております。

【饗庭委員】わかりました。

次に、福祉保健部の説明資料の7ページで、高齢者の介護予防にメディアを活用した介護予防を行うということで経費が上げられていますが、その詳しい内容を教えてください。

【山口長寿社会課企画監】メディアを活用した介護予防に関しては、主に高齢者を対象に、テレビコマーシャルや新聞広告により介護予防の普及啓発を行うこととしております。新型コロナ感染症流行下の外出自粛等により、高齢者の身体機能の低下や認知症の進行が懸念されている中で、介護予防に係る周知啓発が重要であると考え、今年度から取り組んでいる事業でございます。

今年度におきましては、2月1日のフレイルの日を中心に、テレビコマーシャルや新聞広告によるフレイルの普及啓発を行いました。フレイルとは、高齢者の筋力が低下したり活動が低下している状態を言い、健康な状態と要介護状態の中間の状態を指しますが、フレイルに早く気づき予防することで機能の維持や向上を図ることができます。そのため今年度は、まずは高齢者にフレイルとは何かを知っていただき、簡単な方法で自分自身の心身の状況に気づいていただくことを目標として、テレビコマーシャル、新聞広告を実施しました。

令和5年度は、高齢者の方々が介護予防の取組を始めていただけるような内容の普及啓発に

取り組んでいきたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ予防に取り組んでいただきたいと思います。

もう一点だけ、その同じページの訪問看護のところで、訪問看護サポートセンターの運営と訪問看護事業所の人材確保を支援する経費として上げられていますけれども、このサポートセンター運営と訪問看護事業所の連携も含めて、どのような形で行っていくのかお伺いします。

【山口長寿社会課企画監】まずサポートセンター事業につきましては、平成30年度より県の看護協会に委託して事業を実施しているものです。サポートセンターにおきましては、主に訪問看護事業所からの看護・介護技術や事業所運営の相談対応に加え、訪問看護師の育成、質の向上を目的とした研修などを行っております。

訪問看護事業所に係る支援につきましては、新しく訪問看護を実施する看護師に対してかかる費用、例えば通常でしたら1人で訪問看護に行かれるんですけど、新しく訪問看護を始める方に関してはまずは2人体制で行っていただくなど人件費等の事業所の負担がございますので、そちらに対して県から人件費等の支援を行うものになっております。こちらの事業を行いながら、引き続き訪問看護の提供体制の整備を行っていききたいと考えております。

【下条分科会長】質疑の途中ですけれども、少し休憩をとりたいと思います。11時から再開いたします。

しばらく休憩します。

午前10時43分 休憩

午後10時58分 再開

【下条分科会長】分科会を再開いたします。

引き続き、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】それでは、今回の新規事業であります「ながさきハッピー子育て」機運醸成事業について質問をいたします。

この機運醸成というところ、そもそも子育ての機運醸成というのはどういうことを意味するのか、まずお尋ねいたします。

【徳永こども未来課長】委員のご指摘にございました機運醸成ということでございますが、近年、子育て家庭の孤立化がコロナ禍でさらに加速しており、そのほか子どもを取り巻く環境は、貧困の問題であったり、虐待の問題であったり、不登校、ひきこもりと課題が山積をしている状況でございます。また近年、報道等でも、どうしてもネガティブな話が多くなってしまおうという部分がございます。そのような時期であるからこそ、必要なものが機運醸成ではないかというふうに考えております。

では、機運醸成とは何なのかというお話かと思うんですけども、これは家庭とか学校とか、当然子どもを支援する立場のところだけではなくて、地域とか職場であるとか、そういったところも含めた社会全体で子どもと子育てを応援していくことが、ひいては子育て家庭の孤立化の防止につながるということも含めて、社会全体で応援していく雰囲気や育んでいくのが機運醸成ということではないかと考えているところでございます。

【松本委員】それに関連して環境づくり事業では、LINEでの相談体制もつくっていらっしゃる。要するに今の答弁にあるように、孤立しないように社会全体で子育てを応援しようということですか。

しかし、税金を使った事業、1,581万円計上しております。この機運醸成というものが具体的

に目に見えるものではないので、この1,581万円を使った成果をどう具体的に上げていくのか、お尋ねいたします。

【徳永こども未来課長】機運醸成の成果を、どういったものではかっていくのかというご質問かと思えます。

おっしゃるとおり、特に売上とかがあるわけでもなく、機運醸成というのは目に見えない部分で、指標の設定は非常に難しい部分がございます。

そこで私どもも、どういったものを指標にするか検討したところですが、特に今回の事業においては、企業の取組をしっかりと促していくことについても力を入れたいと考えているところでございます。

実際、目標としては、県と連携してとか、あるいは自主的に子育て応援の取組を行うような企業とか団体の数を指標として掲げたいと考えております。

例えば、これは1年前ぐらいの例ですけれども、毎月第3日曜日を県では「家庭の日」と掲げて取組を促しているところですが、ある交通会社で、その日は子ども料金を無料にしてサービスを拡充したと、その時に県もPRのお手伝いをしたことがございます。また、会社の設立周年記念に子どもの職業体験イベントを行った企業のお話を聞いたことがございます。

このように子育てを具体的に応援していただける企業、団体をどんどん増やして、それに県がタイアップとか、一緒にPRをするとか、そういったことで雰囲気づくりをしていきたいというふうに考えているところでございます。

【松本委員】非常に重要なことだと思います。まして、今、大石知事は実際に子育て世代でもあられます。3人のお子さんを現役で育ててい

らっしゃる知事だからこそ親近感もあると思います。

以前大村市では、「子育てするなら大村へ」ということで、ボートの売上の利益の一部を子育て支援のための基金にして支援をしている。

要は、社会が子育て支援をやっていきますということで行政が率先することで、企業であったり民間が協力をしてくださる流れをつくるのは大事だと思います。

おっしゃったとおり目に見える指標がないところでありますので、具体的に民間の協力を促していくような取組をぜひしていただきたいし、LINEでの相談も孤立を防ぐためには非常にいいことではありますが、その入り口がなければ相談もできませんので、しっかり取り組んでいただきたいと思えます。

次に、長崎県幼児教育センターの設置について質問いたします。

新たに取り組まれることで、一般質問でも質問がありました。まず、どういった目的でどのような事業を実施しようとしているのか、お尋ねいたします。

【村崎こども未来課企画監】幼児教育につきましては、平成18年に教育基本法が改正されまして、生涯の人格形成を培う重要なものであると幼児教育の重要性が規定されました。その後、各種取組が進められてきておりますが、未就学児の施設には所管や成り立ちがそもそも違う施設が混在していることや、私立園が大半を占めるといった特徴がございまして、資質向上の取組がなかなか進まない状況がございました。

こうした中、令和元年度の幼児教育・保育無償化により、3歳以上の子どもたちに等しく幼児教育を受ける機会が保障されるようになったことから、この質をそろえ、充実・向上するこ

とがさらに求められるようになりまして、本県におきましても、全ての施設で質の高い幼児教育を受けることができるよう、各種施策を総合的に実施するためのセンターを設置することといたしました。

具体的な取組内容としましては、保育者への研修を充実させること、幼児教育アドバイザーが園を訪問して教育内容面の助言や支援をすること、幼稚園や保育所と小学校の関係者がお互いの教育内容を理解し接続の重要性について共通認識を持つための会議の場を設けることなどに取り組んでまいりたいと考えております。

【松本委員】こちらの内容についてちょっと心配するのが、そもそも幼稚園、保育所というのは、もともとと言えば幼児教育と保育は子育て支援というところで、厚生労働省と文部科学省でももとの趣旨が違うところが今は一体型になっているわけですが、ほとんどが私学なんです。その運営方針は、建学の精神により独自の方針で取り組んでいるところです。

今、問題になっているのは、保育士の処遇もそうですけれども、負担軽減。業務が大変過密になっている中で、さらに県から来られて研修を充実させる、アドバイザーが来られて助言をするのは介入になるのではないかなど。監査のような形で教育内容を確認されると、また現場の負担や抵抗感も大きくなると思うんですが、どのような形で支援をするつもりですか。お尋ねいたします。

【村崎こども未来課企画監】幼児教育アドバイザーの訪問支援につきましては、監査のように一方的に訪問して内容を確認していく方法ではなく、園からの要請に基づく訪問を基本としたいと考えております。

例えば、発達障害児の対応や保健衛生、また

は食育など専門的な支援の要請がありましたら専門分野の支援とつなぐなど、多様な対応が求められる幼児教育・保育の現場に寄り添った支援をしていきます。

また、私立園が独自に取り組まれてきた教育方針や各園の特色については最大限尊重しながら、幼児教育の基本的な部分を守っていただくよう助言をしていく方法を考えております。

また、園内研修や公開保育など保育士同士が学び合う取組を推進していき、それぞれの保育の専門職の方々のスキルを交換し合いながら質を高めていくような取組を中心に進めてまいりたいと考えております。

【松本委員】もう一つは、実施主体が市町であります。ですから、市町との連携も必要になりますし、機能の中に小学校との接続促進というものもありまして、市町の教育委員会との連携も必要になっています。だから、縦割の弊害をなくして総合的に幼児教育を支援するセンターの役割を十分に果たすためには、やはり県だけではできないことありますので、もちろん保育協会とも綿密に打ち合わせをしていただきたいし、今おっしゃった寄り添った支援をですね。要するに、何かお困りのことが必ず各園にあります。その現場をぜひ県の方も見ていただいて。

特に今問題になっているのは、発達障害のお子さんの対応が大変な負担になっていると。そして、配置基準に対しても、現場を実際に見ていただいて、どんな気持ちで保育士さんがしていらっしゃるかを実際に職員の方も接していただいて、その生の声を、園長さんよりも現場で働く人の生の声をぜひ聞いて、その中での政策決定を今後も進めていただきたいと思います。

次に、妊活LINEサポート事業について質問をいたします。こちらは不妊について気軽に

相談できるLINEを活用した事業で、220万円の予算がついております。これは継続事業ですが、まず、利用実績と相談件数についてお尋ねいたします。

【平川こども家庭課長】妊活LINEサポート事業についてのお尋ねでございます。この事業は令和3年10月から実施しておりまして、令和5年2月までの利用実績といたしましては、登録者数が延べ63人、相談件数が延べ98件となっております。

【松本委員】令和3年からですから、令和3年、令和4年、それぞれの件数をお尋ねいたします。

【平川こども家庭課長】令和3年度の登録者数が20名、令和4年度の登録者数が39名です。先ほど登録者数を延べ63名と申し上げましたが、これは実数でございます。

相談件数につきましては、令和3年度が29件、令和4年度が69件となっております。

【松本委員】令和3年から令和4年にかけて登録者数が増えてはおりますが、この数がちょっと少ないのではないかなと思います。

子どもを産みたくても産めないというか、生まれにくいことに不安を抱えている方はたくさんいらっしゃると思いますし、もちろん医療費の助成も大事ですけど、それ以前に社会的に困っている方にいかに寄り添うかというところが大変重要だと思います。

私自身も、若くして結婚して1人目が生まれるまで、周囲から「子どもさんはまだですか」とかいろいろ言われることが妻のプレッシャーになったと。どこの家庭にでもあることで、特に今は共働きの家庭が多いですから、なかなか産婦人科に相談にも行けない。そして、ご主人に何かあるんじゃないかと思っても、それもなかなか切り出せないテレビの情報番組で拝見

いたしました。

そういった方がLINEで、行くことなく直接相談できて、それを専門家の方が案内してくれる事業は非常に大きいと思うんですが、知らないことには相談も行けませんので、これは委託事業でもあるので、委託された業者がもっと周知を努力して、事業も3年目になりますので、登録者数をもうちょっと増やしていただかないと効果が上がらないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【平川こども家庭課長】委員がおっしゃいますように、まず、この事業を知っていただくことは本当に大事だと思っております。これは受託業者の方をお願いするのもございますけれども、県といたしましても、その周知には力を入れていく必要があると思っております。

従来は県の保健所に設置しております不妊サポートセンターでの周知、それから市町の母子保健担当への活用依頼で進めてまいりましたけれども、さらに工夫を加えまして、例えば婚姻届を提出する際の窓口でチラシ等を手に取れるような環境をつくるとか、県公式のSNS等での発信、こういった様々な機会を通じて周知を図っていきたいと考えております。

【松本委員】それと、相談だけではなくて、登録された方への情報提供ですね。今回の新しい予算もそうですけれども、妊活に対する様々な支援制度を適宜届けていくことも大事だと思いますので、ぜひ委託業者と打ち合わせをして、少なくともこのピラを婚姻届を出す時にちょっと添えていただくことは、そんなに莫大な予算はかかりませんので取り組んでいただきたいと思います。

次に、饗庭委員からも質問がありましたひきこもり対策推進事業について私も質問させてい

たきます。

私も減額になったことに対してちょっと違和感があったんですけども、そもそも県内のひきこもりの方々の現状についてお尋ねいたします。

【吉田障害福祉課長】長崎県内のひきこもりの人数については推計がでございます。

平成28年と平成30年に内閣府の全国調査が行われております。平成28年に15歳から39歳の年齢層につきましては1.57%のひきこもりが推計され、これを長崎県の人口に置き換えますと約5,000人、平成30年に40歳から64歳の年齢層で大体1.45%、これを長崎県の人口に置き換えますと約6,000人、合わせて約1万1,000人がひきこもりと推計されている状況でございます。

【松本委員】推計でありますけれども、1万人というのはかなり大きな数字だと思うんです。このひきこもりの定義は、半年以上家から出ない、他者と交流しないということで、特に今コロナ禍になって、この人数は少なくともコロナ前より増えている可能性が高いと思うんです。

そこで、今回の事業を実施しておられる長崎県ひきこもり地域支援センターの担当するスタッフの人数と、直近の相談件数をお尋ねいたします。

【吉田障害福祉課長】ひきこもりの地域支援体制といたしまして、長崎支援センターをひきこもり支援センターとして指定しておりまして、保健所をサテライトとして連携体制を構築しているところでございます。

長崎支援センターにひきこもり支援コーディネーターとして2名を配置しておりまして、各保健所にも専任の職員を置いて対応しているところでございます。

相談の状況でございますが、過去3年の状況

で令和元年が約1,400件、令和2年が1,100件、令和3年が850件という状況でございます。

【松本委員】2名でやっているんですね。

ちょっと気になったのが、相談件数が減っていることです。これは保健所の中にあるわけですね。なんで減ったのかなと思うんですが、この要因についてお尋ねします。

【吉田障害福祉課長】ひきこもり地域支援センターを平成25年に設置いたしまして、年々ずっと増えていっている状況がございました。

令和元年、これは全国的な状況でもあるんですが、ひきこもりを背景とした事件が起きまして、そこで一気に上がった状況でございます。令和2年以降、落ちている状況でございます。これにつきましては、コロナ等の対応もございまして保健所の職員が対応できなかったことも要因の一つと考えているところでございます。

【松本委員】今答弁にあったとおり、保健所は確かにここ2~3年、大変な労務の中で2人でやって、つまり相談したくても電話が繋がらなかったということも実際あったんじゃないかと想定します。

もう一つ気になるのが、以前質問したんですけど、また別の部署で「ゆめおす」という施設があります。こちらはひきこもりでも若年者のひきこもりの支援施設で、担当が障害福祉課ではなくこども未来課です。

こちらの予算規模と相談実績をお尋ねいたします。

【徳永こども未来課長】委員からご指摘のございました長崎県子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」については、例年大体1,500万円から1,600万円ぐらいの間で予算規模を確保しているところでございまして、今年度は1,670万円程度の予算案ということになっております。

総合相談窓口でございますので、ひきこもりだけではなく不登校、ニート、就労支援、それから心身障害、発達障害等々、全ての相談に応じるということで、委員のご指摘がございましたとおり、子ども、若者を対象に事業を実施しているところでございます。

相談につきましては、相談者の延べ人数が大体500人、年間の相談件数につきましては延べで、最近は7,000弱、6,700ぐらいで高止まりをしているところでございまして、このうちの約2割がひきこもりに関するご相談となっているところでございます。

【松本委員】私がちょっと違和感を覚えるのは、同じひきこもり対策でも、予算と相談件数の差が極端に違う、10倍近く違うということなんです。

確かに若い時点から、不登校から引き続いてひきこもりを抑えるために「ゆめおす」は非常に効果があるんですけども、年齢が上がっていった場合には結局、保健所の対応で、そこが保健所の中に入っている体制、予算額も減額をされている。

非常に心配なのが、饗庭委員からもありました8050問題。つまり、ひきこもりが直らないまま30代、40代まで続いて、親が80代になって、親の年金で生活している方が、生活できなくなることが潜在的に今後増えていく可能性があるということ、非常に社会的な課題だと思っております。

今回96万円という予算が適切かどうかは別にしても、今後こういったものに対して光を当てて、そしてもう一歩踏み込んだ対応をしていかなきゃいけないと思うんですが、部長の見解をお尋ねいたします。

【寺原福祉保健部長】ひきこもり対策は、非常

に幅広い対応が必要であろうと考えております。まず、家族への支援から始まり、ご本人への支援、そして、ご本人が社会に参加するという形になりますので、保健所に限らず幅広い福祉や教育関係との連携も必要になろうかと思っております。

そういった中で福祉保健部においては、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございますが、長崎県支援センターと各保健所で対応している状況でございますので、今申し上げた福祉や教育との連携体制もしっかりと強化していきたいと考えております。

また加えて、今回、国の方で孤独・孤立の対策に関する推進法が成立する形になりますので、恐らく来年度以降、各支援事業が国の方で考えられるだろうと思っておりますので、そういったことも活用しながら、連携を深めて対応をしっかりと行っていきたいと考えております。

【松本委員】ゆめおすは、ほとんどの場合、親御さんが相談に来られるということですが、親が亡くなったひきこもりの方は誰を頼るか、そういうところがどんどん増えていく可能性が高いと思います。そういった意味では地域に根差した社協の方々とか、市町、福祉事務所の方々との連携も、おっしゃるとおり必要であると思っておりますし、とにもかくにも予算が96万円で県内全体を対応するには、なかなか厳しい状況にあると思っております。

こういったところもぜひ今後、国の孤立に対しての支援も想定されますので、そういったところと、現場の声をぜひ保健所等に聞いていただいて、社協などに把握をしていただいて、いざそういうことが予算化された時にぱっと動けるような支援体制を構築していただくことを要望して質問を終わります。

【下条分科会長】 それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から委員会を再開し、引き続き、こども政策局を含む福祉保健部の審査を行います。

午前 1 1時 2 3分 休憩

午後 1 1時 3 0分 再開

【下条分科会長】 分科会を再開いたします。

予算議案について、質疑はございませんか。

【宮本委員】 それでは、議案について質問をさせていただきます。来年度の新しい事業が幾つかありますので、非常に大事な事業もありますから、質問をさせていただきます。

まず福祉保健部からです。部長説明資料で3ページと4ページになります。いずれも次年度の新しい取組になりまして、私も一般質問でも取り上げました。まず1つ目が、持続可能な周産期救急医療体制確保事業費について、お尋ねいたします。これは、概略はお聞きしまして、もうちょっと詳しいところで。

今回のこの予算で、私の一般質問の中では周産期医療について、来年度は新たな事業としてワーキンググループを設置すると、地域の関係者と検討を進めると答弁をいただきました。ワーキンググループを設置、この事業の中で予算として入っているだろうと考えますが、まず、ワーキンググループはどういった方々で構成されるのか、メンバーが今わかっていれば教えていただければと思います。

【加藤医療政策課長】 来年度の新規事業の持続可能な周産期・救急医療体制の確保に向けて、まず今年度、周産期につきましては、それぞれの施設で最大どのくらい分娩が可能なのか、そして現在、どのくらい分娩をされていて余裕が

あるのか、後継者の有無など実態調査をしたうえで、来年度、それを各地域の関係者、医療従事者、各市町、自治体も含めてやっていきたいと思っております。具体的なメンバー選定はこれからではございますけれども、地域ごとに持続可能な体制を構築するという視点で協議を進めていきたいと考えております。

【宮本委員】 今年度実態調査で、来年度からいよいよ本格的な検討に入るということですね。

佐世保県北医療圏は、一般質問でも言いましたが、非常に危機的な状態であるということから質問いたしました。

一つ提案というかお願いです。今からということですので、ワーキンググループの中に助産師の方々、それから子どもを現場で見ている方、例えばファミリーサポートのスタッフ、そういった方々も入れていただくように提案をしたいんですが、それについてはいかがでしょうか。

【加藤医療政策課長】 今年度の実態調査の中で、助産師の活用についてもお聞きしております。そのため、将来的に助産師の方をどのように活用して分娩体制を確保するかは一つの大きな視点というふうに考えておりますので、その関係者も入れる方向で検討したいと思っております。

【宮本委員】 実のあるワーキンググループ、実働性のあるワーキンググループであることを願っておりますので、よろしく願いいたします。

もう一つ、救急医療の方も持続可能な体制を構築するという目的であります。これも一般質問で、ドクターヘリの運用と今後の増強についてお尋ねをさせていただいて、知事からは、来年度、関係機関のご意見も伺いながらという形で答弁をいただきました。

救急医療体制について、来年度にどういった

形で議論を進めていくのか、改めてもう少し詳しくお示しいただければと思います。

【加藤医療政策課長】救急医療につきまして、コロナ禍において、救急車の適正利用や土日の利用などが問題になりました。

現在の救急医療体制がどうなっているのか実態調査を行い、それを分析した中で、周産期と同じく、地域の皆様と一体となって将来に向けて検討していくという形で考えております。

ドクターヘリにつきましては、長崎県は稼働時間が全国でも2番目に長い状況がございますので、併せて検討をしていきたいと考えております。

【宮本委員】救急車の活用法については、全国的にもいろいろ問題が起こっていますし、今後も大事な視点であると考えます。ドクターヘリは特に本県は重要な位置づけでありますので、どうかこれもしっかりと実働性のある議論をよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、新規事業で医療的ケア児等レスパイト支援事業費についてお尋ねいたします。

これも一般質問で取り上げられていましたけれども、県北・佐世保は、医療的ケア児の支援が、長崎市近郊とか県央に比べると非常に厳しい状況がありまして、私も関係者の方々からいろいろご意見をいただいております。要は、医療的ケア児の訪問診療とか一時的な預かり施設の環境整備が県北地域は不十分であるというご指摘をいただいて、それはそうであると私も感じております。

この事業によって、佐世保・県北の医療的ケア児の支援も賄えるのか、十分になるのか、少し詳しく教えてください。

【吉田障害福祉課長】医療的ケア児等レスパイト支援事業ということで、令和5年度に新規で

予算要求をさせていただいております。この要求の中身につきましてはレスパイトということで。

昨年の実態調査をする中で、約190名の在宅の医療的ケア児がいらっしゃいました。そこで何がお困りかとお聞きした中で、やはりレスパイト。親御さん、保護者の方が休む時間を確保してほしい、保育所の確保とか、そういう話があった中で、まずレスパイト、少しでも保護者の方に休んでいただくための予算として計上させていただいているところでございます。

委員おっしゃいましたように、レスパイトできる施設が県央と長崎に偏在している状況がございます。佐世保におきましても、佐世保共済病院にレスパイト対応をお願いしているところでございますが、今、コロナで受け入れが途絶えている状況でございます。コロナがあければまた引き続きご対応いただけるというお話は毎年継続しているところでございます。

今後、予算要求をさせていただいた中で、委員おっしゃいました佐世保に限らず、県内全域でレスパイト施設が大きく不足している状況でございます。目標としては県内全域にレスパイトができるような体制を整えたいというふうに考えております。

今の県と動きといたしましては、まず本土の方は一定、距離はございますが、移動することによってレスパイト施設の利用が可能でございますので、離島の方を中心に、レスパイトをご対応いただけるような病院と協議をさせていただいているところでございます。

順次、離島からまた本土、偏在している県央から離れた地域にも働きかけを進めていくことで、県内各地でレスパイトが受けられるような体制づくりを目指したいと考えているところで

ございます。

【宮本委員】以前も佐世保共済病院の件でお尋ねしたんです。今、一時的にちょっと休んでいる状況で非常に難しく、預けるにも諫早もしくは大村まで行かないといけないという県北の事情があります。

環境整備ということからいえば、そういった箱もの、ハード整備ができるが一番いいんだろうなという思いがあります。保護者の皆様方も、それは口をそろえて言われます。

医療的ケア児の県北におけるハード整備について、県としてどのようなお考えがあるのか、お聞かせください。

【吉田障害福祉課長】レスパイトの施設ということでのハード整備となりますと、人員の体制であったり、施設の整備であったり、多額の予算を要することになります。医療的ケア児の方は県内全域にいらっしゃいますので、1か所造ることによって全部対応できるかということ、そうは考えておりません。

やはり既存の病院にご協力いただき、受け入れていただくようお願いをしていく中で、医療的ケア児保護者の方が安心して預けられるような体制をつくってまいりたいというふうに考えております。

【宮本委員】ぜひとも、来年度から始まるこの事業で、少しでも多くの病院にご参加いただいて、もっともっと十分なケアができるような体制をつくっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

同じく福祉保健部の部長説明資料9ページ、薬務行政についてということであります。これはちょっと金額が大きいものですから、確認いたします。

これは、医薬品等の安全対策とか後発医薬品

の使用促進、あるいは抗インフルエンザ薬の備蓄とかと書いてあります。1億2,322万6,000円、この内訳について、内容をちょっと詳しく教えてください。

【斉宮薬務行政室長】薬務行政につきまして、既存事業に加えまして、今回増額となった主な項目について説明させていただきます。

1点目、国が定める新型インフルエンザ対策は、これまで流行したことがない新しいタイプのインフルエンザが流行した際の対策であります。その対策の一つとして、全国各都道府県単位で抗インフルエンザ薬を備蓄しておりまして、次年度は、その備蓄薬の一部の使用期限が切れますので、その更新費用としまして8,522万円を計上しております。

2点目としましては、薬機法改正により、令和3年8月より制度化された認定薬局制度において、県内における専門医療機関連携薬局の整備促進を目的に、専門医療機関連携薬局推進事業として542万円を計上しております。

専門医療機関連携薬局は、がん患者の外来化学療法や在宅医療が進んでいく中、薬局に学会認定のがん専門薬剤師を配置し、薬剤師がその専門性を活かし投薬、服薬、注射薬の調整等を含む疼痛管理に関わっていくことで、医師、看護師等と連携し、がん患者の在宅医療の推進を図ることができます。また、薬局にがん専門薬剤師がいることで、他の地域の薬局との連携強化においても、その能力を発揮することができます。

現在、県内におきましては、本認定を受けている薬局は1軒しかありませんで、進んでいない課題としましては、がん専門薬剤師の資格取得が5年ほどかかり長期にわたることや、そもそも、がん認定薬剤師の育成を行う指導者が少

ないことが大きな課題となっております。

この事業は、がん専門薬剤師の育成と、その指導者の育成を併せて実施し支援していくことで、県内の専門医療機関連携薬局の整備を進めていくものであります。

主な点は以上でございます。

【宮本委員】2つ目に関しては、大事な視点ですね。がん専門薬剤師というのは、今から活躍の場が非常に広がっていくと考えておりますので、力を入れていただきたいと思っております。

インフルエンザ対策で備蓄した抗インフルエンザ薬の使用期限がくるので、8,522万円で更新と、これは抗インフルエンザ薬を破棄すると、新しいものに入れ替えるということですよ。まずはそれでよろしいか、確認をさせていただきます。

【斉宮薬務行政室長】そのとおりで間違いございません。

【宮本委員】それだけ大量の抗インフルエンザ薬を破棄すると。

流通備蓄、卸に備蓄を置いて、使用期限が来るものから使っていくながら期限の新しいものを備蓄する流通備蓄はできなかったのか、そこを確認させてください。

【斉宮薬務行政室長】委員のご意見につきましては、これまでも委員監査等でご指摘、ご意見いただいた内容でもございます。

流通備蓄という考え方は、基本的には卸業者の備蓄体制の中で、備蓄品を卸業者に渡して、期限が切れないように医薬品を流通していく考え方だと思っております。

このやり方は、九州各県の薬務担当課の中でも情報交換した経緯がありますが、県が抱える備蓄量は、卸業者が持つ通常の流通量の概ね3.5倍程度となっております。これだけの量をしっ

かりと期限を切らさないように流通備蓄するのは現実的になかなか難しいと、このやり方についてはなかなか現実的ではないと判断しているところでございます。

【宮本委員】そういった事情があるということですね。使われなかった医薬品を破棄するのは、仕方ないことでしょうけれども、もったいないという思いがあります。備蓄はしておかなければいけませんので、また改めていろいろな議論をさせていただければと思います。

次に、福祉保健関係で、横長資料の98ページの事業について、ちょっとお尋ねをいたします。発達障害児地域医療体制整備事業費380万円、発達外来開設の設備整備等への助成とありまして、この事業についてお尋ねします。

今、発達障害児の診療待ちがずっと言われています。佐世保でもそうですし、長崎市でもそうでしょう。その解消となるべき事業なのかどうかを確認させてください。

【吉田障害福祉課長】発達障害児地域医療体制整備事業でございますが、発達障害児の認知が進んでおりまして、それに伴ってこども医療福祉センターであったり長崎センター、佐世保センターでの初診の待機が長くなっている状況がございます。

この事業で医師の養成を行いまして、一人でも多く発達を診ていただく医師を養成して民間等で診ていただくという部分と、発達外来を開設していただく医療機関等に対する補助金を実施する事業となっているところでございます。

【宮本委員】そうするならば、この予算で待ち時間は少しずつ短くなると、待機時間は短くなるという認識でよろしいでしょうか。

【吉田障害福祉課長】これまでは医師の養成というところで、長大の小児科医の先生方を中心

に養成してきたところですけど、せいぜい多くても1年間に1名ぐらいが発達を診ていただくようなことで進んでいっちゃるところで、なかなか根本的な解決には至っていないところでございます。

こども医療福祉センター、長崎もそうですが、待機時間が1年近く延びているという状況がございました。今の診療の実態を申し上げますと、この3医療機関で、大体3万人ぐらいの方が受診されている状況でございます。大体10%弱が初診の患者さん、あとの9割が再診でございます。9割の内訳で3割が診療の必要な患者さんですが、残り6割が投薬のみで大丈夫という患者さんと聞いております。

今、長崎市、佐世保市と協議しながら進めているところでございますが、投薬だけの患者さんを民間の小児科医で診ていただくことによって、3センターの初診で診る患者を増やすことができないかと検討を進めているところでございます。

これを進めるに当たりまして、県内の小児科の声をかけたところにアンケートを実施したところ、かなり多くの医療機関から、今の県の実態を受けたところで関心を示していただき、協力していきたいという声をいただいておりますので、今後、関心を示していただいた医療機関を対象に、研修の構築なり、フォローアップの体制なり、そういったところも含めたところで今後また検討していくことで、初診待機の解消に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

【宮本委員】待機時間の解消に少しでもこれが尽力できれば、さらに発達障害児の診療も進みますので、引き続きご対応をよろしく願いいたします。

もう1点、こども政策局にお尋ねをいたします。午前中に松本委員からもありましたけど、幼児教育センターについてお尋ねいたします。

まずは幼児教育アドバイザー、私も非常に大事な役目を果たすと思っておりますが、この方たちは大体どれくらい予定されているのかと、どういった方々を想定されているのか、なおかつ、こういった方々が今後、連日報道されている不適切保育についても対応していくのかどうかを確認させてください。

【村崎こども未来課企画監】ただ今お尋ねの幼児教育アドバイザーは、実際に各園を訪問して、現場が抱える悩みや課題を丁寧に聞き取って、必要なアドバイスをしていくよう想定しておりますので、実際に現場で園長先生や主任などの管理職を経験された方で、現場が抱える課題や諸事情をよく理解されているような方を3名ほど、会計年度任用職員で雇用したいと考えております。

先ほども申し上げましたように、幼児教育・保育施設は私立園がほとんどでありますので、行政側から監査のような形で指導するようなことは園側に抵抗があるかと思っておりますので、アドバイザーには2か月間ぐらいの育成期間を設けることにしております。その間に他県のアドバイザーに同行訪問させていただくなどして、私立園への介入の仕方など、訪問の心得なども学んでいただきたいと思います。

それから、不適切保育などの確認も幼児教育アドバイザーがするのかというお尋ねだったかと思っておりますが、全国で報道があっている不適切な保育の中には、子どもの心とか心身の安心・安全といった基本的なところが守られていないような事例も見受けられます。こういった不適切な保育については、場合によっては法的な対

応が必要になってくることもありますので、そこは、これまでも定期的実施しております監査とか立ち入り調査のような法に基づく対応をしてきておまして、今後こういった事案については監査などで迅速に対応していくことになろうかと思えます。

ただ、子どもに対する厳しい行き過ぎた指導とか、一人ひとりの子どもの人格や人権尊重に関する理解が保育者になかったとか、過去と比べて現在では、子どもの人権などの考えで、昔は特段問題とされていなかったようなことも、ちょっと慎重な取り扱いをしないといけないことも見受けられますので、現場の保育者の方々がちょっと戸惑っているというような声も聞かれています。

こういった内容での相談とか園内研修などの要請がありましたら、幼児教育アドバイザーで対応していくことも考えられます。

【宮本委員】ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

【前田委員】新型コロナウイルス感染症対策で、感染の波には都度都度しっかりと対応していただいていますし、その都度、補正も組まれていると思うんですけども、新年度に当たって、特に2類相当から5類へ移行を控える中で、新年度予算の特徴についてご説明いただきたいと思えます。

【長谷川感染症対策室長】新型コロナウイルス感染症につきましては、5月8日に5類に移行することが決定されておまして、今、5類移行の対応についての方針が、国において協議をされているところです。

新年度予算につきましては必要と考えられる予算について計上しておりますが、具体的な予算の活用については、国の方針を踏まえまして

検討してまいりたいと考えております。

【前田委員】部長、この点については私も11月定例会で、いずれ下がる時にどういうふうに臨むのかという質問をさせていただきました。

今答弁がありましたけれども、国の動向を待ちつつ、部長として、5類相当になった時にどうということが懸念されて、どういった予算立て、事業が必要と認識をしているのか、少しご開帳いただければと思えます。

【寺原福祉保健部長】予算の計上と、今後国から示される方針に基づいた執行の精査については、今、室長から答弁させていただいたとおりでございますが、5類になるに当たって、医師の応召義務というものの考え方が、これまでより厳しくなるということでございます。

現在は2類相当でありますので、指定医療機関において発熱外来をしている、また入院についても指定されているわけですが、今後は全ての医療機関、特にインフルエンザを診ているような内科や小児科といった医療機関に関しては、発熱あるいはコロナの疑いということをもって拒否をすることが厳しくなりますので、そのことは現在も医師会の先生方にも話をしていただいております。今後、5類になるに当たって、全ての幅広い医療機関に診ていただく必要がありますから、どれだけ協力いただけるかというところがポイントになってくるだろうというふうに思っております。

もう一つは県民の皆様のご理解になります。完全に院内感染等をゼロにすることは非常に厳しいということが全ての感染症に対して言えますので、そういったスティグマ等が生まれないように、しっかりと改めて周知対策もしていきたいというふうに思っております。

【前田委員】そういう認識をされていることを

含めて、早め早めに医師会とか関係機関とかと協議しながら備えていただくことを要望しておきたいと思います。

じゃあ、具体的に質問させてもらいます。まず地域医療対策費の中で病床転換助成事業として600万円予算計上されていますが、これって何床分ですか。

というか、現況、地域医療構想で病床を削減しようという話になっていますけれども、今どんな進捗をしているのか。コロナも含めたところで、その考え方も少し立ち位置が変わってきていると思うんですが、今後、地域医療構想について想定というか、目標として掲げた病床数を減らそうとしているのかどうか、その辺のお考えを確認したいと思います。

【加藤医療政策課長】地域医療構想は、将来の人口減少を見据えた中で必要となる医療機能別の目安を示したということでございまして、あくまでも確実に病床を減らすというわけではなくて、それを一つの目安としまして、地域の中で協議をしていただくことが大前提でございます。

ですから我々としましては、医療機関に対する調査を行い、今年度、各地域ごとに地域医療構想調整会議を開いて、医療機関がどう考えていらっしゃるのかというのを地域の皆様と協議をして、一定、有床診療所については合意をしたということでございます。

今後、病院が病床を削減したり、回復期機能に転換したりとか、そういったことを進めるため予算を計上しているということで、基金を活用し、あくまでも枠として考えているということでございます。

【前田委員】そうは言いながらも、目標という言い方はないのか、目安としての病床数があっ

たと思うんですけど、コロナを踏まえた中で、当事者もですけど、周辺も含めて考え方が多分変わってきていると思うので、そこは改めて新年度の中でしっかりと意見交換というか検討していくことを要望しておきたいと思います。

地域医療介護総合確保基金事業が、医療の方だけで13億2,595万円計上されていますが、内訳を見ると6億5,500万円が施設整備費に充当されて、その残りがソフトに充てられているという認識でいいんですか。まず数字の見方から。【加藤医療政策課長】ハードとソフトの内訳ということですが、精査をしてみないとわかりませんので、もし必要であれば、また改めてご報告いたします。

【前田委員】質問の趣旨というか聞きたいことは、医療介護総合確保基金、ずっとこれは何度も繰り返して質問していますけれども、2025年を迎える中で、もっと積極的に事業展開すべきだということで意見を述べています。今般は幾ら要望があって、それがどういう精査の中で13億円になっているか、要望額は幾らだったのかをお尋ねしたいと思います。その中でもソフトがどういうふうに査定されたのかですね。

【加藤医療政策課長】基金の要望は、大体5月ぐらいまでに要望書を出していただきまして、それから3回、県の予算要求の11月までの間に関係者の皆様と協議をしていく形になっています。

その後、国の方に計画書を出すことになるんですけども、具体的な中身につきまして、必要でございましたら、また改めてご説明をさせていただきます。

【前田委員】通告していなかったもので、後ほど確認させてください。

健康寿命延伸を目指した取組ということで、

食事、運動、喫煙等の対策をやっていきたいと述べてられています。

健康アプリが導入されましたね。先般も、土日ですかね、M I C Eで周知に向けてブースも設けて頑張っているんじゃないかなと思います。評判もかなりいいですね。周囲の方からは頑張っているよという声も聞かれています。

この健康アプリ、3月末で5,000人を目標にということで予算化されていたと思うんですが、今はどれぐらいの登録で、もしそれが結構な進捗だったら、新年度でどれぐらいを目指しているのか、お答えいただきたいと思います。

【宗国保・健康増進課医療監】ご質問いただきました長崎健康づくりアプリにつきましては、今年度5,000を目標としておりましたが、現時点で1万3,000を超えております。初日が2,000、翌日が1,000、その次に750ぐらいで、その後は少なくとも200ぐらいと、毎日200から300の方が登録をいただいている状況で、私たちも日々周知しており、そこからの広がりもあっているものと思っております。

今年度の5,000という目標は到達しましたので、次年度目標を5万にしておりますけれども、最初、導入直後ということでもかなり数が伸びておりますので、これからも周知啓発のイベント等を行い、アプリのダウンロードを条件としたイベントの開催や、またスポーツ施設とか飲食店に協力店をお願いしております。市町とも連携して協力店の開拓を進めていく予定としておまして、来年度5万を超えるように、これから努めていきたいと考えております。

【前田委員】県職員の方には、まずは入ってというような通知も出たと聞いていますが、非常にいい取組だと思っておりますので、各市町の行政職の方も率先して入っていただいて、自治会

単位でも広げていただければと思いますので、ぜひ取り組んでいってください。

そのうえで、健康寿命だけに限らず医療、介護を考えた時に、口腔保健の充実というのが一つ課題であると思っています。

今般、歯科保健対策事業費を見たら、昨年よりも少し減、微減という状況になっています。歯科の予算については、もう少し積極的に取り組んでいいんじゃないのかなという思いがいたしております。「歯なまるスマイルプラン」が、新年度、1年引き延ばして終わる中で、歯科保健についての課題の認識と新年度の取組というか、歯なまるスマイルを検討していく中での課題認識をお答えいただきたい。

1点だけ具体的にですね。県北地域での口腔保健センターをつくってほしいという要望が従前から歯科医師会から上がっております。この検討状況についてご答弁をいただきたいと思っております。

【宗国保・健康増進課医療監】歯科保健対策につきましては、分科会横長資料78ページ以降に記載をしておりますが、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画、歯なまるスマイルプランに基づいて実施をしております。令和5年度は、次期計画の策定のために会議費等を増額しております。

現時点での歯科保健についての評価につきましては、計画の評価は次年度に実施をする予定としております。令和3年度までの評価としましては、乳幼児期や学童期の虫歯については、フッ化物洗口が推進された効果もあり改善をしております。ほぼ目標を達成しております。しかし、成人期以降で歯周病対策につきましては悪化している項目も認められますので、取組を強化する必要があると考えております。成人

期の歯周病対策と、特に高齢者のオーラルフレイル対策につきましては取組を推進していく必要があると考えております。

厚生労働省の報告におきましても、歯を抜くに至った主な原因は、大体虫歯というイメージが多くございますが、50代以降につきましては歯周病が主な原因となっております。特にこちらは国の次期健康づくり運動プランの歯・口腔の健康分野の評価指標ともなっておりますので、県としても、これらの指標を改善する対策について強化をする必要があると考えております。

2点目の県北の口腔保健センターの設置については、現在、県内では長崎県歯科医師会に、県の口腔保健センターとしまして、特に障害者歯科診療の拠点として診療を担っていただいております。また、併せて休日の歯科診療についても委託をさせていただいております。

また、県内の長崎市以外の障害者診療につきましては、新車を導入し、障害者歯科診療車を今年度も巡回歯科診療ということでしてありまして、県北地域につきましても、まずは歯科診療車で拠点を置いて、障害者の方を診療したいということでこれまで進めておりましたが、ニーズとして、県北にハードとしてセンターを設置する件数の伸びは今のところございませんでしたので、そのニーズの把握や実施できる体制、障害者の歯科診療をしていただける専門の歯科医師の確保もなかなか課題がございまして、課題とニーズを併せて県としても検討していきたいというふうに考えているところです。

【前田委員】最後に述べていただいた保健センターについては、ニーズはあると思うんです。そこは潜在化しているかもしれないので、歯科医師会の方に実態がどうなのかというところを確認しながら、あとは人材なのかなと思ってい

たので、その点も含めて今ご答弁がありましたので、鋭意協議をしてほしいと思っています。

歯なまるスマイル、5年というか、本来だったら終わるべきところを1年延ばしていますね。いつも思っているのは、歯科の予算って、毎年そんなに変わらないんですね、内容も含めて。進捗を見た中で、足りない部分が数字とするとするならば、そういうところに少し力を入れて、めりはりをつけた予算を毎年展開してほしいと要望しておきたいと思います。次年度、また5か年の計画を立てていく中で、しっかりと予算をどうやってつけるのかという手法も含めてご検討いただきたいと思います。

こども政策局の中で、長崎少子化対策事業費が大幅にアップしています。これ、私は不勉強だったですけど、内容と増額になった理由について、背景について少しご答弁いただきたいと思います。

【徳永こども未来課長】少子化対策事業の増額につきましては、一つは市町に出しております予算で結婚新生活支援事業等というのがあります。補助率は国が3分の2で、市町が3分の1負担することで、県は予算立てだけが必要というものです。それが市町の要望額が多くなってありまして、その部分が幾つか増えています。

もう一つは結婚支援の関係で、婚活サポートセンターのお見合いシステムの改修を一部手がけてありまして、会員の利便性の向上を図りたいということで、今までは登録をする際にセンターに出向いてもらわないといけなかったんですけれども、そこを改善してオンラインで登録ができるようにするとともに、お見合いシステムは1対1でお引き合わせに至るんですけれども、実はユーザーの方からご要望がございまして、お友達登録期間というのを設けて2段階で

やるように利便性を高める作業で、大体800万円から900万円ぐらい増額をしているところでございます。主だったところは以上でございます。

【前田委員】少子化対策強化事業費という名目でやっておりますので、国との仕組みの中での予算の立てつけだと思うんですけども、これから大石県政の1丁目1番地に迎えている中で、こういった対策強化については、改めて市町の役割の分担と、市町ごとで状況とか優先したいことも違ってきていると思うので、そこにケース・バイ・ケースで手厚く支援ができるような、より効果的なお金の使い方ができるような仕組みを少し検討してほしいと思っています。

同じようなことにつながるんですけども、安心子ども基金が本年度、すごい減額というか、少ない金額になっています。これはそもそもハード面の基金事業なので、もう役割が終わったという見方をしているんですか。安心子ども基金の予算と、この減している理由等について、ご説明いただきたいと思います。

【徳永こども未来課長】来年度予算で見ますと、今ご指摘がございましたように、安心子ども基金事業の予算が大きく減額されているところでございます。

これは、一つは、今回こども家庭庁が創設になったことで、安心子ども基金事業の中にある認定こども園整備事業、これは施設のハード面の整備なんですけれども、これが県を通さずに国から市町への直接補助になっていまして、その分で既に4億円ぐらいの減となっております。

その他、今年度積増しがございました基金事業で申しますと、国負担分の財源の前倒しでの積増しがあったのが、現時点でまだ予定がないということで減額、合わせて7億円ぐらいの減

になっているところがございます。

【前田委員】わかりました。確認です。安心子ども基金って従前からありますが、これってハード面にしか使えないんですでしたか。それと、基金の残額がどれくらいあるのか。

【徳永こども未来課長】これは、基本的に創設された当時はハード面が中心でございましたが、最近はソフト的な事業もきているところがございます。ただ、あくまでも国から示された事業に対する国負担分を先行して受け入れるとか、そういった形になっております。用途は大体限定されているところです。

残額については、たしか十数億円だったと思うんですけど、すみません、そこはまた後ほど、お調べしてお伝えしたいと思います。

【前田委員】地域医療介護総合確保基金事業が、先ほどご答弁があったように5月ぐらいから積み上げてきて最終的に国へ出すという中で、いろんなメンバーの中で審査されていくと、要は提案型で出たものを事業化、予算化していくと。

私は、そこは地方独自のそれぞれの各団体とか業界とか、そういう方たちが知恵を出し合っていると思っているんです。安心子ども基金というか、子育てを考えた時に、全て行政がやり尽くすことは多分難しく、NPO団体やいろんなところが知恵を出していくべきだと思うし、そういうところが活動をもっと積極的にやれるような環境をつくるべきだと思うんですよ。

そう考えた時に、さっき言ったような基金の仕組みが医療の面である一方で、子どもの施策についてはそういう仕組みがないんですよね。さっき言った基金も、結局国からのことを中でやるということ。

できたら、本当はこういう安心こども基金は、さっき十何億円残っているという話ですけど

も、ほぼほぼハード面が終わりつつある中で、もっと県が独自にこの基金で、名前を変えてもいいかと思うんですけど、そういったもので官民挙げて頑張ろうというのを仕組み上も作っていくべきだと私は思っているんです。

そういう認識があるとか、今後検討できるのか、いきなり振って恐縮ですけども、考え方について、課長もしくは局長からですね。私は必要だと思っているんです、そういうものがこれから。いかがでしょうか。

【田中こども政策局長】委員おっしゃるとおり、民間の方々が、特に子育て分野におきましてはいろんな発想、アイデア、それから子育て家庭に寄り添った支援といったものを現実にやっている方たちがたくさんいらっしゃるということで、そういった方たちと連携しながら支援をしていくというのは非常に重要なことだと考えております。

ただ、安心子ども基金につきましては国の枠組みの中でつくられたものでございますので、これに関しましては国の今後の方針を待ちたいと考えております。

その他のそういった民間の方々との連携につきましては、先ほどおっしゃっていただいたように、今後、市町ともよく話をしながら、どういった取組ができるかというのを一緒に考えていきたいというふうに思っております。

【前田委員】こども政策局長、ありがとうございました。ぜひ前向きにご検討ください。

すみません、福祉保健部に戻って、保健師等指導費の予算のところ、看護師等確保対策費が大幅に減っていますけれども、これはどういう事情ですか。そこだけ最後にお答えください。

【峰松医療人材対策室長】横長資料の70ページ、看護師等確保対策費の前年度との差額につ

いてのご質問かと思えます。

こちらで減額しておりますのは、昨年度当初予算編成時点では、県からの補助金ということで看護師等处遇改善事業費を予算計上しておりました。これは国の制度に基づいた補助金ですけども、これにつきましては、昨年10月から診療報酬の加算項目に移行したことに伴いまして、補助制度はなくなっておりますので、予算計上としては減額という形になります。（発言する者あり）

【下条分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【鵜瀬委員】私、2点ご質問をさせていただきます。

先ほど来、ほかの委員から出ておりました持続可能な周産期・救急医療体制確保事業について質問させていただきます。

改正離島振興法におきまして、小規模離島への配慮や遠隔医療の整備等、明記をされました。さきの私の一般質問におきまして、「小規模離島におけるタブレットなどを使用した医療ICTを活用した、効率的で安心・安全な日常の医療提供体制の確保に向け活用が進むよう、市町が中心となって住民と一体的に取り組んでいただく必要があり、どのような取組が有効か、市町のご意見を伺いながら検討を行う」と寺原福祉保健部長からご答弁をいただきました。

本事業の救急医療プロジェクトの中で、持続可能な救急医療体制確保に向けた医療機関、行政機関等において救急医療の現状と課題を共有するために、実態調査や人材育成・活用の取組をされます。

小規模離島において、本土の機関病院へ救急搬送する場合は、漁船で本土まで搬送をしております。実態調査においては、各医療圏における小規模離島も含めた各医療圏全体の実態調査

を行うべきと考えますが、実態調査の範囲についてお伺いします。

また、この中で救急医療電話相談 7119の導入を検討となっておりますが、今後の取組についてお尋ねいたします。

【加藤医療政策課長】救急医療体制でございますが、初期、二次、三次と3段階に応じた体制となっており、初期が軽症患者、二次が手術、入院を要する重症患者、三次が脳卒中、心筋梗塞等の重篤患者という形になっています。

ただ、コロナの影響もございまして、軽症者の救急車利用や休日・夜間の受診など、二次救急医療機関や三次救急医療機関が逼迫したという状況がございます。

そういったことを踏まえまして、今回実態調査をしようとしていますのが、例えば市町や消防の単位、そういったところでの救急医療体制を含めたところで調査をして、初期救急医療体制をきちんと確保しながら二次・三次も守っていくという視点でやっていきたいと思っております。

さらに、県民の皆様にもきちんと適正な救急利用を促すための啓発も併せて、市町と一体となってやっていきたいと考えております。

7119は消防庁が取り組んでいる事業で、消防保安室が中心となってやっているんですけども、消防の視点だけではなくて医療側の視点も非常に重要であり、救急の逼迫を回避する、適正な利用を促すという意味でも、7119というのは非常に有効なツールであると思っております。

現在、消防保安室と一緒に取組を進めておりまして、先般、県内の市町を集めた会議を開きまして、県といたしましては全市町で導入をしたいという意向をお伝えした状況でござ

います。今後、市町の方と話し合いをしながら、予算が全ての市町で計上できた段階で、速やかに7119を導入したいというふうに考えているところでございます。

【鵜瀬委員】実態調査については、それぞれの医療圏で小規模離島も含めて実態を調査するという点でよろしいですか。

【加藤医療政策課長】初期の救急医療体制も含めたところで調査をして、全体像を踏まえたいと考えております。

【鵜瀬委員】特に小規模離島の救急搬送についてはかなり苦慮をされて、その搬送の方法によって病気が悪化したというようなお話もお聞きしますので、医療圏の本土地区に、壱岐本土については陸続きですから問題はないかと思うんですけど、そういった離島について、離島は日本一の県でありますので、ぜひそういう部分も含めて今後ご検討いただければと、調査をしていただければと思います。そしてまた、実態に合わせた医療圏の救急医療並びに通常の日常医療の体制構築に向けて、ぜひ進んでいただきたいと思っております。

7119については、消防庁のアンケート結果では、約9割の人が役に立ったと言われております。今後、県下の市町との意見調整並びに予算確保に向けて足並みがそろえば、いずれは県下のどこかに救急安心センターを設置して、スタッフを置いて運営をされていくんだろと思いますが、そうした今後の予定というか計画について、再度お尋ねいたします。

【加藤医療政策課長】現在、消防保安室で全国を取組状況の調査を行っており、どういう方法があるのかを踏まえて、市町と協議をしながら、その仕組みについても詰めていきたいと考えています。

【鵜瀬委員】救急車の乱用というか、救急の場合は当然なんですけど、タクシー代わりといった形も全国的にはあるやにお聞きしております。特にコロナにおいては、頻繁に救急車を使って病院に搬送して、本当に必要な方々が使えなかったという声もお聞きしますので、県民の方へ救急車の使用についても啓蒙しながら、将来的には7119、医療救急センターなるものができた場合には、そういった運用も含めてできるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ前向きにご検討というか推進をしていただきたいというふうに思います。この件については以上で終わります。

次に、子ども医療費助成事業についてお尋ねいたします。これも知事の思い入れがあって、今回初めて18歳までの高校生世代に関わる医療費を助成していくわけです。県下の市町へ業務を委託して、現在のところは償還払いで1日800円、月上限1,600円を控除した額を助成するとなっております。市町においては、これまで中学生まで現物支給しているところもありますけれども、県が助成する高校生世代は償還払いとなっております。

また、償還払いについては、診察後、領収書を添付して書類を市町の窓口に提出する必要があると、2度手間という形になっております。

今、市町では現物支給をしていたと、県は償還払いをします。そうした場合に、中学生までは現物支給だよ、高校生からは償還払いだよという方法の形態があるのか。または、例えば市町の判断によって高校生まで現物支給することについて、県からの助成の範囲、予算の範囲の考え方についてどのようになっているのか、お尋ねいたします。

そしてまた、予算決算委員会の総括質疑にお

きまして大石知事は、今回の子どもの医療費助成事業の支給方法等については、最終形ではなく、今後状況を見ながら判断、推進していくとご答弁をされています。

そして、長崎県においてはデジタル化、DXを推進しているということで、医療費助成も含めてeタックスのような、マイナンバーカードを活用してスマホで手軽に申請ができれば。償還払いがいつまで続くかわかりませんが、この助成費だけではなくて様々な申請において、DXを推進することによりまして県民の皆さんの手続きが簡易なものになるのではなからうかと思っております。今後のデジタル化に向けた取組についてお伺いします。

それは多分、部長かなと思っておりますが、助成事業について、償還払いと市町のその点を課長の方からお願いしたいと思っております。

【平川こども家庭課長】今回導入いたします子どもの医療費助成でございますが、委員がおっしゃいましたとおり、高校生の部分について償還払いで実施をいたします。

ご質問は、小・中学生の部分で現物給付でやられている市町があって、今回子どもが償還払いで事業を実施するに当たって、それに従わなければならないのかという趣旨かと思っております。

このことにつきましては、この事業の実施主体が市町となっておりますので、そちらのご判断で小・中・高とも現物給付で実施することは可能でございます。

その場合に助成額の調整をします。先ほど補足説明で、現物給付で行った場合には償還払い相当額を助成させていただきますと申し上げました。

通常、現物給付で実施いたしますと医療費が高くなる傾向がございます。従来、子どもが乳

幼児医療費助成制度を償還払いから現物給付に変えた場合にも、1.59倍くらいに伸びたところでございます。

そうしたことも踏まえまして、今回の助成に当たりましては、現物給付で実施している市町に対しては、その額の100分の63を負担しようと考えています。

それから、この医療費助成制度のDX化というふうなご質問でございますが、この事業は市町の事業でございますので、市町の方でそういったシステム化といったものを進めることに関しては全く問題がないと思っているところでございまして、それ以外の私どもが所管いたします県民に対して直接支援するような事業に関しましては、例えば電子申請を可能にするとか、そういったことは考えていきたいと思っております。

【鵜瀬委員】1点確認ですけど、市町が小・中、現物支給、高校生も現物支給で、システムを変えないといけない、追加しないといけない。そうした場合、今回はシステム改修費も入っていますけど、システム改修費については、償還払いの場合とどれくらい違うのか、全部出してくれるのかですね。助成は0.63%ということでしょう。

【平川こども家庭課長】システム改修費については、高校生までその範囲を広げることで、市町が持っているシステムを改修する部分については、必要な費用について県が負担いたしますと申し上げております。そのシステムが償還払いと現物給付で異なっているのかというところは、正直私どもも把握が難しいところもございまして。そこは事前に市町にご説明をして、必要な経費について私どもの方に教えていただきますので、必要な部分を支援するという形をとら

せていただいております。

【鵜瀬委員】先ほどの課長のご説明では、市町のシステム改修と準備等もあるので、市町それぞれスタート時期が違うということでありました。現時点で、高校生まで現物支給で取り組もうとしている市町はどれくらいあるんですか。どこを言うと、またいろいろあるでしょうから。

【平川こども家庭課長】現在、私どもで把握している自治体は、3つの市町でございます。

【鵜瀬委員】確かに市町の取組ではあるんですけど、大石知事が、一丁目一番地で子どもは県の宝、国の宝と言われております。各市町の財政状況等も関係はあると思えますけれども、やっぱりそういった部分で差があってはならないんじゃないかと思えますので、今後、そういった調整を含めて、知事も、今後については状況を見ながら判断して推進していくということでありましたので、ぜひ、ほかの市町の推移を見ながら、ご検討いただければということをお願いして終わります。

【下条分科会長】ここで一旦休憩をいたします。再開を14時45分からいたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時44分 再開

【下条分科会長】分科会を再開いたします。質疑はございませんか。

【坂本(浩)委員】幾つかお尋ねします。まず、県のケアラー支援条例推進体制構築事業についてお尋ねいたします。

これ、事業の内容としてはケアラーの実態調査とか推進計画の策定、広報啓発、有識者会議の設置等で予算が組まれておりますけれども、政策的新規事業の計上状況を見ますと、要求額が3,365万2,000円に対して、計上額が1,790万

7,000円となっております。

これは昨年の11月定例会で条例が制定されたことに伴う事業だと思うんですが、特に実態調査、それから推進計画の策定、こういうのは新年度中にしなければならないんじゃないかなと思っております。要求額に対して計上額が約半分ぐらいで、計上内容については事業内容等の精査ということになっておりますけれども、実態調査だとか推進計画の策定に影響を与えないという理解でよろしいでしょうか。

【尾崎長寿社会課長】ケアラー支援条例推進体制構築事業費につきましては、委員からお話がありましたように、新年度におきまして、県の責務となっておりますケアラー支援推進計画の策定を行わないといけないとなっております。それに合わせまして、ケアラー及びヤングケアラーの実態調査を行うとともに、有識者会議を設置して推進計画の策定を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

予算要求時点におきましては約3,300万円の予算を計上しておりましたが、その後、有利な国庫補助事業の基準額以内を目指して、県として必要最小限の行うべき業務を精査した結果、必要な実態調査及び推進計画の策定、有識者会議の開催等ができるというふうに判断し、1,700万円ほどの予算という形にしたところでございまして、基本的に来年度当初から、条例の施行に合わせて県としての取組を推進できるというふうに考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。

それで、この実態調査の時期は大体いつごろするのか、そしてどういう形態ですのかという計画があるのでしょうか。

【尾崎長寿社会課長】ケアラーの実態調査につきましては、主に高齢者及び障害者の方を介護

している方々について、市町の包括支援センター、あるいは障害者の相談支援事業所とも連携して調査を行うような形を考えております。

また、ヤングケアラーの実態調査につきましては、それぞれの学校にお願いをして調査を行うことにしております。今のところ小学校6年生、中学校2年生、高校2年生の全生徒、約3万人に対して調査を行う形を考えております。

調査につきましては、来年度4月当初に有識者会議を県で設置をさせていただきまして、その中で実態調査の調査票などをもんでいただき、6月か7月ぐらいから実際に調査を始め、秋ごろにはその調査結果を取りまとめて、来年度以降の具体的な県の計画に反映させていくべく取組を進めていければというふうに思っているところでございます。

【坂本(浩)委員】まず有識者会議を年度当初に設置をして、この実態調査の内容等をもんで、6月、7月に調査をやって、秋ぐらいに結果を取りまとめ、そこら辺で推進計画が出てくるという理解ですね。了解いたしました。ぜひよろしくお願いいいたします。

次に、ひとり親家庭等の自立支援事業についてお尋ねいたします。今年度の6月のいわゆる肉付け予算にプラス2,000万円ぐらいで8,452万4,000円であります。

内容については特にないんですけど、気になったのが、今年の6月ごろに長崎県人材活躍支援センターが、今の西洋館から移転しますよね。今は西洋館に、例えばウーマンズ・ジョブ・ほっとステーションだとか、ひとり親家庭等の自立支援促進センターだとか入っているんですが、ほとんどがメルカ築町に移転をして、ひとり親家庭のエール長崎が駅前の交通会館に移転すると。

これはひとり親家庭の皆さん方の自立支援ですので、母子家庭、父子家庭あると思うんですけども、母子家庭ではウーマンズ・ジョブ・ほっとステーションと、今は同じところにありますから連携が取りやすいんじゃないかと思うんですが、メルカ築町と駅前の交通会館とちょっと離れていて、影響が少しあるんじゃないかなと気になったものですから、そこら辺についてはどう認識されていますか。

【平川こども家庭課長】西洋館の閉館に伴い、私どものひとり親家庭等自立促進センター、通称「YELL（エール）ながさき」は、委員がおっしゃいましたとおり駅前の交通会館ビルに移転をいたします。こちらの移転を検討するに当たりまして、当然メルカ築町への移転も検討をしたところでございます。

エールが対応しておりますひとり親への支援は、就業支援といったところもありますが、それ以前に就業につなげるための生活面での支援とか、具体的に言いますと養育費の確保とかといった生活面での相談も非常に割合が多くございます。そういったことを考えます時に、メルカ築町は結構人通りが多いため、相談を受けたい方が入っていくには少し入りづらさがあるんじゃないかということ、受託していただいているひとり親家庭福祉会ともお話をし、そういった見解があったものですから、どこがいいのかということ、今回の交通産業ビルに移転することに決まったものでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。当事者の皆さんの声を反映した形ということですので、事情については理解をいたします。

ただ、ワンストップサービスという観点から言うと、ちょっと距離感があるなという形ですので、ぜひ、相談された方を自立のための就業

につなげるについては、その不便さから相談した方に億劫がられないような対応をぜひお願いをいたします。

次に、不妊治療費の助成事業です。午前中に響庭委員とやり取りがありましたので、大方理解できるんですが、これは去年4月から保険診療の適用になったと。県の事業では、去年の3月までに完結しない不妊治療の方に対して30万円支給をするという事業だったと思うんです。だから4月以降、保険適用になっても重なる部分があったんじゃないかなと思うんです。

そこら辺が、仮に30万円の不妊治療を受けた場合は負担がゼロで、今度の事業では、保険診療になりますから3割負担があるということで、一定そういう声もあるんじゃないかなと思うんです。

保険診療になったことで、プラスの部分、先進医療の部分を補助するという、これはこれでいいんです。ただ、一つの選択として、例えば子どもの医療費の助成も保険診療ですけども助成すると。私どもは、これは基本的に無償、無料化を目指してもらいたいと思っているんですけども、そういう選択は、検討したけれどもしなくて、今回のこの提案されている事業となったのか。そもそも保険診療だから、ほかとの兼ね合いも含めて、そこに助成するわけにはいかないだろうというふうになったのか、そこら辺についてはどうですか。

【平川こども家庭課長】不妊治療が実施される中で、今回助成の対象としております先進医療を用いた治療が行われていると、私どもが令和3年に調査した結果で、18%ぐらいの方がそういった治療を受けていらっしゃることがわかったわけでございます。

保険の制度は、3割の負担は基本的にどなた

も一緒でございますが、治療上、効果があると思われるもので、保険診療分と一緒に行われている先進医療は、全て自己負担となるものから、この部分を何とか支援できないかと考えまして、先進医療の7割について5万円を限度として助成を検討したものでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。そういう負担感というのかな、そういう声もあることを踏まえていただいて、現在は先進医療の7割を5万円上限で助成をするということでありまして、先進医療も金額がいろいろあるんだろうと思いますから、多くの人が不妊治療をできるだけ負担がなくて受けられるように、ぜひ実態をですね。

先ほど30万円と言いましたけれども、私も、そもそも不妊治療にどれくらいかかるのかと、あまり実態に詳しくないものですから、そういう実態もきちんと調べていただいて、負担が可能な限り少ないよう、様々な選択肢を検討していただきたいというふうに要望をいたします。

それから子ども医療費の関係です。一般質問でもありましたし、今日もありましたけれども、県内の各市町がやるということで、現物給付、償還払い含めてちょっとバラバラ感がどうしてもあるんです。

知事が答弁で、これは最終形態ではないと言われました。本来は国が統一的に医療費の助成をやるべきで、それは県としても引き続き強く求めていくということです。もちろん国には強く求めていただきたいと思っております。

乳幼児の医療費も、ずっと強く強く求めてきた結果、償還払いから現物給付にすることができました。これは県の独自ですけど、国保の交付金のカットとか、いわゆるペナルティみたいなものがなくなったので、それはそれで引き続

きしてもらいたいんですが、当面これで新年度4月からスタートするにしても、やっぱりちょっとバラバラ感があって。例えば小学校でいうと、21市町のうち現物給付が10、償還払いが11、これは中学生も同様です。それから高校生世代では、現物給付が3で償還払いが18ということで、ちょっとバラバラ感があります。

県を越えたら少し違いがあるのも理解できるんですが、県内で医療にかかる時に違うというのもどうなのかなと。例えば、子どもを病院の治療を受けさせる時に、自宅の自治体に限らず、通勤先のところで受けることもあるんじゃないかなと思うんですね。そういうのを含めて、市町で違うというのが、バラバラ感がどうしても気になるものですから、ぜひそこら辺は国に引き続き強く求めていただきたいと思っております。

それと同時に、県として、そこら辺をもう少し対応できないのかなというふうに思いますので、少し認識を聞かせていただければと思います。

【平川こども家庭課長】福祉医療費、子どもの医療費に関する各市町の助成の方法につきましては、委員からお話ございましたとおり、県内の市町において、現物給付であったり償還払いであったりという形態がございます。

これにつきまして、特に償還払いを選択されているところにつきましては、利用者の手間と申しますか、申請行為が必要ということです。償還払いを選択して実施しているところが現実的にあると、それぞれの市町における事情というものがあろうなとは私どもも思っております。

そういった事情も尊重しながら、今回の高校生の医療費助成制度につきましても、いろいろご意見なども聞きながら、今回の最終的な形

になった、令和5年度からスタートする形になったということでございます。県として、例えば現物給付で統一するような動きといったものにつきましては、先ほど申し上げましたようにそれぞれの市町が抱える事情もございますので、今の段階で統一するのはなかなか難しいかなというふうに思っております。

【坂本(浩)委員】事情はわかるんです。それぞれ市町の事情もあるでしょうから、県として、それを押しつけるのも、それはそれで厳しいんだと思うんですけれども、子育ての中で、今回は高校生世代ですが、どっちかといえば、乳幼児とか小学校でも低学年の子どもたちが病院にかかる回数が多いと思うんですよ。高校生になってくると体もできてきますし、そうないんじゃないかなという感じもしているんです。子育て世帯の皆さん方の負担を少しでも和らげるという趣旨を考えると、できることは何なのかと、例えば小学校ぐらいまでは現物給付で何とかできんかなとか、そういうのを含めて、ぜひちょっと検討ぐらいはしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく。これはもう要望としてお願いを申し上げます。以上です。

【下条分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【大場委員】1点だけ質問させていただきます。横長資料の67ページ、看護師等養成事業費約1億1,800万円ですが、看護師を養成する看護学校等の運営にかかる費用ということで。

これらの補助対象メニューに対して、もう少し使い勝手がいいようにとか、広げてほしいとか要望がありましたが、令和5年度の予算で、これまでの事業費から、そういったものを含めて変わったところ等がございますでしょうか。

【峰松医療人材対策室長】看護師等養成所の運営費に関しましては、これまでも運営費の補助

を継続するに当たって、養成所からご要望のあった内容についてはその都度、検討を進めてきたところです。例えば、県内就業支援に寄与する部分については加算の項目を追加する等の検討をしてまいりました。

来年度予算につきましては、1億1,881万1,000円のうち335万円について新たな項目を加えております。

今回、国の改正カリキュラムに伴いまして、学生がより主体的な学びができるよう、例えば実習講義の方法の新たな検討や、療養の場の多様化に伴う実習施設の新たな検討等、そういった検討をすることによって教員の方々の負担が増加しております。そういった教員の負担を軽減するために、それを補佐する事務職員の配置が義務、必置となりました。そういった関係で、事務職員の経費に対する補助をメニューに追加し、その分の拡充が335万円となっております。

【大場委員】そこでもう一つ確認をさせていただきたいんですが、講師の先生方の負担軽減等々含めて、今、学生を含めて、その周りの世の中が非常にいろいろと厳しい状況があって、カウンセラーという声も非常によく聞きます。生徒の生活面であるとか、勉強の面であるとか、学校としてもそういった声をよく聞いておりますが、カウンセラーに当たってはどのような考え方をすればいいのでしょうか。

【峰松医療人材対策室長】養成所の運営に当たりまして、カウンセラーの配置についても一部記載がございます。これについては配置の義務ではなく「望ましい」という書き方でございます。

学校では、恐らく先生方は看護師経験の方もいらっしゃるでしょうし、本県のように医師会立の学校であれば精神科の先生が会員にいらっ

しゃるとか、カウンセラーの配置については学校それぞれ検討がなされていると思います。これまでも、例えば外部講師の経費のような形で、学校が必要経費で対象事業として申請することは可能な状況でした。ただ、その分に、今回の経費のように項目を設けてということではなく、運営経費全般として見ることができる分については、これまでも対象としているという認識であります。

【大場委員】その中で、地方にあります看護学校は、学生が減少している傾向があります。それに伴って先生の方も、なかなか確保が難しいという声が出ております。

そういったところでは、一つは業務が多忙なんでしょうと思います。先生たちが看護学校の先生として、その場でしっかりとできるような環境づくりも今後必要なので、特にそれが地方によってはだんだんと顕著になってきている状況がございますので、地方にあっては、人口減少対策にしても、一つの町をつくるにしても、医療は一つの核になって、そういった体制がないと人もなかなか残れない、残らないという実情があって、そのためにも病院等を確保するには一定数の看護師が必要。それをするためにも養成するところがしっかりとした運営ができないと大変で、現状とすれば体制が整っている都会の看護学校を選んで出て行っている実情がありますので、そういったところはしっかり認識していただいて、今後は、運営に関していろんな枠組み、補助対象が増えるような形でぜひご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【下条分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【山口(経)副会長】部長説明資料の4ページ、医療・看護・福祉・介護サービスの提供体制を

支える人材の確保等について伺いたいと思います。

予算ですから、予算を聞いていきたいと思うんですが、遠隔医療センターの運営費を支援するということでもあります。内容等を具体的に教えていただけませんか。

【峰松医療人材対策室長】今回、遠隔医療センターの運営支援ということで960万円の予算を計上しております。

この中身は、離島の基幹病院に患者が通院して、さらに専門医の診療を受けたい場合に、これまでは患者が本土へ行かれていたものを離島にいながら本土病院から遠隔で診療の支援をしていただくことによって、離島にお住いの患者に移動の負担、あるいは経済的負担の軽減にもつながるような診療体制を構築したいと考えています。

この時、離島の病院には診療報酬が入りますが、本土から遠隔で支援する病院にはが、今のところ診療報酬等の評価制度がない状況にありますので、本土からの支援を継続させるために、本土でご尽力いただきます長崎大学病院遠隔医療センターに運営費を支援していくための予算を計上させていただいております。

【山口(経)副会長】診療については、定期ですか、不定期ですか。それと、診療科目はどういったものが想定されていますか。

【峰松医療人材対策室長】この詳細については今後決まっていますが、五島、上五島、壱岐、対馬それぞれで脳神経内科、消化器内科、皮膚科といった、視診を主な診療内容とする診療科を中心に外来を開設していきたいと考えております。

この頻度につきましては、定期的にとは考えているんですけれども、毎日というわけにはい

きませんので、週に2回程度、あるいは月に2週、そういったペースで開設できればということで今、調整をしているところです。

【山口(経)副会長】 高精細の画像を使って診断をするということですけど、あらかじめ予診が必要で、地域の基幹病院で予診をなさって、この所見についてはどうなのかと疑わしい点があれば上に尋ねていくというのが本来のやり方だと思うんです。そういう理解でいいんですか。

【峰松医療人材対策室長】 今、山口(経)副会長がおっしゃったとおりでして、最初は離島の基幹病院にかかっていたら、その医師がさらに専門医の診療が必要と判断された方について、この制度を利用いただくというイメージで考えております。

【山口(経)副会長】 根本的な医療人材の確保についてもお伺いしたいと思うんです。先ほど大場委員からは、看護師の人材確保について具体的なお尋ねがございました。

医療圏ごとに何が足りないのかという調査もなさっていると思うんです。その調査をもとに、医療人材の確保については長期的にいろいろなことを考えていかなければならないと、そういうことが必要になるのかと思うんです。今年度の予算ばかりではなくて、継続的にずっとそういうこともやっていらっしゃると思うんですけれども、いかがですか。

【峰松医療人材対策室長】 県内にお住いの方がどこにいても医療をきちんと受けられる体制を構築するということが、医療人材の確保に関する事業についても従前からやってきているところです。

特に医師につきましては、令和元年に国から、都道府県ごとに医師の確保計画をつくるようにという指示がございまして、その際に、医師の

偏在指標というのをを用いて県内の地域ごとの医師の状況を確認しております。

医師の偏在指標といいますのは、単純に医師の数だけではなくて、その医師の年齢、性別、その地域の患者の受療状況、そういったものを加味したところで医師の配置がどんな状況かを全国一律の指標で示したものです。

本県につきましては、令和元年時点では離島地域が少ないということで、離島地域の医師を充足させることを方針といたしまして、県の医師確保を進めていたところがございます。今回当初予算の計上に当たりましても、そういった医師の配置状況等を勘案したところで検討は進めております。

先ほど申し上げました医師の確保計画につきましては、来年度、見直しが必要となってまいります。そういった見直し、あるいは救急・周産期医療体制の実態調査を踏まえまして、各地域の医療の状況、特に医療人材の配置状況についても調査をしながら、次年度以降、新しい計画策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

【山口(経)副会長】 地域医療の確立というのが大変話題になるわけですけども、地域医療には、かかりつけ医と地域の機関病院と、また上につなぐ高度医療を受けられる体制という形が望まれているということです。

かかりつけ医は地域の開業医ですね。勤務医もおられますね。そういったことで、医師は大変多様におられるようですけども、かかりつけ医の充実という形になった場合に、それは経営があるものですから、なかなか望んでいるような診療科目の開業医が少ないと。

はっきり言えば、産科、小児科の開業医が少なく、さらに高齢化をしているという形で、そ

こがごそっと抜けた時に、その地域の医療体制が崩壊するわけですよね。そういったことも調査の対象になって、将来にどうするかという形になろうかと思うんです。

子育てをしっかりとやってくださいという中で、産科、小児科の医療がしっかり提供できなければ、子どもを育てるうえで不安になってこようかと思うんです。そういう人材の確保にしっかり手を入れないと、安心して子育てしていただきよとなかなか言えないわけです。

その点について部長、いかがお考えですか。

【寺原福祉保健部長】まず、医師全体の本県の実況は、人口当たり全国で9番目に多いという状況ですので、医師自体は足りておりますが、非常に偏在が多いと、離島を中心に少数の医療圏もある状況でございます。

これまでは、二次医療圏ごとに、8つの医療圏ごとに医師の偏在をどう解消するかということを中心にやっておりましたが、今後はそれに加えて、今、山口(経)副会長がご指摘されたとおり、特に救急と周産期、産科と小児科の医師の中長期的な確保という視点が非常に大事であろうというふうに考えております。

そのため、これはかなり踏み込んだ施策というふうに考えておりますが、今年度は事前調査をして、来年度から救急・周産期の実態調査を行いまして、各ワーキンググループ等で、どうすれば救急、産科、小児科を選んでいただけるのか、中・長期的にこういった形で確保できるのかということ、地域ごとに議論していきたいというふうに考えております。

【山口(経)副会長】子育ての施策を基軸に据えて、大石知事が旗を振って、やろうということですので、しっかりと小児科の診療。

子どもは、いつ、どういう病気にかかるかわ

からない状態で、しょっちゅう熱を出して、夜間でも病院にかからんばという状態がきますので、そういう医療の不安があるのではなかなか子育てしにくいということもありますので、しっかりと検討をしていただきたいと思います。終わります。

【外間委員】長崎県幼児教育センターの設置について、1点だけお尋ねをいたします。多くの同僚委員から、内容についてご説明がございましたので理解をしておりますが、この問題提起、社会的な背景として小1プロブレム、低年齢化について、幼稚園や保育園から小学校1年生に上がる子どもたちの落ち着きのない状態をどう解消していくかということから、一度、問題提起を、私も本会議でご質問をさせていただいた際に、幼保・小の連携の重要性、連携でつくっていくようなご回答をいただいた際に、このような幼児教育センターが設置されるということ、さらにはアドバイザー、園長経験者、プロが3人ほど、それぞれの保育園に出向いて指導をしていくことで連携を図っていき、一番大きな目的である将来の長崎を担う人材を育てるためにも、幼児期において基礎を育むような教育、保育の質の向上のための施策を総合的に推進するんだということでの設置を大いに期待したいと思います。

その期待どおりに果たしてこれが進むのかどうか、設置したことによって期待に応えられる内容になっていくか、本県ならではの期待できるような設置の進め方、特にキーワードは連携ということですが、4つの機能の連携をどう育みながら、長崎ならではの設置の進め方を、もう一度お話を聞かせたいと思います。お願いします。

【村崎こども未来課企画監】幼児教育センター

は、実は本県以前にほかの都道府県に29か所が設置されていて、それぞれいろいろ工夫をしながら施策を進められています。

本県の特色としてというか、この機能については概ね他県も同じような内容で進められてきているところではありますが、他県と違うところは、実は教育委員会が所管している都道府県が大半です。今現在できているところで、佐賀県だけ知事部局が所管しておりまして、それ以外のところは教育委員会が設置している状況があります。

知事部局が設置するからこそうまくいくかもしれないというところは、そもそも知事部局は保育所を所管しております。長崎県は、他県と比べても保育所の割合が高い実態がありますので、保育所とのつながりは、教育委員会よりは知事部局の方が強いのではないかと考えております。これまで幼児教育は幼稚園が主体で進められてきていますけれども、保育所は養護が主体の施設でありますので、幼児教育部分は、これまで多少取組がおくれていたところも一部ございます。こうした点については知事部局で担っていった方が、もしかしたらうまくいくのではないかと考えておりますし、そこに知事部局で所管する強みが出ればいいなと考えております。

【外間委員】わかりました。大いに期待をしたいところだと存じます。

幼稚園にかわって知事部局で保育をやっていく際に、小学校に送り出す保育士の皆様方の、期待に対する熱度、情熱が、果たして小学校の教諭の熱度とうまくかみ合うのかどうかという心配もあり、送り出す側と受ける側の状況を、この連携軸でしっかりと穴埋めをしていかないと、希望どおりに、期待どおりにこういったセ

ンター機能が働かないのではないかとということで、特に私は、そういうふうに小学校との連携をしっかりとっていくことが大切だなと思っております。

過去に「駿ちゃん殺人事件」、ちょうど私が当選をしてきた時の衝撃的な事件があったり、私の母校の学校の児童の事件があったり、その都度、本気になって県当局が、当時は浦川末子先生が最初のこども政策局長になられて、大串さんがこども家庭課長だったと記憶しております。そうやって部局を再編し、ココロねっこ運動をつくったりとかして本気になってかかった結果、あれ以来、そのような事件は起きずに、今、子どもを育てることが県の施策によってうまく前に進んでいることも一つの例として、やる以上は、そのように機能するという意味で、連携というところの特に小学校と保育との絡み合いを長崎独自の方法で乗り越えていただいて、ここに書いてあるような将来を担う人材を、ぜひとも乳幼児期において作り出していくべく、努力を惜しまずやっていただければというふうにご提案をいたします。

【下条分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【宮本委員】先ほどちょっと時間がなかったものですから、1点だけ、こども政策局に質問いたします。

説明資料の5ページに、児童相談所の補完的な役割や地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする児童家庭支援センターの新設等に要する経費で4,341万5,000円計上されていて、この事業について、ちょっと詳しく教えてください。

【平川こども家庭課長】児童家庭支援センターの設置の経費でございますが、来年度、佐世保の児童養護施設「清風園」が主体となりまして、

児童家庭支援センターを設置していくことになっております。

児童家庭支援センターとは、地域の子どもの福祉に関する様々な問題について、子ども、親、地域住民等の相談に応じて必要な助言を行うとか、保護を要する子どもやその保護者に対する指導、こういったものを行うとしております。児童相談所と市町の間位置するような格好になります。県内には既に3か所ございまして、今回の児童家庭支援センターを合わせますと4か所となります。

児童家庭支援センターは、長崎県社会的養育推進計画の中に設置の目標が掲げてありまして、それが4か所ということで、今回の設置が最後となっています。

【宮本委員】 4か所目ということで確認いたしました。

この費用は、その施設内の改修費とか人件費とか、いろいろありましようけれども、内訳を教えてください。

【平川こども家庭課長】 これは施設の建設費の補助でございます。

【宮本委員】 建設費の補助ですね。

ということは、これに対応する方は、そこに働いていらっしゃる支援員で、別に新しい方が、特別な専門的な知識を持った人が来るというわけではなくて、現にいらっしゃる方が対応するということでしょうか。

【平川こども家庭課長】 これが設置されますと、その後の運営費についても補助がございます。ここの職員の配置につきまして、専任の相談支援を担当する職員とか、そういった専任の方の配置が必要となってまいります。そこにつきましては、先ほど申し上げました運営費の補助がございまして、そちらで補助をしていくことに

なります。

【宮本委員】 佐世保の児童相談所は今、新しく生まれ変わっておりますので、その児童相談所とさらなる連携の強化が図られて、より一層、児童虐待防止対策がこれによって一重にも二重にも増していくということでありまして、長崎県としてもさらに重層な対策ができると理解をさせていただきました。

ここは、児童相談所と頻繁な、定期的な意見交換は今後何か考えられているのか、今後の児童相談所との関わり方について、今わかっていることがあれば教えてください。

【平川こども家庭課長】 従来から児童家庭支援センターと児童相談所とは、例えば児童相談所が在宅での措置をするような場合に、児童相談所に委託をして指導を行っていただくこともございます。そういった措置上の関係性も当然でございます。また、センターとの協議会みたいなところでの意思の疎通も図られているわけでございます。

それから、先ほどご答弁いたしました予算のところ、ちょっと訂正をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

先ほど私が、4,341万5,000円につきまして、建設費でございますと申し上げましたが、今回の清風園における児童家庭支援センターの建設費の補助につきましては1,618万円となりました。それ以外の部分については他の養護施設の改修費が含まれてありまして、児童家庭支援センターに係るものは1,618万円ということでございました。大変失礼いたしました。こちらの建設費の補助で1,618万円ということでございます。

【宮本委員】 もう一回確認です。1,618万円が建設費で、そのほかは長崎、大村、島原の3施

設に対する支援ということですか。

【平川こども家庭課長】そうではありませんで、ほかの養護施設の施設改修にかかる費用がこの費目の中に含まれておりまして、その分が2,723万5,000円となっています。児童家庭支援センターの運営費が入っているというものではございません。

【宮本委員】わかりました。そうなれば運営費は今後、年ごとに補助がある。年の運営費はその都度、年ごとにあるという理解でよろしいのか、それも併せて確認をさせていただきます。

【平川こども家庭課長】児童家庭支援センターの運営費は、毎年度、助成をするということで予算計上させていただいております。

【宮本委員】こういった施設が4か所できて、さらに対策が強くなることを願っております。以上です。

【下条分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第2号議案、第13号議案、第35号議案のうち関係部分及び第44号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおりそれぞれ可

決すべきものと決定されました。

ここで少し休憩を入れます。再開を3時50とします。

暫時休憩いたします。

午後 3時36分 休憩

午後 3時51分 再開

【下条委員長】委員会を再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

福祉保健部長より、総括説明を求めます。

【寺原福祉保健部長】予算決算委員会文教厚生分科会でご説明いたしました予算議案の分を除く福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。文教厚生委員会関係議案説明資料の福祉保健部の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第21号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分の2件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第17号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施に当たり、登録試験問題作成機関における試験問題作成時に係る受託単価の改定に伴い、所要の改正をしようするものであります。

第21号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の施行に伴い、所要の改定をし

ようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定について。

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した2件につき、損害賠償金合計54万7,310円を支払うため、去る1月25日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策について、

新型コロナウイルスについては、年明け以降、一日当たり3,000人を超える感染者が確認されるなど感染が拡大すると同時に、季節性インフルエンザについても流行期入りし、救急外来や入院医療が逼迫した状況となったことを踏まえ、去る1月17日に本県独自の「医療逼迫警報」を発出し、県民の皆様にも、県内医療の現状をお伝えするとともに、保健医療の負荷を軽減するための取組等について呼びかけを行ったところであります。

その後、病床使用率や新規感染者数が減少傾向で推移したことから、2月10日には「医療逼迫警報」を解除するとともに、感染段階もレベル2からレベル1に引き下げました。

これまでに、県では、感染拡大に備えて診療・検査医療機関を600超まで増やすとともに、医療機関や受診・相談センターから紹介できる医療機関の拡充を図り、県のホームページで公表するなど、医療提供体制の強化に努めてきたところであり、年末年始には、長崎地区の宿泊療養施設内に臨時的診療所を再開させ、施設入所者への薬剤の処方等を行ってまいりました。

また、インフルエンザとの同時流行による発

熱患者の負担軽減や発熱外来の逼迫を緩和するため、電話診療やオンライン診療体制の受け皿の拡充に取り組むとともに、診療できる医療機関を県のホームページに掲載し周知を図ってまいりました。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、年末年始に向けてオミクロン株対応ワクチンの接種を促進するため、昨年11月11日から本年2月5日までの約3か月間、長崎市、佐世保市、島原市及び諫早市において県の接種センターを設置し、1万6,567人の方々に接種を行ったところであります。

続きまして、文教厚生委員会関係議案説明資料追加1の2ページをお開きください。

今後のワクチン接種につきましては、先般、国の予防接種・ワクチン分科会において、令和5年度1年間は特例臨時接種の実施期間を延長し、全ての年齢層に年1回の接種、重症化リスクの高い者等には年2回の接種とする方針が了承されたところです。今後、分科会を経て最終決定される具体的な方針に沿って、引き続き、接種を必要とする方々の接種機会が確保できるよう、市町と連携しながら取り組んでまいります。

続きまして、文教厚生委員会関係議案説明資料の4ページをお開きください。

去る1月27日、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを、5月8日から5類へ引き下げる国の方針が正式に決定され、現在、外来・入院などの保健医療体制や重症化リスクの高い高齢者などへの対応、医療費の公費負担の在り方などについて具体的な検討が進められております。

県といたしましては、3月上旬を目途に国から示される具体的な方針を踏まえつつ、国及び

各市町、長崎大学や県医師会をはじめとする医療関係者等との連携のうえ、5類への移行に向け、しっかりと取り組んでまいります。

5ページをご覧ください。

健康長寿日本一長崎県民会議の開催について。

健康長寿日本一の長崎県づくりを目指した活動を展開するため、県内の幅広い関係者の皆様にご参画いただき、「健康長寿日本一長崎県民会議」の第4回総会を「G7長崎保健大臣会合100日前フォーラム～ながさき健康宣言！～」と合わせて、去る2月5日に開催いたしました。

フォーラムでは、健康づくりのために積極的な活動や独自の工夫で成果を上げている企業・団体等を表彰する長崎県健康づくり優良事例表彰「ながさきヘルシーアワード」の表彰式を行い、実践部門、応援部門で4つの企業・団体を表彰したほか、去る2月1日にリリースした「ながさき健康づくりアプリ」を中心として、「長崎健康革命」の取組について紹介しました。

また、長崎健康革命スペシャルサポーターである、元サッカー日本代表の大久保嘉人氏のトークショーや関係団体による健康づくりに関するブースの設置などにより、多くの皆様の健康づくりへの意識醸成が図られたものと考えております。

今後も県民一人ひとりの健康づくりの取組を進めていただくため、健康づくりアプリの利用促進を図るとともに、関係団体の皆様と連携・協力しながら、引き続き県民の皆様の健康づくりに取り組んでまいります。

6ページをお開きください。

長崎の黒い雨等に関する専門家会議報告書に対する国の見解について。

広島で黒い雨に遭われた方の被爆者認定が昨年4月から始まっておりますが、長崎で黒い雨

に遭われた方については、長崎における過去の被爆体験者訴訟の最高裁判決との整合性や、黒い雨が降ったとする客観的な資料がないことを理由として対象外とされております。このため、県において、長崎の黒い雨等に関する専門家会議を立ち上げ、昨年7月、課題を検証した報告書を厚生労働省に提出いたしました。

報告書では、長崎で黒い雨に遭われた方を被爆者健康手帳交付の対象とすることは、過去の被爆体験者訴訟の判決と矛盾せず、また、平成11年度原子爆弾被爆未指定地域証言調査証言集は、降雨があったことを示す客観的な資料であるという検証結果となっております。

県といたしましては、専門家会議の報告書を判断材料として評価していただき、広島と同様に救済につながることを期待しておりましたが、去る1月16日に示された報告書に対する国の見解は、過去の被爆体験訴訟の判決が判示する事実認定と整合性を欠く施策を実施することは困難であり、現時点で被爆体験者の救済は難しいという内容でありました。

報告書の内容が評価されず、認定・救済につながる回答が得られなかったことについては非常に残念であり、今後とも、長崎市と連携のうえ、被爆体験者の支援に向けて、国との協議を継続してまいります。

そのほかの所管事項につきましては、佐世保子ども・女性・障害者支援センターの建替えについて、外国人介護人材の受入れについてであり、その内容につきましては記載のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条委員長】次に、こども政策局長より総括説明を求めます。

【田中こども政策局】予算決算委員会文教厚生分科会でご説明いたしました予算議案を除くこども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

文教厚生委員会関係議案説明資料のこども政策局の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第21号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」についての1件であります。

議案の内容についてご説明いたします。

第21号議案「長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案以外の報告事項についてご説明いたします。

損害賠償の額の決定について。

「妊娠・出産包括支援事業研修会」について、新型コロナウイルス感染症の影響により開催方法を急遽、完全オンラインによる実施に変更したことにより、講師が予約していた航空券の取消に伴い発生した損害賠償金3,540円を支払うため、去る2月8日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

子育て条例行動計画の中間見直しについて。

長崎県子育て条例に関する取組を総合的かつ計画的に進めるために策定しております「長崎

県子育て条例行動計画」については、策定から3年目を迎えており、現在、中間見直しの検討を行っております。

見直しに当たっては、現在の計画を基本としつつ、本県における少子化の現状や子ども施策の充実・強化に関する内容を整理のうえ、県議会及び長崎県子育て条例推進協議会においてご意見を伺いながら、一部見直しが進められている長崎県総合計画との整合性を図りつつ、見直し内容の検討を進めてまいります。

結婚支援事業の推進について。

「長崎県婚活サポートセンター」において実施しているお見合いシステムについて、昨年7月から、新規会員の登録料を半額にするキャンペーンを実施いたしました。

キャンペーンの間、テレビ局とのタイアップCMなどの広報に努めてまいりましたところ、新規会員数は、12月末までの5か月間で700名を上回り、現在、2,000名を超える会員の皆様に出会いの機会を提供しております。

今後、独身の方が望む出会いを提供できる環境づくりに努めるとともに、社会全体で結婚を応援する機運を醸成することにより、一人でも多くの方が結婚を迎えられるようサポートしてまいります。

「ながさき子育て応援の店プラス」キャンペーン事業について。

物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、子ども連れの方が利用しやすい店舗の設備や割引などのサービスを新たに始める、または拡充する店舗等に対し、最大30万円の助成を行う「ながさき子育て応援の店プラス」キャンペーンについては、去る1月25日からスタートし、3月24日までの約2か月間実施することとしております。周知については、既存の協賛店

舗への文書送付や業界団体等への説明を行っているほか、テレビなどで広報を行っているところでもあります。

今後とも、キャンペーンの一層の周知広報を行い、サービス内容の拡充や店舗数の拡大による子育て世帯の支援を図ってまいります。

児童相談所におけるSNS相談の開始について。

県では、国が行う「親子のための相談LINE」を活用し、悩みを抱える18歳未満の子どもとその保護者の方などを対象にしたSNSによる相談を今年2月から開始したところです。

「親子のための相談LINE」は、匿名でも相談が可能であり、24時間相談できる仕組みとなっております。平日9時から17時までは直接相談員が対応し、時間外に受けた相談に対しては、翌受付時間に相談員が対応することとしておりますが、夜間における直接相談対応が可能な時間の延長など、対応の充実についても検討しているところであります。

県といたしましては、こうした取組を通じて、今後とも子どもやご家庭の相談対応の充実を図ってまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条委員長】以上で説明が終わりましたので、これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第17号議案のうち関係部分及び第21号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出がありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【安藝福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料についてご説明いたします。

文教厚生委員会提出資料、福祉保健部の2ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金につきまして、令和4年11月から令和5年1月分の実績を記載しております。

直接補助金は、資料2ページから20ページに記載のとおりで計141件、間接補助金は、資料21ページから22ページに記載のとおりで計11件でございます。

次に、23ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件について、令和4年11月から令和5年1月分の実績を記載しております。資料23ページに記載のとおり、計4件で

あります。

次に、27ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、町村議会議長会、離島振興市町村議会議長会などからの計3件であり、それに対する県の対応は27ページから32ページに記載のとおりであります。

次に、33ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、令和4年11月から令和5年1月の実績は、長崎県福祉保健審議会福祉保健総合計画専門分科会など計18件となっており、その内容については資料33ページから50ページに記載のとおりであります。

以上で報告を終わります。

【徳永こども未来課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係資料についてご説明いたします。

2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件について、実績は1件であり、内容は記載のとおりでございます。

次に、3ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。長崎県保育協会、長崎県私立中学・高等学校協会ほか5名からの要望2件となっており、それに対する県の対応状況は3ページから15ページまでに記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【下条委員長】 次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、

ご覧願います。審査対象の陳情番号は83番、84番、3番、5番、9番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、感染症対策室長より補足説明を求めます。

【長谷川感染症対策室長】 それでは、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

相談体制につきましては、受診相談センターにおいて、県内全域を対象に、土日・祝日を含む24時間体制で、看護師による一般的な健康相談や診療・検査医療機関の案内を行っております。対応件数については、表に記載のとおりとなっております。

続いて、診療・検査体制につきまして、2ページをご覧ください。

発熱外来である診療・検査医療機関につきましては、できる限り多くの医療機関で対応いただくよう、県医師会などのご協力を得て拡充に取り組んでまいりました。2月14日時点で629施設を指定しており、人口10万人あたりでは、九州平均を上回る施設数となっております。

ここで、受診相談センター等から紹介可能な医療機関数として、資料に384施設と記載していますが、この数値については誤りがありましたので修正をお願いします。正しくは405施設でございました。629施設のうち64.5%の405施設が受診相談センターから紹介可能となっております。

また、県のウェブサイト公開しております診療・検査医療機関の検索マップにつきましては、アクセス数は延べ85万2,000回あり、わかりやすい情報提供ツールとして利用されております。

続きまして、3ページの地域外来・検査センターにつきましては、今まで稼働しております3医療圏に加えまして、島原地域においては、年末年始に発熱外来センターを設置し、発熱患者に対して診療・検査を行いました。

の休日等外来診療医療機関支援事業につきましては、流行状況や救急外来の逼迫状況等を踏まえまして、9月及び10月の土日・祝日、11月は日曜・祝日、また年末年始の期間に実施をいたしました。延べ502の医療機関、そのうち247医療機関は小児科対応でございましたが、ご協力をいただいております。約1万1,000の方が受診され、そのうち約7,300の方が発熱患者でございました。

なお、本事業につきましては、診療・検査医療機関の拡充等により、発熱患者も含めた休日診療体制がある程度整ったと考えられることから、1月末で事業を終了しております。

以上、ご説明しました発熱外来対応体制等の強化に加えまして、限られた医療資源を必要な方に提供するため、重症化リスクがなく症状の軽い方については、まずは自己検査を行い自宅療養いただき、その後、必要に応じて受診をしていただくことを方針として取り組んでおります。

自己検査を促す対策としまして、4ページの長崎県抗原定性検査キット配布センターにおきまして、抗原検査キットの自宅への配送を行っております。配布実績としましては、9月2日の運用開始から約6万9,800キットを配布して

おります。また、自己検査や無料検査で陽性となった方が、医療機関の受診をせずに陽性診断を受けて速やかに療養を開始できるように、4ページの陽性者判断センターを設置運営しまして、延べ1万4,848人の方が陽性登録をされております。

の国から無償譲渡された抗原定性検査キットの活用状況につきましては、昨年、国から抗原検査キットの無償譲渡があり、外来医療の逼迫等への対応のための約26万キット、高齢者施設等への集中検査対応として約92万キットの提供がありました。その活用状況の内訳については、記載のとおりでございます。

なお、この有症状者への個別配送当の無料の抗原検査キット配布事業につきましては、臨時交付金により実施をしておりましたが、今年度で事業は終了といたします。

この事業につきましては、医療機関の負担軽減を図る効果とともに、自己検査を促す効果もあったと考えられます。一方で、インフルエンザとの同時流行への対応としては、事前のキット購入も勧奨していることから、無料のキット配布については今年度で事業を終了とし、次年度以降は引き続き県民の皆様には検査キットの自己購入を促してまいります。

また、資料に記載してはおりませんが、その他、年度末で終了いたします臨時交付金の地方単独事業として行ってまいりました主な事業についてもご説明をさせていただきます。

入院・入所前のスクリーニング検査と健康管理アプリであるNチャット利用の無償提供の事業につきましては、今年度末で終了となっております。

入院・入所前等のスクリーニング検査事業につきましては、令和2年10月から、新型コロナ

ウイルス感染症の医療機関や高齢者施設等の院内感染や施設内感染を未然に防止することを目的としまして、入院、入所前に実施するPCR検査等の経費への補助を行ってまいりました。

医療機関や高齢者施設等の安心・安全面での一定の効果があったとは考えられますが、現在のオミクロン株流行下における施設内感染対策としての費用対効果等を総合的に判断しまして、事業を終了としております。

Nチャット事業につきましては、日々の体温や症状等を入力して健康管理をするアプリを提供する事業ですが、このアプリが企業や介護施設、教育機関等で活用されたことにより、職員個人が日々、自分の健康管理をすること、また組織的に健康管理を行うといったことが習慣づけられつつあると考えております。

また、現在、内閣府が紹介しております有償、また無償の健康アプリも複数あることから、その活用を促すこととし、当事業につきましては本年度で終了といたしました。

続きまして、療養体制についてご説明を続けさせていただきます。

6ページをご覧ください。

自宅療養についてです。自宅療養者に対しましては、65歳以上の方など重症化リスクが高い方へパルスオキシメーターを全員に貸与するとともに、保健所もしくは健康観察センターでの毎日の健康観察を実施しているところです。それ以外の方に関しましても、希望によりパルスオキシメーターを貸与し、体調不良時は健康観察センターへ相談していただくという態勢にしております。

6ページ、の宿泊療養施設につきましては、全ての医療機関において、宿泊療養施設を確保しております。社会経済活動の回復に伴いまし

て、ホテルの需要の高まりから宿泊療養施設の借上げが困難になってきており、これまでに2施設を閉所しまして、現在は14施設、626室となっています。

7ページ、(2)入院医療体制につきましては、緊急時の最大確保病床として、現在は681床を確保しております。

続きまして8ページ、9ページの感染ピーク時の医療体制の構築や、感染拡大に対応した保健所対応の強化、(5)高齢者施設等への医療支援体制の強化、また4の後遺症にかかる診療体制につきましては、資料記載のとおりとなっています。

続きまして10ページ、ワクチン接種についてご説明をいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、令和4年9月22日から、初回接種を完了した12歳以上を対象にオミクロン株対応ワクチン接種を開始しております。令和5年2月19日時点におきまして、オミクロン株対応ワクチンの接種率は、表の右端に記載しておりますが、全人口に対しては47.1%、全国平均の43.4%を上回っている状況です。また、高齢者施設に対しては75.2%の接種率となっています。

県新型コロナウイルスワクチン接種センターのこれまでの実績については、資料記載のとおりとなっています。また、接種促進に向けた取組については、11ページの上段に記載のとおりとなっております。

続きまして、PCR等の検査無料化事業につきましては、現在は、感染不安を感じている方で無症状者を対象とした一般検査事業を行っております。資料では、3月以降の実施については検討の協議を行うとありますが、協議の結果、現時点では3月末までは実施することとなりま

して、4月以降の実施につきましては、感染状況も踏まえまして、必要であれば実施に向けて国と協議を行う予定としております。

以上、新型コロナウイルス感染症についての説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【下条委員長】次に、障害福祉課長より説明を求めます。

【吉田障害福祉課長】第2期長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画案の概要について、資料に基づいてご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

1、計画策定の趣旨でございますが、本計画は、ギャンブル等依存症対策基本計画に基づきまして、国が示した基本計画の変更点や社会状況の変化等を踏まえたうえで計画策定を行うこととしております。

2の計画の基本理念でございますが、精神疾患に位置づけられる病的ギャンブラーだけでなく、日常生活に問題が生じている問題ギャンブラー、さらには問題のないギャンブラーやギャンブルをしない一般県民も対象に、問題の程度に応じ、予防的な対策や進行予防、回復支援を適切に組み合わせた対策を実施するとともに、本人、家族が日常生活、社会生活を円滑に営むことができるように支援することとしております。また、多重債務や自殺等の問題に関する施策等との有機的な連携を図ることとしております。

3の計画期間ですが、令和5年度から令和7年度までの3年間としております。

4、計画策定の体制につきましては、医療・福祉・保健・教育・司法関係者や警察関係者や民間団体、事業者等に委員に就任いただいております長崎県依存症対策ネットワーク協議会ギ

ャンブル等依存症専門部会において、計画の内容について協議を行っていただいているところでございます。

5、計画の特徴及び6、計画の体系につきましては、計画素案と同様に6つの基本的方向性と3つの段階的施策として取りまとめ、事業者や関係団体等との取組も含め記載しており、修正はございません。しかし、社会情勢の変化や施策の進捗状況等も踏まえ、計画策定後においても必要に応じ見直しを行うこととしております。

2ページをご覧ください。

7、素案からの主な修正点についてでございます。まず、3ページの序章4、ギャンブル等依存症の定義、(1)法的定義に記載してありましたゲームの課金に関する記載について、法的定義との誤解を与える可能性があることから削除しております。

また、2019年にWHOが公表しているICD11について、厚生労働省にギャンブル等依存に関する確認を行ったところ、現時点で国ではまだICD10を採択しており、ICD11の採択は未定との回答であったため、現計画のICD10の「病的賭博」という表機に戻しているところでございます。

また、パブリックコメントのご意見をを受けて、国際疾病分類のICDの表記を、正式名称である「疾病及び関連保険問題の国際統計分類」へ修正、また、ゲーム依存を説明する注釈文章について国へ確認のうえ、医学的定義や病態について、まだ調査・研究を行っているところとの回答を受け、表現の修正を行っているところでございます。

しかし、精神医学上の定義については検討中でございますが、ゲームへののめり込みの状態、ギャンブル依存の問題との共通点が多いため、

今後、国の動向や社会状況の変化を注視しつつ、本計画の中でも予防や相談などの対策を講じる必要があると考えているところでございます。

第2期長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画については以上でございます。

続きまして、第4期長崎県自殺総合対策5か年計画案の概要について、資料に基づいてご説明いたします。

まず1ページをご覧ください。

1、計画策定の趣旨でございますが、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する様々な分野の機関や団体が、それぞれの役割を担い連携して取り組んでいくための計画として、長崎県の自殺対策の基本方針を掲げ、各関係機関等との自殺対策についての具体的な取組を整理、集約するものとしております。

なお、令和元年度に全ての市町で、地域の実情に応じた計画が策定されており、自殺対策を広域で総合的に推進していくため、引き続き各市町と連携、協働し、自殺対策に取り組むこととしております。

続きまして2、計画の基本理念でございますが、第3期計画期間中の平成29年から令和3年までの5年間の自殺者数は978人であり、第2期計画期間中の自殺者1,231人と比較すると20.6%減少しました。

また、令和3年の自殺死亡率は、人口10万人当たりの自殺者数14.4で、第3期計画に掲げた数値目標14.3以下は達成することはできませんでしたが、令和3年の自殺死亡率は全国でも46位と、47都道府県中2番目の低さとなっております。

一方、依然として中高年の自殺が大きな割合

を占める中、減少傾向にあった20代、30代の自殺死亡率が増加に転じるなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなども要因の一つと考えられます。

そのため、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱の見直し等の国の動向、第3期計画までの取組の成果などを踏まえ、「命支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、総合的に自殺対策を推進してまいります。

3、計画の期間ですが、令和4年度から令和8年度までの5年間としております。

4、計画の策定体制につきましては、医療・福祉・保健、司法関係者、警察、民間団体など、長崎県で構成しております長崎県自殺総合対策連絡協議会において協議を行い、策定することとしております。

5、計画の基本的な方針といたしましては、（1）生きることの包括的な支援として推進することなどをはじめ6項目を掲げ、対策を推進してまいります。

2ページをご覧ください。

6、第4期計画の施策として13項目ございます。今回、国の大綱において「女性への自殺対策をさらに推進する」という項目が新たに追加されております。コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどを鑑み、本県計画においても新たな項目として追加することといたしました。

13項目の施策を総合的に推進してまいります。コロナ禍における全国的課題及び本県における自殺の現状を踏まえ、（1）子ども・若者の自殺対策をさらに推進する、（2）女性の自殺対策をさらに推進する、（3）自殺対策に

係る人材の確保・養成及び資質の向上を図る、以上3項目を特に集中的に取り組む必要のある施策として設定し、取組を推進してまいります。

7、計画の体系でございますが、自殺対策の基本的な方針を踏まえ、各機関・団体等が13項目の施策を総合的に推進し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すこととしております。

8、数値目標は、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、当面の目標として、令和8年までに県内の自殺死亡率を平成27年と比べ30%減少させることとしております。

3ページをご覧ください。

最後に9、計画素案からの主な修正点でございますが、長崎県自殺総合対策連絡協議会等からのご意見による修正を3点行っております。

まず、序章の2、計画の性格への、自殺対策を広域で総合的に推進していくため、引き続き各市町と連携・協働し、自殺対策に取り組むこと、及び国大綱、各市町計画との関係性について図解を追加いたしました。

また、第3章のアクションプランのうち「1、子ども・若者の自殺対策をさらに推進する」、「9、社会全体の自殺リスクを低下させる」へ、ケアラー支援に関する取組を追加しております。

続いて令和4年12月19日から令和5年1月19日の期間に実施いたしましたパブリックコメントのご意見による修正点として、第3章の「9、社会全体の自殺リスクを低下させる」へ、在留外国人への支援の充実について追加しております。

なお、各施策につきましては、自殺をめぐる諸事情の変化、施策の推進状況を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととしております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【下条委員長】次に、原爆被爆者援護課長より説明を求めます。

【犬塚原爆被爆者援護課長】それでは、広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会、いわゆる八者協の要望、長崎県素案につきまして、現時点での検討状況を説明させていただきます。

資料は、「令和6年度政府予算に係る広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会要望について」をご覧ください。

まず、八者協の概要について説明させていただきます。

八者協は、原爆被爆者の援護対策の強化・促進を図ることを目的に、被爆地であります広島県、長崎県、広島市、長崎市の4県市の知事、市長並びに4県市の議会議長の8者で、昭和42年11月に設立された組織であります。

例年、7月上旬ごろまでに要望書を取りまとめ、国の概算要求に間に合うよう、7月20日前後に、政府並びに国会等に対して要望を行っているところでございます。

したがいまして、今回は令和6年度政府予算に対する要望の本県素案といたしまして、行政側で作成いたしました要望書の素案をお示ししております。

この素案をもとに、委員会でのご意見を踏まえまして、今後の八者協の協議の場へ提案してまいりたいと考えております。

続きまして、要望書の素案について説明させていただきます。資料2ページをご覧ください。

対照表の形式としております。左側が昨年要望、右側が本年の長崎県素案でございます。変更した箇所を朱書きにてお示ししております。主な変更部分について説明させていただきます。

5ページをお開きください。

要望項目の第2、保健・医療・福祉事業の充

実の小項目1「より被爆者救済に立場に立った建白書認定制度の運用」について、昨年要望では、行政認定と司法判断の乖離について記載しておりましたが、令和2年6月以降、国の審査会が却下した申請が司法判断で覆された事例がなく、また、現在係争中の裁判もないことから、当該部分を削除しております。

9ページをお開きください。

第5、「『第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会』での早急な検証等の実施」でございます。

いわゆる広島県の「黒い雨」訴訟への対応についての要望でございますが、1段落目と2段落目については、昨年要望時から大きな動きがございませんので、時点修正のみの変更としております。

10ページをお開きください。

3段落目は、被爆体験者支援事業の拡充についての要望です。これまでの要望活動の結果、令和5年度から医療費助成対象となる疾病にがんの一部が追加になるなど、大幅な拡充が行われる見込みとなっております。しかしながら、対象となるがんが限定されていることや、原爆投下時に胎児であった者が事業の対象外となっているなどの課題が残っておりますので、事業のさらなる充実を求める内容に修正しております。

続いて、同じく10ページの第6、「被爆二世の健康診断内容等の充実」でございます。

これまでの調査・研究におきましては、親の被爆に伴って子のがん発生リスクが上昇するという科学的なデータは得られておりません。しかしながら、被爆二世の方々は、がんに対する不安を抱く年齢になっておられることから、国外に居住する被爆二世も含めて、がん検診の追

加など健康診断内容のより一層の充実を、被爆二世の数や健康状態を把握するための実態調査を国において実施するよう求めるという要望内容としております。

以上が要望内容の概要でございますが、この要望文案はあくまでも長崎県としての案、いわゆるたたき台というものでございます。今後、八者協の協議に提案してまいります。4県市がそれぞれ案を持ち寄り、合意をなされたものが要望文として決定されることとなります。このため、本県の提案が反映されない場合もございます。

また、要望を行う7月までの間に情勢が変化し、要望内容を修正する必要がある場合もありますので、その点につきましては、どうぞご了承を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、八者協の協議により決定された要望文につきましては、要望実施の前に改めて委員の皆様方に説明させていただきたいと考えております。

以上で、原子爆弾被爆者援護対策に関する要望書素案についての説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【下条委員長】 それでは、まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【松本委員】 現場からの声でしたので、2点質問いたします。

新型コロナウイルス感染症は5月より5類へ移行するということではありますが、やはり本日も133名の感染者が出ております。多くの方

が、5月で大きく変わることに不安を抱えている中で、先ほど説明もありましたが、新型コロナウイルス感染症のスクリーニング事業についてでございます。

これは、院内感染を未然に防止する目的で、令和2年10月から入院前のPCR検査の補助を実施していました。この事業が、先ほどの報告にあるとおり今月末をもって終了することに対して、医療現場から不安の声が多数上がっております。

事業終了の経緯について、説明をお願いいたします。

【長谷川感染症対策室長】新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業につきましては、臨時交付金の地方単独事業としまして本県独自に、患者が入院する前に実施するPCR等検査費に対しまして補助を行ってまいりました。

全国的にもまれな補助事業であり、九州内では本県のみのお取組ではありますが、令和5年度は活用できる十分な国の財源がございません。令和4年度の事業費見込み額は、医療機関分のみでも約6億7,800万円で、今年度の実績としましては、令和5年1月末までの検査件数は約9万5,000件で、陽性率は約0.7%でした。

また、現在主流となっているオミクロン株は感染力が高く、入院時検査で陰性でも入院後に陽性化した方から院内感染が広がったり、面会者や従事者からのウイルスの持ち込みによる院内感染が起こるリスクが増加しております。

第8波におきましては、他県と同様に本県におきましても多くの院内感染、またクラスターが発生いたしました。現時点において、入院時のスクリーニング検査が院内感染対策としての効果を十分発揮しているとは言えない状況となっております。このような状況を踏まえまして、

費用対効果など総合的に判断した結果、当事業については終了といたしました。

院内感染をゼロとすることは事実上不可能でありまして、医療機関においては、感染を疑う場合に通常診療での検査実施による早期発見、早期対応など院内感染対策に努めていただくようお願いしてまいります。また、院内感染対策に関する具体的な内容につきましては、学会のガイドライン等に沿った対応について医療機関へ推奨してまいります。

【松本委員】医療現場で心配されるのは、先ほど説明にありましたとおり、これまで9万5,000件の検査を病院で実施して、費用で6億7,000万円かかっている。これを、このとおりになるわけではありませんが、病院の負担でこれからやっていかなきゃいけない、もしくは患者が負担しなきゃいけないということ。そして、これは任意になっていますから、しない状態で、もし院内感染、クラスターが発生した時の不安感、そういったものが医療現場にあると思います。

ただし、今の答弁にあるとおり陽性率が1%を切っていること等、現状の中でする必要があるのかという総合的な判断で今月末で終了するということではあります。それはわかるんですけども、負担をしなきゃいけない医療現場や患者のことを考えた時に、不安をちゃんと払拭できる丁寧な説明をですね、もうあと3週間後ですので、こう決まっていますからとばっさり切るのではなくて、医師会、各病院に説明をするべきだと思いますが、そちらの対応についてはいかがでしょうか。

【長谷川感染症対策室長】本事業の終了につきましては、ただいまご説明をしました経緯も含めまして、補助事業者や関係団体へ文書により通知をしているところです。今後、質問等に対

しましても丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

【松本委員】 今後、絶対にクラスターが起きない保証はないわけですよ。万が一の非常事態が起きた時はもちろん国も対応すると思いますし、その時の対応はまた別の話。現状での話でありますので、不安感を与えないように、しっかりと寄り添って対応をしていただきたいと思います。

それともう一つが、これも看護連盟からですが、コロナ禍で看護職員の負担が増加しております。実際にどうだったかという、離職率のことを非常に心配しておられました。

まず、本県の看護職員の離職率の推移についてお尋ねいたします。

【峰松医療人材対策室長】 本県の看護職員の離職率につきましては、県のナースセンターが調査を実施した結果、平成29年から令和2年度につきましては8.9%から9.6%の間で推移をしておりましたが、令和3年度末で調査をいたしましたところ、令和2年度と比較して0.6ポイント上昇し10%となっております。

【松本委員】 微増ではありますが、令和4年度がどうなっているかも含めて、今までよりも看護職員の負担は増えているわけでありまして、いろいろなことを考える職員の方もいらっしゃると思いますが、そういった中で国が処遇改善の手当てをしています。一時的なものもありましたが、今回はその中でも特に、新型コロナウイルス感染症対応など一定の役割を担う医療機関については、看護職員処遇改善評価料が新設されました。

処遇改善がなされた医療機関は、もちろん負担がありましたから処遇改善されます。しかし、それを対応しない医療機関ではそのままの状態

ですので、そこでやはり処遇の格差が出てきます。そうすると、処遇のいいところに人が流れるおそれもありますし、今後の看護職員確保のマッチングに差が出るのではないかと懸念の声も上がっております。そちらについてはいかがでしょうか。

【峰松医療人材対策室長】 今回、看護職員の処遇改善評価料の対象となりました施設基準では、救急の搬送件数が年間200件以上ある施設という要件も加わっております。つまり急性期対応の医療機関となっており、こういった医療機関での採用の対象は、多くが新卒の看護職員となっている状況と考えております。その他の施設につきましては、既に資格を持った方の転職、再就業といった採用がほとんどではないかと認識しているところでございます。

今ご指摘のございました評価料の新設と処遇改善に伴いまして、看護職員確保に差が出るのではないかとこのところですが、現時点では、それを理由にした格差は、こちらとしては把握していない状況です。

ただ、毎年ナースセンターで求人求職状況については調査をしております、求人に対する充足率が令和2年度は69.5%、令和3年度につきましては87.7%と若干上がっているところ。この上昇の部分について分析をいたしますと、常勤職員につきましては61.1%、非常勤が102.5%、臨時職員が93.8%ということで、求人側が常勤を求めるのに対して、非常勤や臨時職員でのマッチが高くなって、令和3年度は総体的に上がっているのではないかと分析しております。そういった現場とのミスマッチが生じているのではないかとこのところは認識しているところでございます。

【松本委員】 やはり夜勤が負担になるとか、処

遇は高いけれども大きい病院がいいなど、それぞれの方の事情があると思います。一部現場の方の話では、みなとメディカルで看護職員が足りなくて、みなとメディカルが、もうどうしようもなく多額な入社経費を出したという話を聞きました。

そういった経緯もあって、最近では有料職業紹介事業、特に最近、ナースパワーというCMをよく見ますけれども、この紹介を使う医療機関が増えていると。その紹介料があまりにも高額になっていて、医療機関の経済的負担が大変厳しいと。公的にもやっているのに、なんでこちらに高額を払うのかということに対して相談が何件か私にもきました。

このマッチングを高めていく対策を今後どのように考えておられますか、お尋ねします。

【峰松医療人材対策室長】先ほど申し上げましたミスマッチの状況を解消するために、無料職業紹介事業所であるナースセンターにおきましては、看護職員が相談員として対応しております。この専門性を生かしまして、求職側のニーズと求人側のニーズが合うような助言といえますか、施設側に対しては、常勤を求めるのではなくて時間帯を区切った形で、より求職者の方の要望に合うような形で求人情報を出していただくとか、そういったより細かな対応を進めてまいりたいと思います。

有料職業紹介事業を使う医療施設側の事情としては、急な対応に、民間事業者は全国からストックを探して紹介していただけるといった強みもあるようですので、ナースセンターでも、より求職者の登録数を増やす、あるいは施設側の求人・採用情報をもっと増やしていくような取組を進めていただけるよう、県としても支援してまいりたいと思います。

また、先ほど、急性期対応の医療機関では新人職員が採用のほとんどだと申しましたが、こちらにつきましても県で無料の合同就職説明会を開催して、県の医療機関が高額な出展料等を支払わずとも、県内の学生等の合同就職説明会に参加できるような体制を県としても引き続きとっていきたいと考えております。

【松本委員】ナースセンターが今、職業紹介をしていて、予算も1,600万円かけているわけです。ここは看護協会がされています。

実際にそこを通じて何名就職したのか、参加実績とか、参加施設等あれば、お尋ねをいたします。

【峰松医療人材対策室長】令和3年度の実績で申しますと、ナースセンターにご相談いただいて就業された方が769名いらっしゃいます。ただ、令和3年度につきましてはワクチン接種会場での求人情報も多くございましたので、例年500名前後で推移しているところ、少し増加した形で実績としては上がっているところでございます。

【松本委員】これは医療、福祉、看護師だけの話ではなくて、今後、人材の取り合いが全国で展開されるのではないかと。これは介護も保育も一緒だと思うんです。中央で人材が足りないということで、全国規模の企業が紹介所を通じて日本中から人を集めている。そうすれば、地元でいくら頑張っても県外に引っ張られていくということが、今後大きな課題になってくるのではないかと。特に医療、介護、保育は人の生活に直接影響しますので、そういった時に大手の全国規模の紹介所に対しての対応策も、これはあらゆる分野で考えていかなきゃいけないかなと私は思います。

教員もそうだったんですけど、Uターン、I

ターンをする看護、介護、保育の方々に対してのインセンティブを長崎県が考えていくことで、全国規模の首都圏や関西圏の大都市圏に対抗措置をとっていかなければ、どんどん人材が都市部に抜かれていく。女性の流出が高まっている要因だと思いますので、そこも課題として問題提起をさせていただいて質問を終わります。以上です。

【下条委員長】ほかに質問はございませんか。

【饗庭委員】1点だけ質問させていただきたいと思います。こども政策局の中で、「ながさき子育て応援の店プラス」キャンペーン事業についてお尋ねをします。

前回もいろいろ議論があったかと思いますが、子育て世帯を支援するためということでございました。現在、この店の参加がどれくらいあるのか、それが予算の何パーセントくらいに当たるのか、お伺いいたします。

【徳永こども未来課長】今お尋ねがございました「ながさき子育て応援の店プラス」キャンペーン、10月補正だったことがあって、どうしてもキャンペーンの開始期間が1月25日からとなったんですが、現在、1か月弱の状況で約400件のお申し込みをいただいているところでございます。

予算の執行率、詳しくは出していませんけれども、目標としている件数が1,000件から1,500件ですので、正直、あと1か月くらいキャンペーン期間は残っているんですけど、もうちょっと頑張りが必要かなと思っているところでございます。

【饗庭委員】なかなか、今の状況では少ないのかなと思うんですけども、今後増やしていくのか。3月24日までということで、その事業が終了するに当たっては新たな支援策を今後考え

ていくのか、継続して行うのかお伺いします。

【徳永こども未来課長】現在、3月24日までがキャンペーン期間となっておりますが、実は今回の予算でも一応、繰越明許ということで上げさせていただいているところでございます。

これに関しては、今後の申請の状況は一定確認する必要がありますが、基本的にはキャンペーンの期間が短かったことを踏まえて繰越を行っておりますので、その分、キャンペーン期間の延長を検討してまいりたいと考えているところでございます。

【饗庭委員】キャンペーン期間を延長するということであれば、これは物価高騰の影響を受ける子育て世帯に支援になっているというふうに捉えておられるのか、お伺いします。

【徳永こども未来課長】今回申請をいただいた業種は、飲食とか小売りとか、あるいは理美容業といったところが多いんですけども、いずれも物価高騰の影響を受けて、メニューなど値上げをされているところでございます。そういったところでキャンペーンを使って新たに子育ての支援メニューをつくっていただくのはありがたいことだと思っておりますので、ぜひしっかり活用していただいて、できるだけ多くの店に参加していただきたいと思っているところでございます。

【下条委員長】ほかに質疑はございませんか。

【前田委員】議案外の説明の中で、外国人介護人材の受入れについてとありました。ベトナム、ダナン市の大学と覚書を結んで、技能実習生を推薦してもらおうと。

2025年に2,000人が不足するだろうと推測されている中で、外国人の介護人材は非常に貴重だと思うんですけど、今現在、県内にどれくらいいるんですか。

【尾崎長寿社会課長】長崎県で働いています外国人の介護人材についてのお尋ねでございます。在留資格別に申し上げますと、在留資格介護が令和4年6月で92人、技能実習生が令和4年10月で153人、特定技能が令和4年6月現在で34人ということで、現在は約270人の方が長崎県の介護人材として働いている状況でございます。

【前田委員】それは非常に貴重な戦力だと思うんですけども、県の技能実習生の経緯を見ると、農業も含めて、あまりにもベトナムにばかり過剰に期待しているような気がするんです。よくよく聞くと、ベトナムの方もなかなか人材の供給が難しいと言われている中で、ベトナム以外の国に対する技能実習生の働きかけは考えていないのかということと、今おっしゃったような形で270人の方がいる中で、安心して就労できるように、どのような支援を県として展開しているのか。県として、技能実習生を含めた外国人の就労者に対する支援が、正直私たちは目に見えて感じる事が無いので、具体的にどういう支援をしているのか、もしくはこれからしようとしているのか、ご答弁いただきたいと思えます。

【尾崎長寿社会課長】技能実習生につきまして、現在、介護人材につきましては、友好交流関係にありますベトナムの3大学と覚書を締結し、そちらからの推薦増ということで動いております。

他の国にも働きかけを行わないのかというふうなお尋ねだったかと思えます。ベトナムの大学につきましては、覚書の締結とともに確実に推薦人材を増やしていくこと自体が可能であると考えておりますので、まずはベトナムに向けての対策をしっかりとやっていきたいということでございます。

それ以外の国につきましても、それぞれ県内の監理団体等と連携いたしまして、可能であればフィリピンとかミャンマーとかネパール、あるいはインドネシアとか、そのほかの東南アジアの国々からも実際に入国している実績がございますので、そういった先進事例などを他の長崎県の介護事業所にもご紹介しながら、そういった国からについても、県として何らかの動きができないかということについて今後検討してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

それから、長崎県で働く外国人材の就労環境についての支援ということでございます。基本的に県といたしましては、日本語教育につきまして、長崎県で働いています外国人材に研修事業を実施しておりまして、現在はオンライン等で個別の研修についても対応しているところでございます。

それ以外に、国際課では電話での相談窓口がありまして、地域において、長崎県においてしっかりと働いていただける環境づくりに、国際部局とも連携して対応してまいりたいと考えております。

【前田委員】ご答弁いただきましたので、ベトナム以外の国についてもですね。ベトナムの大学とそういう約束をしていても、政治情勢を含めてどう変わるかわからない中では、少しネットワークを広げていただきたいと思えます。

それと併せて就労の支援もご答弁ありましたが、就労というよりも生活支援全般、市町と連携をとって支えてあげてほしいと要望しておきます。

次に、医療的ケア児の支援に、今般、教育委員会や福祉の方からもやっと目が向いてきたのかなと非常にありがたく思っています。子ども

たちの状態とか年齢によって様々、行政に求められるニーズ、必要なサービスは違ってくると思っています。

私たちがご相談を聞く中で、保護者の方が一番負担に思っているのは、特別支援学校とかに通う医療的ケア児、吸入が必要な子どもたちの通学の支援です。これは教育委員会に随分ご相談してもなかなか、教育委員会の中だけのフィールドでは解決できなくて、やっぱりどうしてもそこは、吸引等をサポートする医療・福祉分野での人材の育成が必要だと思っています。

この点については、教育委員会とも何か協議をしているのか、そういうことが協議の俎上の上のっているのか確認し、もしのっていないとするならば、医療福祉分野の方からしっかりした解決というか対策を検討してほしいと思いますので、ご答弁をいただきたいと思います。

【吉田障害福祉課長】特別支援学校への通学等に対する支援というご質問でございます。

医療的ケア児の実態調査をする中でも、レスパイトの話、保育所への通園、また特別支援学校への通学についてお困りの状況でございます。

今、国におきまして医療的ケア児支援法が昨年度施行されたことを受けて、様々な支援策がございます。その中で、特別支援学校への支援に関する制度もできているところでございます。

各県で、まだ数は少ない状況でございますが、幾つかの県で特別支援学校への通学支援ということで補助を実施されているところがございます。ただ、やっぱり自治体の持ち出しも大きな財源負担がございます、これにつきましては教育委員会と我々とも連携しながら、先ほどのレスパイトの事業も同じ状況でございますが、

国に、さらなる財政措置の要望について、連携を取りながら実施しているところでございます。

【前田委員】レスパイトというよりも、この間、記事が出ていましたけど、熊本などでNPOの中でモデル的にやろうという動きもありますから、ぜひその辺は、そういったものを行政で難しければNPOでやっていただくようなことも含めて、そういうことに対する理解をしてもらうことと人材の育成、スキルの習得、そういうものを含めて、国の指針を待つんじゃなくて積極的な取組を期待したいと思います。

なぜならば、もう親御さんたちが疲労困憊していますもんね、正直。そういう状況を早く解決してやるのが、その人たちにとって、さらに頑張ろうという意欲にもつながりますから、ぜひその点は部長、ご検討をお願いしたいと思います。

最後に「ながさき子育て応援の店プラス」キャンペーン、先ほどご答弁がありましたけれども、当時、この予算を審査した際に、直接支援をした方がいいんじゃないかというやりとりもあったと思うんです。今般、お米を提供するという話で、それはそれで一歩前進したと思います。

その新聞報道を見ると、非常に手続が手間のよう、住民票が必要だというふうな記載も含めて見たところ、実際これ、どういう形で本人たちに支給されるのか、手続を含めて説明を求めたいと思います。

【平川こども家庭課長】県産米の配布のお尋ねでございます。

現在、どのようにして配布をするかといったところ、米の小売店に対する説明とか、そういった全体の流れについて確認をやっているところでございます。

委員ご指摘がございました、実際にお米を必要とする方の申請の方法は、申請に当たって住民票の添付といった情報がございましたけれども、具体的にはまだこれといったものを決めただけではございません。

ご指摘のとおり、できるだけ簡便に確認ができる方法はぜひ考えて、実際にそういった方法でやっていきたいとは思っております。今、具体的にこうした方法でとお示しすることはできませんけれども、負担の少ない方法を考えていきたいと思っております。

【前田委員】ぜひ、予算を通していきますので。長崎県が全国で初めてではなくて、大阪とか北海道とか、各市町の中でも実行している事例がありますから、そこは速やかにお示しいただきたいと思えます。報道等を受けて、そこに期待する方たちもいらっしゃいますので、速やかに行きわたるよう、そして、予算を十分しっかり使ってもらおうというか、手間がかかるから申請しないよということがないようにしてほしいと思えますので、その点、年度末で大変でしょうけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

【下条委員長】ほかに質疑はございませんか。

【宮本委員】議案外の質問をさせていただきます。2点質問いたします。

まず1点目ですけど、電子処方箋についてお尋ねをいたします。電子処方箋が1月末から全国的に運用が始まりまして、医療分野におけるDXという観点からは非常に重要であると考えております。マイナンバーカードが保険証になるとか、医療分野でもDXが進む中、電子処方箋というのは非常に大事だろうと私も考えております。

まず、電子処方箋についてメリット、デメリット、

様々あるうかと思えますが、まずは県の受けとめ、考えをお聞かせいただければと思えます。

【斉宮薬務行政室長】電子処方箋につきまして、私ども薬務行政室は薬局部門の担当部署になりますので、その立場からお答えさせていただきます。電子処方箋は、基本的には国が進めておりますオンライン資格確認システムが今年4月から本格稼働という中で、このオンライン資格確認システムに電子処方箋の管理システムがのっかるような形で推進されるものと考えております。

薬局部門におきましては、オンライン資格確認システムの中で、患者情報が、他科を受診した場合においても一括して、このシステムのクラウド上で確認される形になります。薬局としましては、電子処方箋の受け入れをすることによって、その中で例えば重複投与であったり、併用禁忌であったり、薬剤師が監査していたところにつきましても、このシステムで実際にチェックができる非常に有用な部分もありますので、こちらにつきましては国が進めている中で、電子処方箋についても推進していくような立場ではないかと考えております。

【宮本委員】これが実際に長崎県でどれくらい対応が可能なのかということを確認させてください。

【斉宮薬務行政室長】電子処方箋は本年1月26日から運用開始となっております、約1か月半経過しておりますけれども、県内の薬局の運用状況につきましては、県薬剤師会に確認したところ、現在、電子処方箋管理システムを導入し対応可能な薬局は1件と聞いております。全国におきましても、令和5年2月19日現在において684件の整備数となっているようでございま

す。

【宮本委員】1件ですね。非常に少ないなという印象です。

やっぱり導入するに当たって課題がいろいろあるんだろうと思います。システム導入費とか人手とか、周知不足とか、いろいろあるんだろうと思いますが、これがなかなか進んでいないという言い方が適切かどうかですが、課題はどういったものがあるか、わかっている範囲で教えてください。

【斉宮薬務行政室長】本年2月27日に厚生労働省において開催された第1回電子処方箋推進協議会の資料によりますと、電子処方箋に対応するための電子保全管理システムの導入については、本システムの導入に当たり、薬局内にレセプトコンピュータとの接続改修工事が必要となるのですけれども、その改修工事を行う業者の需要が一気に増加している状況にありまして、全国的な対応遅延が生じているという内容でありました。

そこで、県内の状況について県薬剤師会に確認したところ、状況は全国と同じであるというふうなことでありました。

ただ、県内の薬局には、設置業者宛てに設置依頼を既に行っている業者が多数存在しておりますので、これらの問題が解決していくと、今後、設置が増えるのではないかと考えております。

【宮本委員】レセプト改修工事の業者に殺到していると、全国的に見てもそれだけ期待感が大きくて、やろうという薬局は多いんだろうということですね。よって今後、交通整理ができれば整備体制が進んでくると理解をいたしました。

オンライン診療とかオンライン服薬指導もありますし、今後、飛躍的にこういったDX化が

進めば、先ほど室長が言われた重複投与とか禁忌のチェックが簡便にできる利点もありますので、電子処方箋の普及については、引き続き県としても取組を進めていただきたいと要望させていただきます。

もう1点です。放課後等デイサービスについて、県民の方にいただいたご相談です。これは障害福祉課になるかと思うんですが、放課後等デイサービスの利用料金について、県民の方からご相談をいただいて。

私も勉強不足で初歩的な質問で申し訳ありませんが、放課後等デイサービスを利用するに当たり、世帯の所得によって利用料金が違うのか、県によって違うのか、もしくは全国的に一緒なのかと言われたことがありまして、これについてまず教えてください。

【吉田障害福祉課長】放課後等デイサービスの利用料金については、基本的に自己負担部分がございます。1割負担、所得に応じて、手元に資料がございますが、3万5,000円が上限だったかと思います。生活保護世帯であったり非課税世帯で、9,300円であったりゼロであったりという負担区分になっていたかと思います。それ以外の部分については、国が2分の1、県4分の1、市町4分の1という負担割合になっております。

【宮本委員】確認です。それは全国统一なんですか。そこがわかれば教えていただければと思います。

【吉田障害福祉課長】後ほど資料をお持ちいたします。

【宮本委員】言わんとしていることは、子育て関係で児童手当は所得制限を撤廃するという国の動きがある、所得に応じて利用料金に差が出てくることはいかなるものかなということなん

です。これは今解決できる問題じゃなくて、非常にハードルは高いと思いますが、ひとつ問題提起として、県も考えていただきたいと思うので質問いたしました。

これも後ほどで結構ですけど、子育て関係に関して、ほかにも所得によって利用料金が違うものがある、取りまとめてお伝えいただければと思います。以上です。

【下条委員長】ほかに質疑はございませんか。

【坂本(浩)委員】1点だけ質問させていただきます。先ほど、部長説明にもありましたが、「長崎の黒い雨等に関する専門家会議」報告書に対する国の見解についてです。

これは一般質問でも取り上げさせていただきました。2月16日付で2項目の新たな国への要望を出したということで、一般質問の後も被爆体験者の皆さん、支援者の皆さんから、県と長崎市の取組に高い評価と感謝の声が届いております。

ただ、この要望を受けて国が動くかという懸念が残っているわけでありまして、そういう意味でいきますと、要望した内容は、必ずしも国がしなくても、長崎にある国立の追悼祈念館にある原爆記録証言集でありますし、もう一つはA B C Cの後継組織である放射線影響研究所、長崎にもありますので、そこできちんと調べることができるんじゃないかと思います。国が動かないなら県、市で独自に動いて、そこら辺の下調べぐらいはやったらいいんじゃないかというふうな声がありましたけれども、そこら辺について、認識はいかがですか。

【原爆被爆者援護課長】今お話がございました、1月16日に国からの見解が一定示されまして、その見解につきましては、先ほど部長からもご説明さしあげたとおりでございますけれども、

過去の訴訟判決、それによる事実認定と整合性を欠く施策を行うことは困難、また、長崎県が出した専門家会議の報告書をもって広島と同様に救済の対象とすることはできないとの見解が示されました。

一方、その見解と併せて国からは、「被爆地域以外に降雨があったとの客観的な記録がないとする現在の判決を覆すに足るだけの根拠があるか検討する必要がある」と見解に書かれています。

ですので、これを受けまして、委員がご指摘になりました、国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館所蔵の被爆体験記、あるいはA B C Cの研究結果の分析調査を国に要望させていただいています。国においても、そのことについての必要があるとの見解を示しているからということでございます。

そのことについて、国がどうなのかということ、国がしない場合は県で、あるいは市で対応するべきではないかという指摘であろうかと思えます。

まず、長崎原爆死没者追悼平和祈念館は国立でございます。既に広島市の平和祈念館に所蔵されている被爆体験記については国でも調査を行っておりまして、そのスキルが一定あるということ、またA B C Cの研究結果の分析調査につきましても、「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会」の中で既に資料として示されておりまして、その部分についても国は一定その資料を示しているところがございますので、国においてまず調べていただくことがよいのではないかというふうに思い、2月16日に、雨が降ったことの新しい証拠となる可能性があるのではないかということで調査をしていただきたいという依頼をいたしたところでございま

す。

その際には国の原爆の室長からは、検討させてほしいというお話をいただいておりますので、全く対応していただけないということはないだろうというふうに思っているんですが、ただ、委員がおっしゃるように、もし国が動けないということであれば、県あるいは市で連携して何らかの対応ができないかということは、当然検討していくべきものだろうというふうに考えております。

【坂本(浩)委員】わかりました。経過については十分理解をしておりますので、ぜひ国の動向も踏まえていただきながら、県・市でさらに、その後どうですか、みたいなことも含めてしていただきたいと思います。

それともう一つは、県が報告書の中で、平成11年度の原子爆弾被爆者未指定地域の証言調査証言集が、降雨があったことを示す客観的な資料であると、かなりの人数の方が雨が降ったことを証言していると、そういう検証結果として出したわけですけれども、これに対して国は、これは少しバイアスがかかっているというふうな状況もあったようです。それでいきますと、国立の追悼平和祈念館の分がカバーできると思うんですけれども、それに加えて様々な方の声も検討していいんじゃないかと思います。

例えば、2008年にノーベル化学賞を受けた本県出身の下村 脩博士、名誉県民であります。この方は当時、諫早で黒い雨に遭ったというふうな証言です。爆心地から約20キロメートルの地点です。

これは長崎文献社が2010年に発刊した「クラゲに学ぶノーベル賞への道」という本があるんですけれども、ここに原爆時の証言が書かれているんです。まだ少年だったはずですが、

原爆に遭って、その後、黒い雲が諫早の方にもきて、家に帰る途中にシャツが真っ黒になったと、そういう描写もあります。

ぜひ、そういうのも含めて、どれくらい効果があるのかわかりませんが、とにかくいろんなことをやっていただきたいというふうに思っておりますので、先ほどの2点の要望をぜひ実現できるように、最後に要望としてお願いしたいと思います。以上です。

【下条委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】それでは、こども政策局を含む福祉保健部の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 5時19分 休憩

午後 5時20分 再開

【下条委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉保健部の審査を終了いたします。

この後、委員間討議を行います。

理事者退出のため、しばらく休憩いたします。

午後 5時21分 休憩

午後 5時24分 再開

【下条委員長】委員会を再開いたします。

文教厚生分科会長報告及び文教厚生委員長報告につきましては、正副委員長一任のもと、ご報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 5時25分 休憩

午後 5時25分 再開

【下条委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

【下条委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと思います。

それでは、本任期中の定例会における委員会は本日が最後となりますので、閉会に当たり、理事者の出席を求めています。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

午後 5時26分 休憩

午後 5時27分 再開

【下条委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本任期中の委員会は本日が最後となりますので、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年3月に委員長を仰せつかりまして、1年にわたり、委員会審査をはじめ、県内の現地視察などを実施することができました。県外視察ができなかったのが非常に残念だったんですけども、このメンバーでぜひ行きたかったというのが心残りです。

この間、山口(経)副委員長をはじめ各委員の皆様におかれましては、ご助言、ご協力を賜り、本当にありがとうございました。

皆様のおかげで、スムーズな進行ができました。ありがとうございました。

また、理事者の皆様方にも誠意あるご対応をしていただきまして、委員長として責務を果たすことができましたことを深く感謝いたします。

この1年を振り返ってみますと、本委員会の理事者の皆様方には、感染症対策や各種支援策などにご尽力いただくと同時に、様々な施策に取り組んでいただきました。例えば県立大学の

セキュリティ産学共同研究センターが完成し、県立高校への文理探究科の設置、また、問題が残りますけれども、被爆体験者の救済など様々な支援施策を議論させていただきました。

大変重要な施策の実現に向け、熱心な論議が交わされ、理事者の皆様方が、県内市内及び関係団体等との連携を図りながらご尽力いただきました賜物と存じます。

今後も、本委員会におきましては、教育、子育て、医療など、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境整備に努めていただくとともに、社会活動の回復・拡大に向けた対策にご尽力いただきますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、県勢の今後ますますのご発展、並びに委員の皆様及び理事者の皆様の一層のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

本当に皆様、1年間ありがとうございました。

（拍手）

次に、理事者を代表しまして、福祉保健部長より一言お願いをいたします。

【寺原福祉保健部長】 理事者を代表いたしまして、閉会のご挨拶を申し上げます。

下条委員長、山口(経)副委員長をはじめ、文教厚生委員の皆様方におかれましては、委員ご就任以降、文教厚生全般にわたりまして終始熱心にご審議をいただき、貴重なご意見、ご提言を賜りましたことに対しまして心よりお礼を申し上げます。

総務部関係では、県立大学や私立高校の卒業生に係る県内就職促進、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策、県立大学の次期中期目標などについて熱心にご議論をいただきました。

今後も、令和5年度供用開始する情報セキュリティ産学共同研究センターをはじめとする県

立大学の教育研究の充実や私立学校の振興に向け、教育環境の改善を図ってまいります。

次に教育委員会関係では、県教委と学校、地域が連携した取組や、教員の働き方改革推進等の取組、不登校児童生徒への支援取組など、教育行政に係る施策につきまして、終始熱心にご議論をいただきました。

今後、第3期長崎県教育振興基本計画に掲げる「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」を目指し、教育県長崎の確立に向け、引き続き努めてまいります。

また、こども政策局関係では、子どもの医療費助成制度や保育士等の処遇改善、結婚支援をはじめとする少子化対策、児童虐待防止対策などについて、熱心にご議論をいただきました。

今後、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感ずることができる社会の実現に向けて、結婚、妊娠、出産から子育てまでの一貫した切れ目ない支援に努めてまいります。

最後に福祉保健部関係では、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療体制、ワクチン接種体制の確保・推進、健康長寿日本一に向けた取組、長崎の被爆体験者の救済といった福祉保健行政の各種施策につきまして熱心にご議論いただきました。

引き続き、新型コロナウイルス感染症への適切な対応に注力するとともに、県民一人ひとりの尊厳が保たれ、共に支え合い、誰もが安心して、健やかで生きがいのある生活を送ることができる地域をつくるため、県民一人ひとりを支える医療・介護・福祉施策の充実を図ってまいります。

委員の皆様方より賜りました貴重なご意見、ご提案を踏まえながら、今後とも、本県教育、

子育て、福祉保健の発展のため、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様が、ご健勝にて本県発展のためになお一層ご活躍されますことを祈念いたしまして、簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。（拍手）

【下条委員長】ありがとうございました。

これをもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 5時32分 閉会

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和5年3月8日

文教厚生委員会委員長 下条 博文

議長 中島 廣義 様

記

1 議 案

| 番 号 | 件 名 | 審査結果 |
|------------|---|------|
| 第 17 号 議 案 | 長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分） | 原案可決 |
| 第 21 号 議 案 | 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 22 号 議 案 | 市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 23 号 議 案 | 県立高等学校等条例の一部を改正する条例 | 原案可決 |
| 第 30 号 議 案 | 長崎県公立大学法人の中期目標〔第4期〕について | 原案可決 |

計 5 件（原案可決 5 件）

委 員 長 下条 博文

副 委 員 長 山口 経正

署 名 委 員 大場 博文

署 名 委 員 宮本 法広

書 記 川村 恵

書 記 永淵 大輔

速 記 (有)長崎速記センター